

平成27年第2回（6月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月12日)

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○報告第1号の報告	9
○報告第2号の報告	11
○承認第1号の上程、説明	12
○承認第2号の上程、説明	14
○議案第33号の上程、説明	15
○議案第34号の上程、説明	16
○議案第35号の上程、説明	16
○議案第36号の上程、説明	17
○議案第37号の上程、説明	17
○議案第38号の上程、説明	18
○議案第39号の上程、説明	21
○議案第40号の上程、説明	23
○議案第41号の上程、説明	24
○散 会	25

第 2 号 (6月16日)

○開 議	29
○承認第1号の質疑、討論、採決	29
○承認第2号の質疑、討論、採決	31
○議案第33号の質疑、討論、採決	32
○議案第34号の質疑、討論、採決	35
○議案第35号の質疑、討論、採決	35

○議案第36号の質疑、討論、採決	36
○議案第37号の質疑、討論、採決	37
○議案第38号の質疑、討論、採決	37
○議案第39号の質疑、討論、採決	46
○議案第40号の質疑、討論、採決	46
○議案第41号の質疑、討論、採決	47
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	48
○散会	49

第3号（6月26日）

○開議	53
○議事日程の報告	53
○諸般の報告	53
○一般質問	53
根岸英一君	53
中澤莊也君	62
薗田靖邦君	79
坂本政司君	89
野口直次君	103
鈴木多津枝君	117
芹澤廣行君	133
○川根本町議会議員派遣の件	143
○閉会	143

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	蘭	田	靖	邦	君
2番	坂	本	政	司	君
3番	野	口	直	次	君
4番	根	岸	英	一	君
5番	中	澤	莊	也	君
6番	芹	澤	廣	行	君
7番	太	田	侑	孝	君
8番	山	本	信	之	君
9番	森		照	信	君
10番	鈴	木	多津	枝	君
11番	小	籐	侃	一郎	君
12番	中	田	隆	幸	君

不応招議員（なし）

平成27年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成27年6月12日（金）午前9時開議

諸般の報告

行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について（平成26年度川根本町一般会計予算）

日程第 4 報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について（平成26年度川根本町一般会計予算）

日程第 5 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第 6 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程第 7 議案第 33 号 川根本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 34 号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 35 号 財産の取得について

日程第 10 議案第 36 号 工事請負契約の締結について

日程第 11 議案第 37 号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について

日程第 12 議案第 38 号 平成27年度川根本町一般会計補正予算（第1号）

日程第 13 議案第 39 号 平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 14 議案第 40 号 平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 15 議案第 41 号 平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（12名）

1番	薦田 靖邦 君	2番	坂本 政司 君
3番	野口 直次 君	4番	根岸 英一 君
5番	中澤 莊也 君	6番	芹澤 廣行 君
7番	太田 侑孝 君	8番	山本 信之 君
9番	森 照信 君	10番	鈴木 多津枝 君
11番	小籐 侃一郎 君	12番	中田 隆幸 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木 敏夫 君	副町長	森 紀代志 君
教育長	大橋 慶士 君	総務課長	長嶋 一幸 君
企画課長	山本 銀男 君	税務課長	伊藤 千佳子 君
福祉課長	鳥本 宗幸 君	生活健康課長	野崎 郁徳 君
産業課長	後藤 泰久 君	建設課長	大村 浩美 君
総合支所長兼 商工観光課長	安竹 賢治 君	教育総務課長	前田 修児 君
生涯学習課長	藪下 和英 君	会計管理者	中野 裕文 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村 敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成27年第2回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月5日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、報告2件、承認2件、議案9件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる、議員派遣決定の報告を配付しておりますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さんおはようございます。

きょうは第2回の議会定例会ということで、全員の皆さんに御参考いただきまして開会でありますことを、お礼を申し上げたいというふうに思います。

また、常ひごろ行政に対しましても大変な御協力をいただいておりますこと、心より感謝を申し上げたいというふうに思っております。

27年度に入りましてから、早いもので間もなく3月ということになります。その間にも大変多くの委員会、または行事等々たくさんありますと、大変な御出席をいただきましたこともありがとうございました。お礼を申し上げたいというふうに思います。

4月27日に全員協議会を開催させていただきましたけれども、その後の行政報告をさせていただきたいというふうに思います。

4月27日には、全員協議会を開催させていただいたという日でございました。その日に、新しく町長になりました吉田町長が挨拶に見えたというのがこの日でございます。また、夜には、教職員の歓迎会がございまして、出席をしております。

4月28日ですが、この日には課長会議を開催しております。午後からは、静岡市におきまして町長会議、ふじのくに地域創造セミナーがございまして、出席をしております。

それから、4月30日午後に、春季の慰靈法要平和祈念式典が静岡市民文化会館でありまして、出席をしております。

5月1日ですが、皆さんにもお世話になりましたけれども、茶の感謝祭が牧之原公園で開催をしております。その日の午後には、全品の出品者に激励ということで、行政と副町長並びに産業課長が激励に行っております。

5月7日ですが、この日には国會議員の先生方もお見えになって、町内の茶工場の激励に行ってまいりました。

5月8日ですが、この日には、オフロードバイク隊の辞令の交付がございました。この日に島田の青年会議所の役員の皆さん方がお見えになっております。

5月8日ですが、教育総務課の打ち合わせがありまして、川根高校の寄宿舎の関係の打ち合わせをしたというのがこの日です。この日の午後には、河川事務所の島田支所の皆さん方がお見えになりまして、工事の概要等について説明をいただきました。

5月8日夜ですが、この日には「千年の学校」の会議があって、それに出席をしております。

5月12日ですが、交通規制審議会が島田警察署でありますと、出席をしております。

5月13日には、最も美しい村連合の審査がございまして、役員の方がこちらに審査にお見えになったというのが5月13日です。この日の夜には、赤石太鼓保存会の総会がございまして、文化会館へ行っております。

5月14日ですが、中部地域経営会議、これは中部地域の全市町の首長が出席をいたしまして会議をしたというのがこの日です。この日には、道路3団体の総会が静岡市であります。

出席しております。

5月15日ですが、この日には台湾の皆さんがこちらへお見えになりました。これは大井川鉄道と姉妹提携を持っている阿里山鉄道の皆さんにお見えになってというのがこの日です。この日の夕方には、町村会の振興協議会の監査がございまして、町長室で行ったというのがこの日です。

5月16日土曜日ですが、小学生の自転車大会が島田総合スポーツセンターで行われました。これに教育長と出席しておりますけれども、川根本町の中央小が優勝して、今後県大会に出場するというのがこの日に決定をいたしました。

5月19日ですが、この日には掛川におきまして4市1町の首長の打ち合わせがございまして、出席しております。

5月19日ですが、県の山林協会の理事会が静岡市であります、出席をしております。

5月20日ですが「とうきょう川根の会」の会長がお見えになりまして今後、川根の会と連携を持って対応していきたいというような趣旨の会議を行いました。

5月20日ですが、エコアクションの中間審査がございまして、その関係についてインタビューをさせていただいたというのがこの日です。

5月20日ですが、参議院議員の牧野たかお後援会の大会がございまして、出席をしております。

5月21日ですが、大井川鉄道の役員の皆さんにお見えになり、今後の経営再建計画についての報告をいただいたというのがこの日です。

5月21日には、藤枝MYFC、ルクレMYFCの女性の皆さんが選手の皆さんを含めてお見えになつていただきました。

5月21日ですが、県の内水面漁場管理委員会がございまして、これに出席をしております。

5月22日ですが、森林管理所、治山センター等々と町との意見交換会がございまして、役場で行いましたけれども、出席をさせていただきました。

5月24日ですが、自由民主党の第二選挙区支部の定期大会がありまして、島田市に行ってまいりました。多くの皆さんに参加をしていただいたというのがこの日です。

5月25日に、島田地区の防犯協会の総会がございまして、島田警察署へ行ってまいりました。これには私、議長、教育長が出席しております。

5月25日ですが、総合教育会議がございまして、出席をしております。この夜には、廃棄物減量推進協議会が山村開発センターでございまして、出席をしております。

5月26日ですが、道路協会道路利用者会議がもくせい会館でございまして、出席をしております。この日には、静岡市で全国治水砂防協会の静岡県支部の総会がございまして、出席をしております。

5月28日には、全国の治水砂防協会の総会がございまして、出席をしております。この折、役場の担当課長も同行いたしまして、省庁へ陳情ということで、国會議員の先生方にもお世

話になって、対応していただいたというのが5月28日の省庁での陳情でございます。

5月29日ですが、静岡の県立総合病院へ行って打ち合わせをしております。

5月29日ですが、県の観光協会の監査がございまして、出席をしております。この日ですが、焼津の市役所におきまして、環境省の幹部の皆さんと意見交換会ということで、いろいろ町の要望等をしたのが5月29日です。

6月2日ですが、市町村の自治振興協議会の決算の理事会がございまして、出席をしております。

6月2日ですが、環境資源協会の会議が静岡市でございまして、出席をしております。この日ですが、県の河川協会の総会がもくせい会館でございまして、出席をしております。

6月3日です。県の観光協会の定時総会がございまして、出席をしております。大型観光キャンペーンの委員会も、この日に同時に開催されております。この日ですが、市町村振興協議会の理事会がございまして、出席をしております。

6月4日ですが、川根高校の野球部後援会がございまして、出席をしております。この日の夜からは、高校の運営協議会がございまして、それに出席しております。

6月5日ですが、長島ダムの所長がお見えになったということで、これは27年度の事業計画についての報告をいただいたということで、大変積極的に対応をなさっているということを確認いたしました。

6月5日ですが、榛原郡の司法書士会の皆さんにお見えになりました。災害時においていろいろな手続等について配慮したいというふうな協力体制を構築したいというふうなことの内容でございました。

6月5日ですが、郡町村会総会がございまして、これは吉田町で開催されまして、私、副町長、総務課長が出席しております。

6月6日ですが、この日にはホタルサミットの全国大会の開会式ということで出席しております。この日は夜まで多くの皆さんに参加していただきまして、懇親会まで対応したというのがこの日でございます。また、6日の午後ですが、この日には世界遺産登録推進の協議会の総会が静岡市でございまして、これに出席しております。

6月7日ですが、この日にはトーマスの出発式、大変大勢の皆さんにお見えになったという日でございます。この日には、川根高校の文化祭もございましたけれども、そちらは出席できませんでした。

6月8日ですが、全国過疎連盟の理事会が東京でございまして、これに出席しております。

6月9日ですが、この日には町制10周年記念の式典についての打ち合わせを庁舎内で行わせていただきました。また、これにつきましては議員の皆さんにもいろいろな立場から御助言をいただければありがたいというふうに思っております。

この日ですが、県の防犯協会の総会が静岡市でございまして、これに出席をしております。

6月10日、この日には入札を執行いたしております。

この日の午後に川根温泉のホテルにおきまして大井川鉄道のサポートーズクラブの総会がございまして、出席をしております。これは大きく新聞に載ったものですから、御存じの方も多いと思います。

これで昨日ですが、大変議員の皆さんにもお世話になりました。大井川電力センターの50周年の感謝の集いというのがございまして、寸又峡で開催されたということで出席をしております。

以上でございますけれども、大変長くなりました。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、小畠侃一郎君、1番、菌田靖邦君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月26日までの15日間に決定しました。



◎日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成26年度川根本町一般会計予算）

○議長（中田隆幸君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成26年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。本案について町長から報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、報告第1号の繰越明許費繰越計算書についての提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号は、平成26年12月定例会、平成27年第1回臨時議会及び平成27年3月定例会において御承認をいただきました。平成26年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定いたしましたので、報告するものであります。

資料1ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費、事業名、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業は、翌年度繰越額1,147万1,000円、町単独事業、電気自動車充電インフラ整備事業は、翌年度繰越額626万4,000円、まち・ひと・しごと創生、全国ホタル研究会事業費補助金は、翌年度繰越額300万円、高度情報基盤整備事業は、翌年度繰越額8億9,297万5,000円です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、事業名、町単独事業、坂京飲料水供給施設電気設備施工管理業務委託は、翌年度繰越額32万4,000円、町単独事業、坂京飲料水供給施設取水設備電気工事は、翌年度繰越額3,145万5,000円、町単独事業、原山飲料水供給施設取水施設等土地購入は、翌年度繰越額136万7,000円です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、農道崎平川手支線1号開設事業は、翌年度繰越額580万円、町単独事業、池の谷吊り橋修繕工事は、翌年度繰越額250万円です。

資料2ページをごらんください。

第2項林業費、事業名、町単独事業、林道塚ノ山線測量設計業務委託は、翌年度繰越額420万円、町単独事業、林道河内川線改良工事に伴う測量設計業務委託は、翌年度繰越額200万円、森林環境保全整備事業、林業専用道塩野線開設工事は、翌年度繰越額1,361万2,000円、道整備交付金事業、林道塚ノ山線開設工事は、翌年度繰越額1,998万8,000円、県単独林道（開設）事業、施業道ヒラト線開設工事は、翌年度繰越額3,671万4,000円、県単独林道（改良）事業、林道平栗線改良工事は、翌年度繰越額300万5,000円、町単独事業、施業道ヒラト線舗装工事は、翌年度繰越額461万円、町単独事業、林道塚ノ山線開設工事に伴う向井飲料水導水管布設がえ工事は、翌年度繰越額171万円、町単独事業、林道文沢線維持工事は、翌年度繰越額200万円、町単独事業、林道南赤石線改良工事（第1工区）は、翌年度繰越額250万円です。

第7款商工費、第1項商工費、事業名、まち・ひと・しごと創生、商工会プレミアムつきお買い物券発行事業費補助金は、翌年度繰越額1,575万円、まち・ひと・しごと創生、大井川流域観光事業、主にトーマスフェア関連ですが、翌年度繰越額は2,325万円です。

資料の3ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名、町単独事業、町道瀬沢境川線道路復旧工事は、翌年度繰越額3,049万円、社会資本整備総合交付金事業、町道高郷田野口停車場線放送工事（第2工区）は、翌年度繰越額985万4,000円、道整備交付金事業、町道野志本下村線改良工事は、翌年度繰越額1,070万円、町単独事業、町道高郷田野口停車場線道路標識設置

工事は、翌年度繰越額200万円、町単独事業、町道薬師線改良工事は、翌年度繰越額300万円、社会資本整備総合交付金事業、中徳橋耐震補強設計業務委託は、翌年度繰越額996万3,000円、社会資本整備総合交付金事業、中徳橋上部工修繕工事は、翌年度繰越額3,850万円です。

第9款消防費、第1項消防費、事業名、町単独事業、地域防災計画策定業務は、翌年度繰越額594万円です。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、町単独事業、林道水川線災害復旧に伴う地質調査業務委託は、翌年度繰越額850万円です。

なお、各事業の進捗状況につきましては、資料の4ページから7ページをごらんください。

以上、繰越明許費についての報告とさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものです。御了承ください。



◎日程第4 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について（平成26年度川根本町一般会計予算）

○議長（中田隆幸君） 日程第4、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について（平成26年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

事故繰越し繰越計算書については報告議案です。本案について町長から報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 大変失礼いたしました。それでは、報告第2号です。事故繰越し繰越計算書についての報告をさせていただきます。

資料1ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費、事業名、町単独事業、元ニュー久保山施設等解体工事につきましては、債務負担事業により平成26年度分の工事に着手をいたしましたが、工事現場に通じる町道閑蔵支線の崩土により通行不能となってしまい、年度内の工事の施工が見込めなくなつたため、事故繰越しとさせていただきました。翌年度への繰越額は451万円です。

以上、事故繰越しについての報告にかえさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、町長が議会へ報告するものです。御了承ください。



◎日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（中田隆幸君） 日程第5、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認第1号、川根本町税条例等の一部を改正する条例につ
いての提案理由をさせていただきます。

承認第1号、川根本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について説明をさせてい
ただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、その一部が4月1日か
ら施行されたことに伴い、同日から一部改正法を適用させるためには、地方税法と町税条例
の整合性を図って、町税条例等の一部改正の必要性が生じました。

また、平成28年1月1日からの番号法施行に伴う文言の改正等の所要の措置も必要となっ
てまいります。

上位法令である地方税法の一部改正に遅れることのないよう地方自治法第179条第1項の
規定に基づき、同年3月31日、川根本町税条例等の一部を改正する条例を専決処分しました
ので、同条第3項の規定により報告をさせていただき、御承認をお願いするものであります。

まず、専決処分事項の承認を求めるについて、川根本町税条例等の一部を改正する條
例から説明をさせていただきます。

つきましては、提出議案の7ページから21ページ、また新旧対照表は1ページから41ペー
ジをあわせてご覧ください。

最初に、新旧対照表の1ページ、第1条の川根本町税条例の一部を改正する条例について
です。

第2条の改正は、平成28年1月1日からの番号法施行に伴う所要の措置で、納付書の中の
「又は名称」部分を新旧対照表にあります文言に改正をするものであります。

新旧対照表2ページの第23条の改正は、町民税の納税義務者等について法人町民税におけ
る恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様に書きおろす形式に改正するものであります。

3ページから5ページにかかる第31条の改正は、法人町民税均等割の税率適用区分である
資本金等の額について改正が行われたことに伴う所要の措置で、第2項の表1の才の改正に
新たに4項の追加であります。

6ページ、第33条第2項の改正は、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住
民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得法の計算の例によら
ないものとするというただし書きの追加であります。

第36条の2の改正は、番号法施行に伴い、町民税の申告に法人番号の規定を整備するもの
であります。

7ページ、第36条の3の改正は、地方税法の改正に合わせて項ずれの整備であります。

7、8、9ページ、第48条及び第50条の改正は、法人税法改正に伴う引用部分の項ずれに伴う所要の措置としての改正です。第51条の改正は、番号法施行に伴う個人番号または法人番号等の規定の整備で、文言追加とそれに伴うずれの整備であります。

10、11ページ、第57条及び第59条の改正は、地方税法の改正に伴う条ずれに伴う改正を行うものであります。

11ページから19ページにわたる第63条の2、63条の3、71条、74条、74条の2、第89条、90条、第139条の3、第149条の改正は、番号法施行に伴う個人番号または法人番号等の規定の整備で、一般的用例に基づく文言の改正であります。

次に、附則第4条の改正は、地方税法改正に合わせて条ずれの措置です。

20ページ、附則第7条の3の2の改正は、消費税引き上げ時期の変更を踏まえ、個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間が、平成29年末から平成31年6月末まで1年半延長されることに伴う適用年度に係る改正を行うものであります。

21、22、23ページの附則第9条、9条の2の改正は、個人町民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充するもの、またふるさと納税申告手続の簡素化から「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の新たな創設に伴う改正であります。

附則第10条の3の改正は、番号法施行に伴う個人番号または法人番号等の規定の整備で、一般的用例に基づく文言の改正であります。

27、28ページ、附則第11条、11条の2の改正は、固定資産税の土地の価格の特例について、現行の措置を平成29年度まで延長することにより改正するものであります。

附則第12条の改正は、宅地に係る負担調整措置を平成29年度まで延長することに伴う改正であります。

31ページ、附則第13条の改正は、農地に係る負担調整措置が宅地同様に平成29年度まで延長することに伴う改正であります。

32ページ、附則第15条の改正は、特別土地保有税に係る課税の特例を平成29年度まで延長することに伴う改正であります。

33、34、35ページ、附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の関係で、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車、新車に限るで、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、翌年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置、軽自動車税のグリーン化特例を導入することに伴い、軽自動車税の税率の特例が創設されることによる改正であります。

第1項は、電気自動車及び天然ガス自動車について規定をしたもので、軽減率はおおむね75%でございます。

第2項は、ガソリン車で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ平成17年排出ガス基準より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち乗用のものについては、平成32年度燃

費基準値より20%以上燃費性能のよいものについて、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能のよいものについて、税率をおおむね50%を軽減することの規定であります。

第3項は、第2項でうたった平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能のよいものについて、おおむね25%を軽減することの規定であります。

35ページ、附則第16条の2の改正は、紙巻きたばこ3級品に係る特例税率の廃止に伴う削除の改正であります。

続きまして、条例第2条による平成26年改正附則の第1条、第4条の改正についてですが、新旧対照表の38ページ、39ページをごらんください。

地方税法の改正に合わせた改正で、平成27年度分以降の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率の引き上げについて、適用開始時期が1年間延長されることに伴う改正であります。

附則第6条の改正は、軽自動車税のグリーン化に係る標準税率の特例が附則第16条に新設されたことに伴う改正であります。

新旧対照表ではなく、議案の14ページからごらんください。附則について説明をさせていただきます。

附則の第1条では、施行期日を定め、附則の第2条では、町民税に関する適用区分の経過措置について、第3条では、固定資産税に関する適用区分の経過措置について、第4条では、税率の特例の適用が平成28年度分について適用されることを定めております。

第5条では、15ページから21ページにわたって、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を4段階で縮減、廃止する改正に係る町たばこ税に関する経過措置を定め、第6条では、特別土地保有税に関する申請書の様式に係る経過措置、第7条では、入湯税に関する申告書の様式に係る経過措置を定めております。

以上、専決処分いたしました川根本町税条例等の一部を改正する条例についての説明をさせていただきました。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明が終わりました。



◎日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（中田隆幸君） 日程第6、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認第2号の提案理由の説明をさせていただきます。

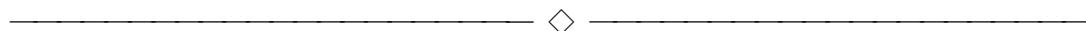
本件は、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴う所要の改正を行うものであります。

議案22ページ、新旧対照表44ページをごらんください。

国民健康保険税の減額について、第23条において低所得者の国民健康保険税の軽減措置の拡大を図るため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明が終わりました。



◎日程第7 議案第33号 川根本町国民健康保険税条例等の一部を改 正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第7、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第33号です。

川根本町国民健康保険税条例等の一部改正についての説明をさせていただきます。

本条例の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税被保険者に対する課税額の課税限度額の改正と地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ交付されたことに伴う町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法及び町税条例との整合性を図るため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正をお願いするものであります。

最初に、提出議案26ページと新旧対照表44ページをごらんください。

第1条の改正は、第2条第2項中基礎課税額の課税限度額を51万円から52万円に、同条第3項中後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を16万円から17万円に、同条第4項中介護納付金課税被保険者等に対する課税額の課税限度額を14万円から16万円に改めるものであります。

次に、提出議案26ページと新旧対照表46ページをごらんください。

第2条の改正は、附則第17項の改正のうち、条例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分の施行期日を平成28年1月1日施行とするものであります。

提出議案の27ページをごらんください。

附則第1号で施行期日を定め、第2号で第1条の改正後の国民健康保険税に係る適用区分を定めたものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第34号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第34号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第34号です。

川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の28、29ページをごらんください。参考に新旧条文対照表48、49ページをあわせてご覧いただきたいと思います。

この改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、低所得者の保険料軽減を行うものであります。

その内容は、第1号被保険者の第1段階の保険料について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減し、年額3万3,600円の保険料額を年額3万200円とするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第35号 財産の取得について

○議長（中田隆幸君） 日程第9、議案第35号、財産の取得についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第35号です。

財産の取得について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成27年度町単独事業、水槽付消防ポンプ自動車購入に係る財産取得について議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る5月29日に8社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、日本機械工業株式会社名古屋営業所が落札し、契約金額3,585万6,000円で物品売買契約を締結しようとするものであります。

納期につきましては、議決の日の翌日から平成28年2月29日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第36号 工事請負契約の締結について

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議案第36号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第36号です。

工事請負契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成27年度緊急地震・津波対策基金事業、川根本町健康増進施設耐震補強改修工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る6月10日に7社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、株式会社富田工務店が落札し、契約金額5,724万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成28年2月28日を予定しております。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第37号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第37号、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第37号です。

静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についての提案理由の説明させていただきます。

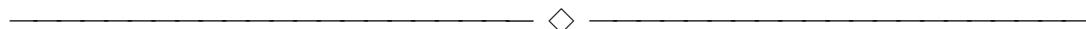
本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡県市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第

286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の構成団体の変更は、伊豆市及び伊豆の国市で構成している「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合」が議会議員、その他非常勤職員の公務災害事務について共同処理を行うことから、本組合に加入するものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第38号 平成27年度川根本町一般会計補正予算

(第1号)

○議長（中田隆幸君） 日程第12、議案第38号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第38号です。

平成27年度川根本町一般会計補正予算第1号の概要についての説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,232万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億332万円としたものであります。

第2表では、地方債の限度額について補正をしたいものであります。

今回の補正は、コミュニティ施設整備事業費補助金の増額、行政情報に係る通信運搬費の増額、マイナンバー制度に対応するための庁内統合宛名システム構築業務委託料の増額、特別養護老人ホーム増床計画に伴う測量設計業務委託料の追加、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、上長尾診療所施設改修等に伴う経費の追加、いやしの里診療所において試行実施する訪問看護事業経費の追加に伴ういやしの里診療所事業拠出金の増額、桑野山貯木場において実施予定の木の駅事業に係る経費の追加、施業道ヒラト線開設工事に係る土地購入費等の追加、音戸の郷駐車場支障樹木伐採業務委託料の追加、町道旧上長尾保育所線路線延長に伴う土地購入費等の追加、総合支所管内の防災無線百合久保中継所蓄電池修繕料の追加、若者交流センターの建設に向けた設計監理業務委託料の追加、町内小学校の修繕経費の増額、林道水川線災害復旧工事に係る経費の追加などが主なものであります。

事項別明細により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般11ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は171万9,000円の増額です。これは交通安全対策費としてカーブミラーの修繕料の増額です。自治会振興費として、コミュニティ施設整備事業に対する補助金の増額です。庁舎管理費として、役場本庁舎のごみ集積倉庫のドア故障に伴う倉

庫更新工事の追加をお願いするものであります。

11、12ページをごらんください。

第2項企画費は518万6,000円の増額です。これは高度情報基盤整備事業により整備した光回線への切りかえ時期の延長に伴う行政情報通信運搬費の増額、マイナンバー制度に対応するための府内統合宛名システム構築業務委託料の増額、防災情報ステーション運用業務委託料の追加及び高度情報基盤整備工事に係る立木伐採補償金の増額をお願いするものであります。

12、13ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は2,021万8,000円の増額です。これは老人福祉費として特別養護老人ホーム増床計画に伴う用地測量設計業務委託料、分筆測量業務委託料及び不動産鑑定業務委託料の追加であります。国民健康保険費として、保険税の本算定に当たり、被保険者区分ごとの平成24年度から平成26年度の年間給付費額から平成27年度の給付費見込み額を算出するような補正予算に係る特別会計繰出金の増額であります。介護保険費として、低所得者の保険料軽減制度導入に伴う財源更正に係る特別会計繰出金の増額をお願いするものであります。

13ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は1,742万5,000円の増額です。これは当初いやしの里診療所で訪問看護事業の試行実施経費として計上した臨時雇い賃金及び臨時職員の社会保険料をいやしの里診療所事業会計へ振り替えることによる減額と同事業の実施に係るいやしの里診療所事業特別会計の補正に係る繰出金の増額、上長尾診療所の医師招聘のための施設改修等に係る工事請負や備品購入費等の追加をお願いするものであります。

14ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第2項林業費は490万9,000円の増額です。林業振興費として、桑野山貯木場において実施予定の木の駅事業に係る消耗品費や啓発パンフレット作成のための印刷製本費の追加であります。林道費として、施業道ヒラト線開設工事に伴う登記手数料、分筆測量委託料、土地購入費の追加をお願いするものであります。

第7款商工費、第1項商工費は133万4,000円の増額です。これは音戸の郷運営費として、駐車場に支障がある樹木伐採業務委託料の追加をお願いするものであります。

15ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は217万1,000円の増額であります。道路新設改良費として町道旧上長尾保育所線路線延長に伴う登記手数料、分筆測量委託料、土地購入費の追加をお願いするものであります。

第3項河川費は60万円の増額です。砂防費として、単価及び諸経費改正に伴う急傾斜地崩壊危険区域指定促進業務委託料の増額をお願いするものであります。

15、16ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は235万3,000円の増額です。消防施設費として消防団第1分団3部奥泉詰所用地の購入費及び茶樹等補償金の追加であります。災害対策費として、総合支所管内の防災無線百合久保中継所蓄電池劣化に伴う修繕料の追加をお願いするものであります。

16ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費として1,100万円の増額です。教育諸費として若者交流センター、これは仮称でありますけれども、建設に向けた設計監理業務委託料の追加をお願いするものであります。

第2項小学校費は308万9,000円の増額です。これは中川根南部小学校のプール槽修繕工事請負費及び中川根第一小学校の校内漏水修繕工事請負費の追加をお願いするものであります。

17ページをごらんください。

第5項保健体育費は61万6,000円の増額です。海洋センター運営費として、事務所空調設備の故障に伴う備品購入費の追加をお願いするものであります。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は7,170万円の増額です。林業施設災害復旧費として、林道水川線災害復旧工事に伴う災害応急復旧委託料、測量設計委託料、工事請負費の追加をお願いするものであります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は474万3,000円の増額です。民生費国庫負担金として介護保険低所得者保険料軽減制度導入に伴う保険料軽減負担金の追加と国民健康保険基盤安定負担金の増額をお願いするものであります。

第2項国庫補助金は584万6,000円の増額です。総務費国庫補助金として府内統合宛名システム構築に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額です。農林水産業費国庫補助金として桑野山貯木場において実施予定の木の駅事業に係る山村活性化支援交付金の追加をお願いするものであります。

8ページをごらんください。

14款県支出金、第1項県負担金は1,423万5,000円の増額です。民生費県負担金として国民健康保険基盤安定負担金の増額と介護保険低所得者保険料軽減制度導入に伴い、当初予算において一般財源として計上をしていた介護保険料軽減負担金の減額と同事業の実施に伴う県負担金の追加をお願いするものであります。

第2項県補助金は3,900万円の増額です。災害復旧費県補助金として、林道水川線災害復旧工事に係る災害復旧費の補助金の追加をお願いするものであります。

第18款繰越金、第1項は繰越金6,761万6,000円の増額であります。これは前年度歳計余剰金の一部を計上するものであります。

9ページをごらんください。

第19款諸収入、第5項雑入は48万円の増額です。これは桑野山貯木場において実施予定の木の駅事業に係る事業登録者の個人負担金の追加をお願いするものであります。

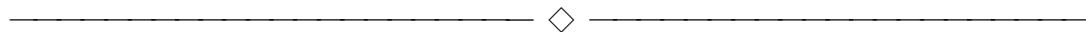
第20款町債、第1項町債は1,040万円の増額です。これは教育債として、若者交流センター、仮称でございますけれども、建設に向けた事業費追加に係る合併特例事業債の増額をお願いするものであります。

第2表地方債補正につきましては、一般4ページをごらんください。

若者交流センター（仮称）建設に向けた事業費追加に係る合併特例事業債の起債限度額を3億1,390万円に増額補正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第39号 平成27年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第13、議案第39号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第39号です。

平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,150万円としたいものであります。

保険税の本算定に当たって、被保険者区分ごとの平成24年度から平成26年度の年間給付額から平成27年度の給付費見込み額を算出するような補正内容となっております。

事項別明細により、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の国保11、12ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は5,401万5,000円の減額です。これは過去の給付実績額等から算出した医療給付費の減額です。一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費及び一般被保険者療養費は減額をしておりますが、退職者被保険者等療養費は増額となっております。

12、13ページをごらんください。

第2項高額療養費は588万4,000円の減額です。過去の給付実績額等から算出した高額療養費の減額です。一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等高額療養費は減額、一般被保険

者高額介護合算医療費は財源更正となっております。

13ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は財源更正です。

第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金は1,000円の減額であります。これは27年度の拠出金が決定したことにより、老人保健医療費拠出金を減額するものであります。

14ページをごらんください。

第6款介護納付金、第1項介護給付費は268万3,000円の減額です。これも27年度分納付額が決定したことによる減額であります。

第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費は財源更正です。

第9款基金積立金、第1項基金積立金は800万円の増額です。これは後期高齢者支援金分の基金繰り入れに対する一般会計からの繰り入れを行い、同額を積み立てるよう増額をお願いするものであります。

15ページをごらんください。

第11款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金は1,658万3,000円の増額です。これは26年度療養給付費交付金の実績見込みにより、返還金を補正するものであります。最終的に返還金が確定したところで、再度補正により調整をさせていただく予定であります。

歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細国保5、6ページをごらんください。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税は1,964万6,000円の減額です。本算定に伴う歳入見込みにより、一般被保険者については医療給費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分及び介護納付金現年課税分をそれぞれ減額するものであります。退職被保険者についても医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分及び介護納付金分現年課税分を減額するものであります。

6ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,051万9,000円の減額です。これは本年度の決定額等から算出した現年度分の一般被保険者療養給付費分、老人保健医療費拠出金分及び介護保険分の減額と後期高齢者支援金分の増額をお願いするものであります。

第2項国庫補助金は254万円の減額です。財政調整交付金は一般分及び介護保険分の減額と支援分の増額による普通調整交付金の補正をお願いするものであります。

7ページをごらんください。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は1,581万5,000円の減額です。交付金決定による退職者医療療養給付費交付金、後期高齢者支援金交付金及び退職者医療に係る前期高齢者交付金の減額による補正をお願いするものであります。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は1,166万2,000円の減額です。これは交付金の決定見込みによる減額であります。

第6款県支出金、第2項県交付金は197万2,000円の減額です。これは交付金決定による都道府県調整交付金一般被保険者分及び同介護保険分の減額と同支援分の増額をお願いするものであります。

8ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は763万2,000円の増額です。これは保険税の本算定に伴う保険基盤安定繰入金及び後期高齢者支援金分の基金繰り入れに伴う基金減少分のその他一般会計繰入金の増額と財政安定化支援事業繰入金の減額をお願いするものであります。

第2項基金繰入金は799万9,000円の増額です。これは後期高齢者支援金への充当のため、保険給付費等支払準備基金からの繰入金で対応するものであります。

9ページをごらんください。

第10款繰越金、第1項繰越金は852万3,000円の増額です。これは平成26年度の決算見込みによる繰越金の増額をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第40号 平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第14、議案第40号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第40号です。

平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、低所得者の保険料軽減制度導入に伴う財源更正をお願いするものであります。今回の補正では、予算総額の補正はありません。

事項別明細書により歳入について説明をさせていただきます。

介護の3ページをごらんください。

第1款保険料、第1項介護保険料は181万3,000円の減額です。低所得者保険料軽減制度導入に伴い、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の減額をお願いするものであります。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は181万3,000円の増額です。低所得者保険料軽減制度導入に伴う保険料減額部分について一般会計からの繰り入れをお願いするものであります。

なお、この繰入額については、2分の1の金額を国が、4分の1の金額を県が負担することとなり、一般会計予算により補正をさせていただいております。

以上、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第41号 平成27年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第15、議案第41号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第41号です。

平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第1号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ582万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,062万円としたいものであります。

今回の補正予算は、訪問看護事業の試行実施に伴う経費の補正をお願いするものであります。

事項別明細により、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所5ページをごらんください。

第2款医業費、第1項医業費は582万円の増額です。これは訪問看護事業の試行実施に伴う報償費、旅費、需用費、役務費、委託料及び備品購入費の追加をお願いするものであります。

歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第1款診療収入、第1項外来収入は136万3,000円の増額です。これは訪問看護事業の試行実施に伴う国民健康保険診療報酬収入、社会保険診療報酬収入、一部負担金収入、その他の診療報酬収入及び介護保険診療報酬の追加をお願いするものであります。

4ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は445万7,000円の増額です。これは訪問看護事業の試行実施に伴う経費の総額から診療収入を除いた金額を一般会計からの繰り入れをお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散　　会

○議長（中田隆幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月16日午前9時、本会議を開会し、承認、議案に対する質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

長い提案理由を本当に御苦労さまでした。

以上をもちまして散会します。

散会 午前10時18分

平成27年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成27年6月16日（火）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 3 議案第 33 号 川根本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 34 号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 35 号 財産の取得について
- 日程第 6 議案第 36 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第 37 号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 38 号 平成27年度川根本町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 39 号 平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第 40 号 平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 41 号 平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

出席議員（12名）

1番	薦田 靖邦 君	2番	坂本 政司 君
3番	野口 直次 君	4番	根岸 英一 君
5番	中澤 莊也 君	6番	芹澤 廣行 君
7番	太田 侑孝 君	8番	山本 信之 君
9番	森 照信 君	10番	鈴木 多津枝 君
11番	小籐 侃一郎 君	12番	中田 隆幸 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木 敏夫 君	副町長	森 紀代志 君
教育長	大橋 慶士 君	総務課長	長嶋 一幸 君
企画課長	山本 銀男 君	税務課長	伊藤 千佳子 君
福祉課長	鳥本 宗幸 君	生活健康課長	野崎 郁徳 君
産業課長	後藤 泰久 君	建設課長	大村 浩美 君
総合支所長兼 商工観光課長	安竹 賢治 君	教育総務課長	前田 修児 君
生涯学習課長	藪下 和英 君	会計管理者	中野 裕文 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村 敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（中田隆幸君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は6月12日の日と同様です。御了承願います。



◎日程第1 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（中田隆幸君） 日程第1、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

先ほど、まだ心のゆとりが、平静が戻っていないときに質疑を通告しながら、するのを逃
してしまいました。それで、質疑なしになってしまいますけれども、反対討論だけを行いた
いと思います。

町税条例等の一部改正についてですけれども、今回の町税条例の改正は、第189通常国会
で3月31日に成立した地方税法の改正を受けた改正で、アベノミクスの大盤振る舞いにもか
かわらず、消費税の8%への引き上げの打撃は大きく、景気回復の実態がないことを認めた
安倍首相が引き続き消費税の10%への引き上げを断念せざるを得なくなり、1年半延長を断
行し、景気回復を目指す法人税のさらなる大幅引き上げや消費税の10%への引き上げの延長
に伴う様々な減税措置の延長を盛り込んでおり、後に控えた消費税10%へ引き上げる環境整
備を行う内容です。しかし、消費税の10%へのさらなる引き上げは、戻し税で潤う輸出大企
業はうれしいでしょうが、庶民の懐はますます冷え込み、景気回復など遠のく一方です。

また、多くの国民が反対の声を上げている国民総背番号制度も早くも年金機構のサイバー

攻撃による125万件もの個人情報の流出や高齢者の預金を狙った事件が相次いでいます。安全な管理方法などないという声が上がっている中で、個人情報を国や行政が一つに統合することの危険性や、いざれは戦争する国づくりへ国民を駆り立て、監視するために使われるのではないかという不信が噴出しています。

今回の町税条例改正の中にも10件を超す番号制度にかかる改正が出ており、町の予算でも各課で番号制度の導入に合わせたシステム改修が上がっているなど、国言いなりの無防備さは驚くほどです。

大企業も、多分大資産家もいない当町で、このような重大な条例改正をろくな議論もしないで、国言いなりに慌てて専決処分するのではなく、真に国民を守る立場に立って、きちんと慎重審議を尽くすべきではないでしょうか。国民の猛反対で延長せざるを得なくなった消費税の10%への引き上げに伴う住宅ローンの減税期間の1年半延長は、これで生じる個人の住民税の減収は国が全額補填するとしていて、期限を切らずにむしろ恒久法としてほしいものです。

一方、高い車など買えない庶民にとってなくてはならない軽トラックや軽乗用車などにかかる軽自動車税を自動車取得税廃止の穴埋めに引き上げることになりましたが、16年度限りの暫定的な軽減措置で、軽自動車税の増税こそ中止すべきです。

背番号法や消費税再増税を前提とした町税条例の改正の専決処分の承認は、議論も尽くされておらず、賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、小籔侃一郎君。

○11番（小籔侃一郎君） 承認第1号を賛成の立場から発言いたします。

この承認第1号は、先ほども申しておりますけれども、27年3月31日に公布された国の法律に合わせるものでありますし、上位法令である地方税法の一部改正にこの町がおくれをとることのないようにというようなことで専決処分されたものでありますし、軽自動車税いろいろマイナンバーのお話がございましたけれども、いざれにいたしましたが、この町で決めたものではなく上位からの指示ということでございまして、それに対応していくものでございます。

私もマイナンバー制度については、いろんな思いもありますけれども、このマイナンバー制度は、日本国は後進国でございます。既にスウェーデンをはじめいろんな国で、多くの国が採用しておりますし、いろんな問題も出ているのも指摘されておりますけれども、そういう先進マイナンバー国の反省を踏まえまして、日本もしっかりしたものができるんじゃないかなと期待しているところもございます。

いざれにいたしましたが、上位法に沿った川根本町の改正ということでございます。そういうことですので、この町がそういう上位法におくれをとることのないように対応できるように賛成といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）を採決します。

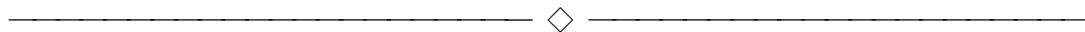
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第2 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（中田隆幸君） 日程第2、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第3 議案第33号 川根本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第3、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告したとおりなんですけれども、通告が皆さんに配られているみたいで、先ほど森議員から、委員長から指摘を受けまして、間違いがありました。訂正をお願いします。「基礎課税額などに係る限度額を」の後の「医療・介護で1万円ずつ」というのは、「医療・支援分で1万円ずつ」、それから介護分で2万円引き上げて増収を図る内容ですが、資料や説明によりますと6世帯で15人が増額となり、総額34万4,084円の増額となるとの内容です。

このことで、例えば4万円、全部が最高で4万円上がる世帯の世帯数、人数、それから世帯の所得額、また3万円上がる場合と同じく世帯数、人数、世帯の所得額、それから2万円上がる場合の世帯数、人数、世帯の所得額、それから1万円上がる場合と同じく世帯数、人数、世帯の所得額は幾らかお伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） それでは、お答えをさせていただきます。

議会全員協議会でお示しした資料では、27年度保険税課税データ、26年度の所得から算出した試算結果で影響をお話をさせていただきましたけれども、議員お話しのとおり、6世帯、34万4,084円の影響があるという説明をさせていただいております。

しかしながら、これはあくまでも補正予算算定のための試算、試しの計算、試みの計算ですけれども、によるものでありますて、平成27年度の本算定においては、諸般の状況等も変わることがあり、誤差が生じるということが想定されます。

今回の改正によりまして、それぞれ国民健康保険税が上がる世帯の所得がどれくらいかというような御質問かと思いますけれども、現在の試算のデータ上からでは詳細についてなかなか世帯の状況等が判断しかねるところもありますけれども、この世帯は基礎課税額、医療分のみの影響があるとか、この世帯は基礎課税額と高齢者分の両方が影響あるというようなところについては、なかなか特定ができないという状況があるということは、まず御理解をいただきたいと思います。

その上で、試算データによる改正の影響としましては、基礎課税分、医療分としましては、対象となる世帯については増減はないというふうに考えております。

限度額超過分の増減は3万円の減少というふうに試算をしております。試算データから限

度超過対象世帯の課税標準世帯は3世帯で、1世帯当たりの金額としては2,082万円という金額が出ます。試算結果から、世帯の所得階層では850万円を超える世帯で改正の影響が出るというふうに考えております。

次に、後期高齢者支援分では、対象となる世帯については、改正前の試算では14世帯、改正後の試算では12世帯という形になります。

限度超過額の増減としましては13万5,874円で、試算データから限度超過対象世帯は12世帯、1世帯当たりの課税標準額は1,167万3,000円となっております。この結果から、世帯の所得階層で720万円を超える世帯で今回の改正の影響が出るというふうに考えております。

最後に、介護保険分でございますけれども、対象となる世帯は改正前の試算で11世帯、改正後の試算で7世帯となります。

限度超過額の増減は17万8,210円で、試算データから限度超過対象世帯は7世帯、1世帯当たりの課税標準額は999万7,000円となります。試算結果からは、世帯の所得階層では520万円を超える世帯から影響が出るというような結果が出ております。

いずれにしましても、今回の改正は、高所得者の負担をお願いすることにより国保税の負担の均等化を図るといったものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

ただいま課長から大変細かい詳細な答弁、説明がありまして、本当に何で反対するのかと皆さんも驚いているのではないかと思います。私も非常に担当の方々の日ごろの努力を考えると、反対討論するのは非常に心苦しいんですけども、一応立場上、やっぱり今黙ってていってはいけないかなと思って反対をすることにしました。できれば、これから国保運営に参考にしていただきたいなという思いもあります。

まず、今年度の国保税本算定では、国保税が据え置きにされたこと、それから低所得者の保険税を国・県・町の負担で軽減する基盤安定措置で5割2割軽減とする対象所得が引き上げられ、対象世帯が増えたこと。それから、町の一般会計からその他の繰り入れが昨年に引き続いて行われたことなど、以前の国保に対する行政の対応が本当に前向きになってきた、国保の会計あるいは国保加入者を守るためにそういう措置がとられたということに私は心か

ら感謝を申し上げます。

それでも国保は国保法第1条にうたわれているように、年金暮らしの方や収入が不安定な商店など他の医療保険に入れない人も安心して医療が受けられるようするためにつくられた憲法の生存権の保障に基づく世界に誇る国民皆保険の社会保障制度です。本来は、国が責任を持って運営しなければならないのに、国は始まりから以降、最初のほうでは医療費の50%を負担していましたが、35%まで現在では切り下げて、そのまま続けており、地方自治体と個人へその責任を押しつけ続けています。そのため、財政力の弱い地方自治体では、いざというときにとの理由から所得の1割を超す高い保険料を定めながら、支払準備基金を増やしてきました。だから、町民の3割を超す国保加入者の負担は既に限界を超えていると私は言い続けてきました。国に市町村国保への国の責任を果たし、国負担金をもっと増やすべきだと私たち共産党は言い続けています。

そういう中で、今年の本算定では、国保加入者の暮らしを守り、脆弱な国保会計の運営を守るために町が防波堤となる姿勢が示されました。今後もぜひ続けていただきたいと願っています。

それなのになぜこの議案に反対するのかと申しますと、先ほど述べた中で、当議案の限度超過額の引き上げだけが加入者の負担増をもたらすものだからです。確かに所得が多い方々が対象で、引き上げ額も1万円から4万円という深刻な金額ではないかもしれません。国保会計でも何が何でも引き上げなければやっていけないというものでもないはずです。

今回、引き上げの対象となる方たちは、何につけ一番この町を支えてこられた方たちではないでしょうか。わずか6世帯15人へ34万4,000円の、これは26年をもとにした試算ですけれども、負担増を求めなければならないのでしょうか。せっかく据え置きというときに、なぜ一番多額の保険料を負担してこられている方々だけにこのような引き上げをしなければならないのか、私は理解ができません。

対象になる方々の気持ちを考えると、国言いなりとしか思えない当議案には賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、山本信之君。

○8番（山本信之君） 8番、山本信之です。

議案第33号、川根本町国民健康保険税条例等の一部改正に賛成の立場から討論します。

この改正は、地方税法の改正により中間所得層の被保険者の負担に配慮し、保険税負担の均衡を統制するために国民健康保険税の課税限度額を改定するものであることから、賛成いたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第33号、川根本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを採

決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について
は、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第34号 川根本町介護保険条例の一部を改正する條 例について

○議長（中田隆幸君） 日程第4、議案第34号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案
のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第35号 財産の取得について

○議長（中田隆幸君） 日程第5、議案第35号、財産の取得についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第36号 工事請負契約の締結について

○議長（中田隆幸君） 日程第6、議案第36号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第37号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について

○議長（中田隆幸君） 日程第7、議案第37号、静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを採決します。

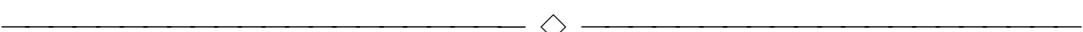
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第37号、静岡県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第38号 平成27年度川根本町一般会計補正予算
(第1号)

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第38号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

通告をしましたので、それに従って質疑をしたいと思います。

まず、簡単に款項目を言います。2-1-8の自治会振興費、19節の細節21ということで、数字でずっと追っていきますけれども、コミュニティー施設整備補助金110万円は、小長井

集会所のエアコン取り替えとのことですですが、3分の2の補助で、地元負担が3分の1の55万円になるのではないかと思います。世帯数が180世帯くらいではないかと思いますけれども、1世帯当たり3,000円ほどに負担がなるのではないかでしょうか。なるのではないかとこの数字から計算をしましたけれども、実際はどのようにしてこの地元負担分を調達するのかお伺いします。

それから、コミュニティーセンターや集会所などは、いざというときは避難所、防災拠点として重要で、その維持管理や施設整備は住民税の二重取りにも等しいようなもので賄うではなくて、行政の負担で行って、いつでもきちんと使えるように整えておくべきではないかと思います。せめて2,000円ぐらいの負担でおさまるように補助率の引き上げを、今回は3,000円ぐらいの負担ということで多額な負担ではないかと思うんですけれども、これからも大規模修繕などをすると大きな負担になっていきます。そういうときでもせめて2,000円ぐらい以内で負担がおさまるように補助率の引き上げを考えるべきだと思いますが、どうでしょうか。

次、2点目です。2-2-5の情報政策費、12-1通信運搬費129万7,000円増額の説明を求めます。

3点目は、同目の13-6庁舎内統合宛名システム構築委託料230万円の説明を求めます。

歳入で全額国が負担するとの説明でしたけれども、国補助金430万が入ることになっていますが、どんな個人情報が統合されるのか、個人情報の流出対策などはどうなるのか、お伺いします。

そしてまた、万一流出した場合の対策や損害補償などどうなるのかお伺いします。

それから、4点目です。同目の13-11防災情報ステーション運用業務委託料93万3,000円の説明を求めます。

5点目です。3-1-3老人福祉費の13節の1,077万3,000円の増額は、特養あかいしの郷の増床計画に伴う用地取得にかかる測量設計や分筆測量、不動産鑑定業務の委託料で、今後も用地購入費や建設費などの補助が出てくると思いますけれども、どれくらい必要と想定しているのか伺います。また、この場合、国や県の補助はどうなるのか伺います。

それから、6点目です。3-1-5の国民健康保険費の28-1国保会計繰出金が763万2,000円ですが、歳入で国の保険基盤安定負担金383万7,000円と県の同負担金1,680万1,000円の計2,063万8,000円が入っており、これを全額国保会計へ繰り入れるべきではないかと思うのですけれども、説明を求めます。

7番目です。4-1-5の地域医療推進費、12-3広告料の310万円の減額や13-2仲介業務委託料に324万円が計上されていますけれども、上長尾医師確保のための経費の組み替えだと思いますが、違いの説明を求めます。

それから、8点目ですけれども、15-1工事請負費1,137万8,000円と18-1の備品購入費の549万1,000円は上長尾診療所に医師を迎えるための改修整備費ですが、着任されるお医者

さんの意見も聞いて、使いやすくすることが大事だと思います。そこは大丈夫か確認をします。

それから9点目、6-2-2の林業振興費250万9,000円の増額について、桑野山貯木場への木の駅事業の準備金とのことですが、2,900万円の用地建物合わせた取得費はどうなったのか、説明を求めます。

それから、雑入の48万円は、機械購入費の4分の1の負担金だと思いますが、60人の加入者があるということで、この方々の個人負担になることだと書いてありますけれども、この方々の個人負担になるのかどうか。また、60人の林家の方々が運営に当たられるのかどうか、お聞きいたします。

10点目です。10-1-3の教育総務費、13-8設計監理委託料1,100万円は、若者交流センター（仮称）ということですけれども、この建設準備のことですが、現在下宿を引き受けてくださっているお宅で、まだ続ける意思がおありの方などには優先的に下宿を続けていただいたほうがよいと思うのですが、この件についてどのようにお考えかお伺いします。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 順に答弁を。総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

総務課としては、①番と⑤番の関係について説明させていただきます。

①番で、自治会振興費、コミュニティー施設費補助金110万について、実際は地元負担はどのように調達しているかというような御質問だと思いますけれども、地元負担金の調達方法については、地区それぞれによっていろいろな集め方がありまして明確ではありませんが、自治会は積立金、繰越金や会費、それから一般からの寄附金などで賄っていると伺っております。

続いて、それらに対しての補助率の引き上げを考えるべきではないかというようなことでございますけれども、今回の修繕につきましては、工事費総額が150万円を超えるというようなことで、地元負担を3分の1にしております。通常の修繕に対しては2分の1で対応させてもらっています。また、消防施設費や防災用品などの購入に対しては、総額に関係なく地元負担を3分の1にするなど、それぞれメニューによって対応を図らせてもらっております。

このようなことから、補助率については、自治会のあり方なども含めて今後とも検討していかなければならぬと思っております。

続いて、⑤番の3-1-3老人福祉費の特養あかいしの郷の増床計画に伴う用地は今後どのように推移していくかというようなことでございますけれども、総務課のほうでは用地のほうを担当させてもらっています。その関係から今回補正予算計上を用地の造成工事費、それから用地購入費、用地内の立木補償費の計上を今後は予定しております。それに対して今回補正を上げさせてもらったことによって、委託をすることによって精査をさせていただく

予定でございますので、御了承ください。

なお、土地購入費については、現在のところまずは4,000平米から5,000平米の用地を取得する計画でおりまして、単価については今回補正に計上をさせてもらった不動産鑑定による単価により取得していきたいと思っております。立木補償についても、今回の補正予算で上げさせてもらったとおり、委託によって調査を行い、予算を今後計上させてもらいたいと思っています。

以上、用地に関する内容について総務課から説明させてもらいました。よろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、企画課関連の情報政策費の説明を行います。

まず、情報政策費の通信運搬費129万7,000円の増額についての説明です。

まず、公共施設間を結ぶネットワーク経費を3カ月延長する経費、それと本庁と総合支所を結ぶサブ回線の経費を6カ月延長する費用になります。

公共施設間を結ぶネットワークの切り替え工事につきましては、小中学校の夏休み期間中に行なうことが適当であると判断いたしまして、3カ月延長しようとするものです。また、サブ回線につきましては、メインとなる回線が切断した場合に、最大限の住民業務が継続できるように別の回線を用意するというものです。現在、検討を始めた庁舎間ネットワークが切断した場合の業務継続計画の中で、その必要性について結論を出すまでの間、当面の間、継続したいと考えております。

続きまして、情報政策費の庁内統合宛名システム構築委託料230万円の増額の説明を行います。

この事業は、平成28年1月から開始される共通番号制度に対応するため、団体内統合宛名システムの新規構築作業を委託するものです。大型システム改修プロジェクトの集中によりまして経費の増加、システムエンジニア等の人事費等と国による基本情報保有機能の仕様の追加などの見積もりが増額となったことから、システム整備に必要となる額を計上するものであります。

また、その情報ですけれども、庁内統合宛名システムでは、住基情報、福祉、税務システムなどの既存業務システムで管理している情報を統一的に管理をいたします。このシステムの役割は、自治体内においてのみ個人を一意に特定できる番号を付番し、これを統合宛名番号といいます。この番号をキーとして、既存の業務システムと中間サーバーとを連携できるようにいたします。これによりまして、中間サーバーが保有する符号と既存業務システムが保有する個人番号とをひもつけすることができるようになります。

マイナンバーでは、制度、システムの両面から様々な安全策を講じます。システム面における保護措置につきましては、個人情報を一元的に管理をせずに分散管理を実施すること、個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施すること、アクセス専用によりアクセ

スできる人の制限・管理を実施すること、通信の暗号化を実施することなどが挙げられます。

万一、流出した場合の対策ですが、個人番号の分散管理や符号を用いた情報連携により芋づる式の流出対策、本人情報を厳格に行うことによる成り済まし対策を実施することで、2次被害のリスクを低下できると思われます。

また、最後の補償のことですけれども、現時点では個人番号に係る個人情報の漏えいに対する損害賠償につきましては、国からの通知等はございません。

それと、防災情報ステーションの運用業務委託料93万9,000円増額の説明を行います。

これは昨年度整備しました防災情報ステーション等の運用業務に要する費用になります。防災拠点であります役場庁舎を含む公共施設4カ所と緊急避難場所に指定した千頭駅前広場、また災害時における情報伝達手段としてインターネット接続環境を整備しました。災害時におきましてはフリーで接続できるようにしますが、平常時においては犯罪目的で使用されることがないよう、最低限のセキュリティー対策としてパスワードの設定が必要あります。このパスワードの発行、管理、機器類の保守監視、パスワードの使用状況の確認を行うというものです。そのための経費となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員御質問5点目の関係です。

先ほど総務課より用地購入の関係の答弁がありましたので、私のほうでは建設費、それから国・県の補助の関係の答弁をさせていただきます。

現在の社会福祉法人恒仁会あかいしの郷の土地については、町有地を特別養護老人ホームが建設できるように町で土地造成、進入路などの整備を行い、平成12年度に町有財産無償貸付契約にて法人に貸し付けているものであります。

今回の増床についても、建設時と同様に町で用地を取得し、土地造成等の整備を行い、整備が完了したところで法人と町有財産無償貸付契約を締結する予定であります。

建設費についてですけれども、建設については4億円程度がかかるのではないかというふうに思っております。

なお、建設費の補助について、今回は町単独の補助制度は現在考えておりません。施設整備に関する補助制度としましては、県の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金があります。この制度を利用すると1床当たりの補助基準単価が382万2,000円となっております。30床の施設となりますと、最大で1億1,466万円の補助金が交付されるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） それでは、私のほうから通告の6番、7番、8番、3点についてお答えをさせていただきます。

まず、6番目でありますけれども、繰り入れに関する御質問でございますが、3款1項5目、国民健康保険費、28節繰出金の国保会計への繰り出しの補正でございますけれども、補正額763万2,000円のうち、保険基盤安定事業に係る繰入金分として114万2,000円を増額させていただいております。これは国保会計の当初予算で、平成26年度実績等から算出した国民健康保険税軽減に対する繰入金1,119万2,000円と軽減世帯数等の割合などに応じて算定する保険者支援分の繰入金718万5,000円を合わせて、保険基盤安定繰入金として2,637万7,000円を予算計上し、今回の本算定に伴う保険税試算において算定した国民健康保険税の軽減分の繰入金額及び保険者支援分の繰入金額の差額分として、先ほど申し上げました繰入金の額と同額114万2,000円を増額させていただいております。

歳入で国の保険基盤安定負担金383万7,000円と県の同様の負担金7万1,000円の2,063万8,000円が入っており、全額繰り入れるべきではないかという御質問でございますけれども、国及び県の保険基盤安定負担金については、実際の保険基盤安定事業にかかる一般会計から国保会計への繰入額に対する国及び県の負担金であるため、一般会計から国保会計への繰り入れについては、繰り入れ基準に基づき国民健康保険税を軽減することにより不足する財源について繰り入れを行っております。

国保会計としては、繰り入れるべき金額は、その全てを基準に沿って繰り入れをしている状況にはございます。ただ、当初予算において、国及び県の保険基盤安定負担金分を今年度予算計上しておらず、今回の算定結果に基づきまして補正予算として予算計上をさせていただきました。国の保険基盤安定繰入金は、軽減世帯数の割合などに応じて算定する保険者支援分の繰入額に対して2分の1の負担金分383万7,000円を、県の負担金につきましては、国保税の軽減に対する繰入額に対する4分の3として1,488万4,000円、軽減世帯数の割合などに応じて算定する保険者支援分の繰入額に対する4分の1の負担金分191万7,000円の県負担分1,680万1,000円を補正予算として計上させていただいたものでございます。

次に、7番目の上長尾診療所に関する予算の御質問でございますけれども、12節の役務費、広告料につきましては、上長尾診療所の医師募集をするに当たり全国紙、紙媒体、電子媒体等も含めまして、週刊、月刊誌等様々なものへの広告を掲載するといったことを予定して予算計上したものでございました。

今回、13節で上げさせていただいた委託料につきましては、全協でも御説明させていただきましたように、今回医師招聘に関しまして仲介をする事業者に委託をしまして医師招聘を図ったものであり、この業務が業務の性格上、医師招聘がかなった後、いわゆる成功報酬で支払うといったものであることも踏まえて今回の補正計上とさせていただきました。

役務費は、今回の医師招聘事業が成功したことに基づきまして、広告を継続的にする必要がなくなったということに判断しまして、不用額という形で予算を削減させていただいたものであります。

ただし、県の医師会の広告を2回実施しましたものですから、その分を差し引いた分を今

回削減させていただきまして、委託費については今回新たに必要が出たということで計上させていただいたものであります。

8番目の改修等について新たに着任されるドクターの御意見をという形でありますけれども、随時協議調整を進めさせていただいて進めております。御心配いただいた点につきましても、お話を聞いて確認をさせていただいた後の予算計上でございます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 9点目、林業振興費の関係でございます。

桑野山貯木場の購入につきましては、森林管理署と調整が終わっております。現在ですが、ただいま国の手続中ということで、それが終わり次第の議会の上程をさせていただく予定であります。

その次の60名ですが、60名は木の駅事業への出荷者登録の予定者であります。個人負担につきましては、ヘルメット等の作業用品を購入する予定ですので、個人使用となりますので、一部を購入者に負担をしていただくという予定です。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 鈴木議員の最後の10番目の質問でありますけれども、川根留学生の下宿についての御質問だと思います。

川根留学生の寄宿先につきましては、留学生の希望がまず最優先であると考えております。したがって、当然現在下宿をしている留学生で引き続きまして下宿を希望する場合、御指摘のとおり現在引き受けてくださっている下宿のお宅が子供たちを引き続いて受け入れてもよいということであれば、下宿を続けていただくことも可能であると考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 答弁ありがとうございました。

③のところで、情報政策費の点ですけれども、通信の統合できる、最初に統合できる番号を付番をして統合するという答弁がありました。それから、そして統合できるし、その付番した番号を個人番号と合わせて利用するというか、目的に合った使用をするんだという説明だったと思うんですけれども、それからもう1点で、通信の暗号化を図るということで答弁があったんですけども、この町が番号を、付番する番号とか、それから通信の暗号化とか、これはこの町独自でやることなんでしょうか。それとも国からそういうことをしなさいというふうに指示が来ているものか。そして、番号そのものは町が考えて町の責任で番号をつけていいといいものかどうか、その付番するものとか。個人番号とはまた別ですよね。そういうものを町がつくっていくのかどうか。各担当課ではこういう町民への番号をつくりますよとかそういうふうにしていくのか、ちょっと聞いていてそういうことなのかなというふうに

思いましたので、再質問をさせていただきます。

それから、⑤の点で特養の増床の件ですけれども、ちょっと聞き落としましたので確認なんですけれども、町単独の補助は考えていないというふうに、単独の補助は考えていないということで、県の何分の1というんですか、4分の1超えますけれども、3分の1ぐらいなのかな、何かそういう補助率があると思うんですけれども、そういう補助でやっていくということなんでしょうか。それで昔は国が建設費の場合は半分、2分の1、本人が負担できる部分を除いた額の半分を国が補助する。そして、残りの半分を町と県が負担をするというふうな建物への特養の補助制度があったんですけども、それはもう何か国がやらないよというふうに最近言い出したということも聞いていましたので、先ほど課長が県の補助しか言わなかつたから、ああ、実際にそうなったのかなと思って聞いていたんですけども、この点はどうでしょうか。この2点についてお答えをお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 番号の付番等のことですけれども、まず今回の宛名統合システム等の制度の中で、制度上の保護の措置とシステム上の安全措置ということで規定をされております。その中には、個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有をすること。個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで、個人情報の芋づる式の漏えい防止を行うこと。アクセス制御により番号法が規定しない情報連携を防止すること。個人情報及び通信の暗号化を実施すること。公的個人認証の活用、また情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保を図ることとなっております。

そのような中で、町のほうで中間サーバー、国のほうでも中間サーバーをつなげるために、町と上の団体、上位との中の取り決めの中で行っていくものと考えております。

具体的にどのように行うかということは、すみません、今手元に資料がないので、そこまでは詳しくはお答えはできません。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、特養の関係の補助金の関係を答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、今回の特養の増床について町単独の補助制度は現在考えておりません。

議員おっしゃいましたように、平成12、13年度、このあかいしの郷の建設当時ですけれども、建設時約10億円ちょっとのお金がかかっておりますけれども、その中で補助制度が国・県がありまして、国が約3億2,000万、それから県が1億6,000万、それからその当時は时限立法で関係します榛北4町で2億5,000万ほどの建設補助金を出してございます。

今回は、先ほども答弁しましたように、町単独の補助制度は考えておりません。現在残っている県の補助制度が、先ほど申し上げたユニット型の増床に対してワンユニット382万2,000円で30床を掛けると1億1,466万円が最高で県の補助制度に乗っかることができるということございます。

これについても法人のほうでこの補助制度を利用するかどうかは、また法人の考え方ということです。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 3点目の統合宛名システムの件で、うちの町は情報をほとんどSBSへいろいろな資料とかデータとか送って、つくってもらったりしている部分が多いんじゃないかと思うんですよね。そういうときにSBSに委託していることについては、結局、今先ほど課長が言われた中間サーバーとつなげるための暗号化したもの、あるいは町が独自に付与した番号、付番というんですか、何かそういう、どういうふうにするのかわかりませんけれども、そういうものも知らせるようになるということなんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 最初の御質問のときにもちょっとお答えしたんですけども、それぞれの個人の業務上のシステムは分離しているものです。住基のもの、税務のもの、福祉のもの、それぞれはつながってはおりません。それぞれ別々にあるものを一つに統合することですので、実際税の情報に個人番号を今度付与した番号を付与するかというのは、それはまた別の話になるかと思いますので、SBSに全ての情報が行くような形はちょっと想定はできません。あくまでもサーバー自体は、それぞれの業務自体はそれぞれまた別々のものが保有されているということで、一つのサーバーに全ての情報をまとめるというシステムにはなっておりませんので、そういうことで誰と特定がつながらないと。全ての情報に一つの番号がつながっていて、外に漏れていってしまうというようなことがないようなセキュリティー、またシステムの構築をしているということあります。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第38号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第39号 平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第9、議案第39号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第40号 平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議案第40号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第41号 平成27年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第41号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第12 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（中田隆幸君） 日程第12、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を議題とします。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、広域連合規約第7条第2項の規定により町議会議員から4名を選出することになっておりますが、候補者が5名となったため、今回選挙が行われるものであります。

この選挙では、広域連合規約第8条第4項の規定により全ての町議会の選挙における得票総数により当選者が決定されることになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。有効投票のうち候補者の得票数までを報告することになりますので、御承知おきください。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（中田隆幸君） ただいまの出席議員数は12名です。

お静かに願います。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人に2番、坂本政司君及び3番、野口直次君を指名します。

候補者名簿を配ります。

(候補者名簿配付)

○議長（中田隆幸君） お静かに願います。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

(投票用紙配付)

○議長（中田隆幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（中田隆幸君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

（投 票）

○議長（中田隆幸君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。2番、坂本政司君及び3番、野口直次君、開票の立会をお願いします。

（開 票）

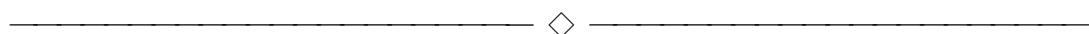
○議長（中田隆幸君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票。

有効投票のうち、中田隆幸君11票、大庭桃子君1票、以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）



◎散 会

○議長（中田隆幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月26日午前9時、本会議を開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

御苦劳さまでした。

散会 午前10時16分

平成27年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成27年6月26日（金）午前9時開議

諸般の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	薦田 靖邦 君	2番	坂本 政司 君
3番	野口 直次 君	4番	根岸 英一 君
5番	中澤 莊也 君	6番	芹澤 廣行 君
7番	太田 侑孝 君	8番	山本 信之 君
9番	森 照信 君	10番	鈴木 多津枝 君
11番	小籐 侃一郎 君	12番	中田 隆幸 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木 敏夫 君	副町長	森 紀代志 君
教育長	大橋 慶士 君	総務課長	長嶋 一幸 君
企画課長	山本 銀男 君	税務課長	伊藤 千佳子 君
福祉課長	鳥本 宗幸 君	生活健康課長	野崎 郁徳 君
産業課長	後藤 泰久 君	建設課長	大村 浩美 君
総合支所長兼 商工観光課長	安竹 賢治 君	教育総務課長	前田 修児 君
生涯学習課長	藪下 和英 君	会計管理者	中野 裕文 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村 敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

説明員は6月16日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

5月7日に告示された後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果を報告します。

静岡県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第4号に規定する区分の当選人については、お手元に配付のとおりです。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告を配付しておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。



◎一般質問

○議長（中田隆幸君） 日程第1、一般質問を行います。

通告により、通告された質問者は、根岸英一君、中澤莊也君、菌田靖邦君、坂本政司君、野口直次君、鈴木多津枝君、芹澤廣行君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

4番、根岸英一君、発言を許します。4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） おはようございます。4番、根岸英一です。

トップバッターということで緊張しておりますが、よろしくお願ひします。

先日、6月5日から7日まで当町におきまして、第48回全国ホタル研究会川根本町大会が

開催をされました。初日のホタル観賞会は、あいにくの雨で中止となりましたが、2日目の文化会館での小学生の活動発表はエコパーク登録の町にふさわしいすばらしい発表がありました。

また、寸又峡野外特設ステージでの懇親会には北海道、沖縄をはじめ、他県からの参加者170名とスタッフ、関係者総勢200名が互いに組を図り、余興と地元料理のおもてなしに大いに盛り上りました。町を元気にするためにイベント、観光等での誘客や交流人口の増加を図らなくてはと改めて考えたところであります。

一般質問通告書に従い、2点質問いたします。

1点目の質問です。

若者交流センターの建設について。

12日の全員協議会の中で概略説明がありました。若者交流センターには、図書館、学習センター、インキュベーションセンター、合宿学生の宿泊所、川根留学生の寄宿舎が計画されておりますが、若者交流人口を増やすためにどのような施策を考えているのか。また、交流センターをどのように活用していくのか、現在の計画、構想について具体的な説明をいただきたい。

2点目ですが、カヌーの町として全国にアピールをし、交流人口を増やすPRについて伺います。当町は平成15年旧本川根町のとき静岡国体わかふじ国体でカヌーの競技の会場となりました。全国大会を開催した実績がございます。以後、カヌーの町としてカヌー教室やカヌー大会等を開催し、カヌーの普及を図ってきましたが、少子化、高齢化等も影響し、町内外への普及が図れていないのが現状であります。

そのような中、数年前から実施しております主に町外者を対象としたエコツーリズムネットワークのカヌー大会や、カヌーを利用した活動、静岡スポーツフェスティバルカヌー競技中部地域大会、また川根高校カヌー部の活躍はカヌーのまちづくり、カヌーの普及に大きく貢献しております。当町には、地元出身の大村朱澄さんというカヌーを志す子供たちの手本がございます。川根高校には、すばらしい指導者がおります。川根高では今年は裁量枠2名を含む3名の川根留学生と町内6名の合計9名の1年生がカヌー部へ入部しております。

接岨湖カヌー競技場では、高校生の県大会は実施されていますが、東海大会は行われておりません。コースロープや自動発艇装置等の施設設備が不十分なためであります。施設設備の充実を図れば、全国大会も開催できます。全国でもカヌー競技ができる市町は限られており、施設整備を図り競技場近くに合宿等で宿泊できる施設を整備し、大学や高校等へのカヌー合宿PRをして、交流人口を増やす考えがないか伺います。

施設の充実を図れば、5年後の東京オリンピックの練習会場、事前合宿に名乗りを上げれば、カヌーの町川根本町のPRが全国、世界に発信できると思います。カヌーの町川根本町のPRの看板がございません。トーマス人気でにぎわっている今、地名から接岨湖まで大きな看板を5カ所ほど設置すればPR効果が大きいと思います。

以上、2点について質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君）　ただいまの根岸英一君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　皆さんおはようございます。

それでは、ただいまの根岸議員の一般質問に対しましてお答えさせていただきます。

まず、冒頭でお礼を申し上げたいと思いますけれども、ホタルの全国大会、大変地元の皆さんにもお世話になりましたけれども、多くの皆さんに参加をしていただきまして、協力いただきまして成功裏に終わったということに対しましては、心よりお礼を申し上げたいというふうに思います。特に、議員の皆様方にも大変な御苦労をなさっていただいたということで、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

それでは、まず最初に若者交流センターの建設について説明をさせていただきます。

先日の補正予算におきまして、設計監理費をお認めいただき、今後は来年3月の完成に向けて建設を進めているというところでございます。

御質問の若者の交流人口を増やすための施策につきましては、教育関係の事業だけではなく、町のあらゆる事業展開の中で進めていかなければならないというふうに認識をいたしております。

今回、建設予定の若者交流センターには、若者が宿泊できるスペースをはじめ、学習のためのスペース、ミーティングルーム、食堂等、多くの方々の交流のために必要な機能を設け、現在町が実施しております事業を含め、幅広い利活用ができるような施設の建設を進めていく予定であります。

現在、町が実施している事業といたしましては、焼津市の子供たちとの交流事業である「海の子山の子交流教室事業」での利用が想定をしております。

また、教育委員会の事業ではありませんが、静岡市の常葉大学の「たぬきの仲間たち」の大学生と地元の方々との交流事業、現在、行政改革推進委員会の矢尾板先生が取り組んでおられます、千葉淑徳大学の学生の皆さんとの交流等が考えられるところであります。さらに加え、川根高校の川根留学生の受け入れとあわせ、高校世代から大学世代を中心とした町外の若者と、町内の同世代の若者との相互交流を深めていくことができる事業を、戦略的に進めていくことが大切であるというふうに考えております。

なお、今後こうした事業を効率的に実施していくためには、施設の運営方法や利用料金、条例や規則等のルールなどをつくり、検討していかなければならない課題であります。年度内完成を目指し、担当課を中心として事業を進めております。

今後、若者交流センターの利活用を通じ、川根本町が乳幼児期から青年期まで、すばらしい子育て環境の整った町にしていくという大きな展望を持ち、今後も関係の皆様の御意見などをお聞きしながら、さらなる交流事業の向上に努めていきたいというふうに考えております。

次に、カヌーの町としての全国のアピールをしようというような御提言だったというふう

に思いますけれども、カヌーのまちづくりの取り組みにつきましては、これまで町内の小・中学校におけるカヌー指導や接岨湖などの一般の方々を対象としたカヌー出前教室を開催してカヌーの普及を図ってまいりました。

また、近年では新たな観光のスタイルとしてエコツーリズムを推進していく中で、川根本町エコツーリズムネットワークが中心となって、カヌーとツーリングを結びつける動きも活発になりつつあります。

さらに、競技力の向上を図るために川根高校カヌー部への支援を行っておりますが、地元選手の活躍は、町民に勇気と希望をもたらすとともに、カヌーの町を全国にアピールできるすばらしい機会であると考えております。

競技場近くへの合宿等の整備につきましては、カヌー競技に特化した形での合宿等の整備という点では、競技場が非常設であるということや、活用の範囲が限られることから、現在、施設整備に係る構想はございませんが、町では、町外のスポーツ・文化に関する活動をする団体が実施する合宿等の誘致を促進するための補助事業としまして、「川根本町選ばれる観光のまちづくり事業」を実施し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図っているところであります。

このようなこれまでの対応に加え、今後は、今年度設立を予定しております「川根本町カヌー普及協議会」において、関係する皆様から御意見をいただきながら、カヌーの普及、カヌーのまちづくり推進をさらに進めていきたいというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 交流センターについての説明をいただきました。全協の説明とほぼ同じと、詳細についてはまだこれからになっていくと思いますけれども、全協で説明を受けた後、現地を三度見てまいりました。三角の特殊な地形といいますか、建物はちょっとつくりにくい形になっていますけれども、狭いような感じもいたしました。そこへ宿舎、合宿所、それらが入って狭くはないかということをひとつ気になりましたんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） ただいまの根岸議員さんの御質問であります。あそこの沢脇のところの三角地が少し狭くはないかという御質問でありますけれども、私ども教育委員会でも当然現地を見ておりまし、その中で先日補正予算の中で上げさせていただく中でも、設計監理のほうのお願いをさせていただきましたけれども、当然教育委員会といたしましてあの場所において、この前、全協で申し上げましたとおりの機能を持った施設を建設するという前提の中で考えさせていただいております。

もちろん、狭いということは多少認識はしておりますけれども、あの中で今考えられるスペース、それを十分に活用して施設を建設していきたいという考え方であります。

また、設計業者さん、今度入札がありますけれども、決まりましたら、詳細設計を含めて、また議会の皆様にも隨時、御報告をさせていただきながら、またその狭い中でこの事業がしっかりとできるようなことで進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） センター内に学習センター、図書館等もできるようになっております。町民から以前よりちらほらと図書館等も一つ活用しよいのも欲しいよという声も入ってきてます。できれば子育て支援等も備えたといいますか、そういったのも考えていてくれたらありがたいとか、また、町民が自由に使え、勉強でき、また、その他の学生とも交流できるようなそういった機能の図書館にしていただければありがたいなと思います。

それは要望ですのですけれども、詳細についてはまだまだ先になって、いろいろ聞かせていただきますけれども、まだ計画の段階で本当に詳細についてはまだ後からいろいろ言ってくると思いますけれども、私は何よりもこの交流センター内に川根留学生の宿泊施設を組み込まれているということ、これでひとつ安心をしたところでございます。町内に川根高付近に10軒、20軒と下宿先と下宿屋があればいいんですけども、高齢化し過ぎているとか、部屋は幾つもあるんですけども、食事の支度ができないとか、そして留守にできない、そういったような理由でなかなか現在の段階ではそういう下宿をお願いするということは難しい状況でございます。

しかし、こういう下宿があれば地域の活性化にもなりますし、また今後下宿というのも考えていったほうがいいのかなとそんなふうに思っておりますけれども、何につけても留学生の寮を組み込んでくれたということに、ひとつ感謝をいたします。

川根高では5年ぶりに茶摘みの体験を復活いたしました。地域の伝統文化や自然環境と関連した学びを創造し、学校の魅力化に取り組んでおります。留学生が交流センターで3年間の高校生活を満喫し、将来川根本町で生活したり、町に貢献できる意思を持つ生徒育成を方針であります。川根留学生をはじめ、多くの学生や若者、町民が交流センターを活用し、町のよさを発見していただき、川根本町に定住、移住してくれる若者が増えることを期待してこの交流センターの質問は終わりにいたします。

続けてよろしいですか。

○議長（中田隆幸君） はい。

○4番（根岸英一君） カヌーについてですけれども、昨年カヌー普及協議会の準備会といいますか、それを設立して会議をやっていると思います。それで、27年度にカヌーの町として町内に活動を普及し、町の活性化を図ることを目的としてカヌー普及協議会を立ち上げることになっておりますが、その進捗状況についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） それでは、4番議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度カヌー普及の仮設準備会を開催させていただきまして、本年度それをさらに進め

いくために普及協議会を設立していく予定でございます。現在、その設立に向けて事務局で検討している状況でございます。現在、カヌーのまちづくりの推進を第1次の川根本町の総合計画の基本構想や後期基本計画の中で明確に位置づけているとともに、社会教育ビジョンの中でも基本的な施策の一つとして文化・芸術・スポーツの振興の重要目的として列記し、様々取り組みを今後行っていく中で、まだ本年度準備段階でございますので、協議会の内容等今後早急に検討をし、設立に向けて進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 町のほうのカヌーについて活性化を図るために普及協議会を立ち上げて取り組んでいくということですから、ひとつカヌーのほうももっと力を入れて取り組んでいただければと思います。

また、カヌーにはレジャーカヌーと競技カヌーと大きく分けると二つあると思います。レジャーカヌーの普及も重要でございますけれども、競技カヌーに力を入れてカヌー教室だけにとどまらず、ジュニアカヌークラブを組織育成していくことが必要だと考えています。大村朱澄さんのような選手を輩出するにも、幼少期から継続した一貫の指導があったはずだと思います。中学校にもカヌー部ができ、高校までの6年間指導体制ができれば成果も上がり、大きなPRにもなっていくと思います。この点はどうでしょうか。中学校にカヌークラブを教育委員会のほうから設立してもらうように要望して、そして6年間でもっともっと強い川根本町からカヌーに強い子供たちを出していくと、こういったことも大事なことではないかとそんなふうに思いますが。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、根岸議員がおっしゃられたことは大変重要なと思っております。

特に国体が終わってから、その後、大きな大会を当町で開催していなかったというようなことがございまして、少し存在的には忘れられたような形になっているというような中で、やはり県のカヌー協会の役員の皆さんも一度ジャパンカップ等開催をしてもらえないかというような要請も実は来ております。そのような中で、やはり今言われたとおり大村朱澄さん、それから池住先生、それぞれ指導者がいるときにやはり後進の育成はやっておかないと、いざやりたいと思ってもなかなか間に合わないという状況が来ると思っておりますので、人材育成のために、やはり対応していくことが必要というふうに考えております。その中で当然ながら部活の関係の応援、支援等につきましても、行政がやるべきだというふうに考えておりますので、それでいろんな形で皆さんと相談しながら対応はしていきますけれども、そのような対応をしていきたいというふうに思っておりますので、御協力をまた重ねてお願いしたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 川根高校の話にまたなりますけれども、川根高カヌー部1年生で留学

生を含む4名が入部して3ヶ月したところです。なかなか力のある生徒たちで東海大会で好成績を上げまして、今度インターハイへ出場することになりました。裁量枠で、志を持った留学生が入学するということ、これも町にとって本当にいいことであって、やはりカヌーをやりたいという子供をここへ川高を目指してやってきております。

また、川根高校も2年前から校長や副校長が川根留学生募集に向けて、県内の中学校をくまなく訪問してくれております。その際、裁量枠等の説明をしながら、カヌーのPR等もしてくれております。全くPRをしていないわけでもないんですけども、やはり大きな看板、これをひとつつくっていただきたいと、そんなように思いますが看板設置についてはどのように考えますか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 実は今現在、看板を考えているという状況ではありません。まず検討して、今言われたようなことも含めますと、やはりそういう位置づけも必要かなという感じであります。今、看板があるのは「NEW!!わかふじ国体」のときの看板が残っているというぐらいで、奥泉にありましたけれども、その程度しかないということだから、実際カヌーの町かなという感じが一般の方はしていると思います。ですので、やはり啓蒙活動も含めて、看板の設置も含めて検討させていただきたいというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 町長が検討するという回答でございましたけれども、検討してくれるなら、こういうことも検討していただきたいなど。

使用していない、使えないカヌー、それが何艇か残っていると思います。それらのカヌーを大きいのをちょっとペンキで塗装し、きれいにして、どんと通りに5カ所ほど地名と上長尾、役場があるので、上長尾、そして川根高校がある徳山、千頭、接岨も、そういうのを立てれば、それはトマスも通って、車もたくさん入ってきます。だから、川根本町は何だすごいよ、茶畑にカヌーがあるよ、そういったことで大きな宣伝効果があると思いますが、そういうことも考えながら看板をつくっていただければと、そんなことをお願いします。

それから、いいですか。

○議長（中田隆幸君） 今のは要望ですね。

○4番（根岸英一君） 要望です。

○議長（中田隆幸君） 質問をやってください。

○4番（根岸英一君） 設備なんですけれども、競技場のコースロープとか、自動発艇装置、これらが常時使える状態であれば全国の大会もできるということです。だからこの辺もダム湖にそういうものを取りつけたままにはおけないとは思うんですけども、国交省との話し合い等も必要になってくるかとは思いますけれども、そういうのを取りつけて全国大会等開

催できるようになれば、全国からカヌー愛好家が来ますし、また大会も開催され、本当にPRが行き届くと思います。そして、先ほどもちょっと触れましたけれども、オリンピックに名乗りを上げれば、事前練習とか、そういうのに外国からも来てくれるかもしれない。そうしてエコパーク登録といった一つの宣伝効果もありますので、そういうのも設備をしっかりとやっていただくように考えていただけますか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、看板という話がありましたけれども、その件についても当然重要なことだと思っております。その中でもう少し大事なことは、地元の人がやはりカヌーで競技、またはレジャー的なカヌーをやるというような町民がこぞって対応ができる、そのような地域にしなきやいけないというのが非常に重要だと思っております。

特に今は、少しカヌー人口は減りましたけれども、以前は相当な子供さんも含めてやった時代があったんですが、今現在はなかなかそのような徹底がされていないという現状があります。

それから、今調べてもらっておりますけれども、昔使った施設の点については、使えないものがほとんど多いというようなことも確認はしております。それらも修理しながら対応していくことはやはり誘致をする必要条件ではないかというふうに思っておりますので、これはカヌー連盟、カヌー協会等々と上部の団体とも相談しながら対応していく必要があるというふうに思っております。

いずれにしましても、やはり議員の皆さんにもカヌーに乗っていただくというようなこともやっていただければ、普及の一翼を担えるのではないかというふうに考えておりますので、その点についても大勢の皆さんのが対応できるような楽なカヌーのレジャー的なもの、それと専門的な競技用のカヌー、それぞれを少し分離しなきやいけない面もあるものですから、その点もカヌーの町として底辺から底上げすることが必要というふうに思っておりますので、これも大きな検討課題かなというように考えております。よろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 町長の回答のように、レジャーカヌーと私が今説明をしている競技カヌー、二つに分かれると思うんですけれども、レジャーカヌーはレジャーカヌーとしてやはり町で取り組んでもらわないといけないと思うし、それとも関連もするんですけども、子供たち、今子供会等なくなつてしまふかもしれませんけれども、やはり当町もかつてはサッカーをやる子供がおりませんでしたが、それも子供会を中心に教育委員会からの要望等がございまして、子供会のサッカー大会をやるようになったと、そういう経緯もございます。

だから、ジュニアカヌークラブ、そういうのを検討していただき、小さいときからカヌーの競技についても目を向けてもらうというか、取り組んでもらうというか、スポーツとして頑張ってもらうようなそういう施策もやっていただきたいなとそんなふうに思います。

そして、施設と並行して合宿所について伺います。そういうのはお金がかかることなんですかけれども、合宿所を整備するとか。お願ひします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほども若者交流センターのところで説明させていただきましたけれども、やはりそういう合宿所的なものも交流センターを含めて対応できるような形にしていきたいという考えは持っております。その中で、地元にということは、今現在考えておりませんけれども、徳山の町有地、その辺を対応していきたいというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 高校・大学へ接岨湖のカヌー競技場を練習用に使ってください、合宿に使ってくださいと、そういうPRもしていっていただきたいわけです。のために、合宿所ということも要望しているんですけども、寸又峡の温泉旅館にしろ、ある意味接岨の奥泉の民宿にしろ、一応合宿用の宿泊させるためのそういう組合みたいなものをつくって、そして受け入れるということも考えていいけるんじやないかと、そんなふうにも思っております。とにかく交流人口を増やすということで、取り組みにはそうやってよそから合宿等をお願いして、連れてくるというのが重要だと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） エコパークに登録されたということもあるものですから、カヌーは大変適しているというふうに感じている。そのような中でもう一つ申し上げておきたいのは、やはりエコパークの拠点をどういうふうな形にしていくかということも非常に大事だと思っております。その中に、北小の今あいている学校の跡地等々をどういう形で考えていったらいいかということも十分皆さんと検討しながら、議論をしていく必要があるのかなということで、エコパークの拠点も必要だというふうに考えておりますので、その辺も含めて検討していきたいというふうに思っております。

先ほど、カヌーの競技場の近くには考えていないということを申し上げましたけれども、北部の拠点として、またはエコパークの拠点としてあの辺が位置づけられないかなということを検討はしておりますけれども、そのような拠点づくりも当然ながら加味して考えていかなければいけないというふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） ただいま、根岸議員さんのほうから御質問の中で、町長が交流センターのほうに合宿所というお話もありましたけれども、正直先ほど狭いという御指摘もあったんですけども、なかなか合宿所的にやっぱり使っていくというのは非常に無理があるのかなというふうに私どもは感じております。町長が今ほかの拠点施設というお話もありましたけれども、そうした中で、ぜひ今後検討していきたいとそんなふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 先ほど町内の宿泊等を合宿に利用できないのかというお話がございましたが、その中で、現在町のほうで支援している補助金がございますので、その一つをちょっと御紹介させていただきたいわけですが、川根本町選ばれる観光のまちづくり事業補助金というのがございます。

これにつきましては、町外に所在する高等学校、あるいは大学、高等専門学校、あるいは学生等で同好会をつくっている組織、文化活動ももちろん入りますが、それらを対象としまして、町内の宿泊施設を利用する場合は、一人1,000円以上を経費として宿泊人数に応じて1,000円を乗じた額をその施設のほうに支援しているという事業がございます。上限が10万円でございますので、昨年も利用した宿がございますが、そういったことでこのような支援を利用していただければ、町内の合宿所も町の宿泊施設に利用できるんじゃないかというふうに思っていますので、その一端だけ御紹介させていただきました。

○議長（中田隆幸君） 再質問ありますか。4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 1,000円の補助金があるという説明、ちょっとそれも私聞いていたんですけれども、それは宿泊施設のほうとの関係で。

それから、先ほど町長がエコパークの拠点としてのリンクではないんですけれども、それも一緒に考えていきたい、そういう話があり、私もそういうことは一応考えておりますが、やはりカヌーで人を呼ぶ、交流人口を増やす、これは町もカヌーに力を入れていく以上、ぜひやっていただきたいことありますし、何とか早期に取り組みを開始していただきたいなとそんなふうに思います。

先ほどから質問していますこのような設備や施設、これらの充実を図りさえすれば、高校・大学をはじめ、若者の交流人口も増えてきます。また、カヌーに対する子供たちの影響もかなり大きいものがあると思います。町の活性化につながっていきますし、今後検討していかなければならぬユネスコエコパークの拠点等についても考慮しながら、ぜひ取り組んでいただけることをお願いしますし、カヌー、交流センター、カヌー普及の質問を終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで、根岸英一君の一般質問を終わります。

次に、5番、中澤莊也君、発言を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 皆様おはようございます。5番、中澤莊也です。

一般質問通告書に従って質問を行います。

質問事項は、川根茶の伝統文化を守るには。ユネスコエコパーク認定一周年からの取り組みについてであります。

最初に、川根茶の伝統文化を守るにはについて、幾つかの質問をいたします。

川根茶は単なる地域の地場産業としての役割だけではなく、私たちの日常生活においてなくてはならない、大切な伝統文化としての役割も担ってきました。その川根茶が今非常に厳しい状況に瀕しています。茶価の低迷、生産農家の高齢化や後継者不足、消費者ニーズの多

様化、生活様式の変化によるお茶消費量の減、まさにボクシングの試合に例えれば、腹部に受けたボディーブローが徐々に効いてきて、ついには立ち上がれなくなり、ニュートラルコーナーでテクニカルノックアウトダウンの宣告を受ける瞬間のボクサーの姿に似ているような気がします。

現在の厳しい川根茶を取り巻く環境を見れば、これをやったから状況が飛躍的に改善されるということは考えにくい状況ではありますが、手をこまねいていても出口は一向に見えてきません。今こそ危機感と共通認識を持ち、川根茶の未来を築き伝統文化を守っていくために、官民一体となった取り組みが必要と考え、以下のことを伺います。

一つ、川根茶の生産基盤をいかにして守るか。これについては、農地の荒廃、耕作放棄地の解消、農地集積バンク、権限移譲等についてお答えを願いたいと思っております。

二つ目、大型共同工場への支援・再編についての町の考え方を伺います。昨年、凍霜害やひょうの被害で、各大型工場を回らせていただいたとき、周りからはすばらしい茶工場と思われていて、ここのお茶はいい、高く売れるという、そのような工場の工場主が私にこんなことを言っていました。

「莊也、このままでは川根茶はだめになってしまう、町内を1ヵ所か2ヵ所にまとめて大型工場を再編する必要がある。そして今なら私たちは茶主としてそういう労力を提供できる。」そのような悲痛な声を聞いております。

三つ目は、農用地域の見直しの取り組み状況であります。平成27年に農業委員会の意見を聞きながら農用地の見直しということで取り組まれておりますが、非常に地域の実情を見れば、これはもう農地としては機能していかないという土地が幾つかあります。それについて地域の考え方を聞くということがたびたび言われていますが、その進捗状況について伺いたいと思います。

次に、ユネスコエコパーク認定一周年、これから取り組みであります。

「自然と人間の共生」というユネスコの理念にかなっているということで、昨年6月12日に川根本町全域が南アルプスユネスコエコパークに認定され、早くも1年が経過いたしました。この間、ユネスコエコパーク認定の意義や、後世に残すべき豊かな自然環境や歴史文化的価値をどのようにして町は地域の人たちに周知しようとしてきたのか、またユネスコエコパークの町川根本町をいかに町内外に発信してきたのか、1年を振り返りながら、今後の取り組みについて以下のことを伺います。

一つ、ユネスコエコパークの認定をどのように地域振興に生かそうとしているのか。これは周りからのお客さんが多く、大札山、山犬段等に来ますが、林道の整備、標識等については余り整備をされていないような状況であります。そのようなことも含めて答弁を願いたいと思います。

先ほど、町長が申されていたように二つ目の質問ですが、ユネスコエコパークの拠点整備。拠点整備とあわせて、人材育成の育成、これについては野口議員も緑の協力隊、ふるさと協

力隊のことを質問されるということになっておりますが、人材育成、町外、県外からの人材育成という面も含めてお答えを願いたいと考えております。

三つ目、ユネスコエコパークの管理計画の作成はということで、静岡市がつくっておられます管理計画、その中に川根本町との連携、川根本町と井川を結ぶ井川閑蔵線のことだと思いますが、そのことについても管理計画の中には出ております。そのような点についてもお答えを願いたいと思います。

最後に、リニア中央新幹線の工事に関心の目をということで、昨年議員も視察をさせていただきましたが、トンネルの掘削工事によって大量に排出される残土、それが燕沢という渓流のところに置かれるということですが、非常に見ても危険な状態でありますし、南アルプスは非常に若い山でまだ動いて、造山運動を繰り返しています。そのような場所にあのような大量の土砂を置いて危険性はないのか、そのような認識をどのように持たれているのかということを伺いたいと思います。

以上であります。

町当局からの前向き、かつ積極的な答弁を期待いたします。よろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君）　ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは、中澤議員の一般質問に対しましてお答えさせていただきます。

はじめに、川根茶の生産基盤をいかに守るかという御質問でございますけれども、川根茶の生産農家は生産及び販売の環境に対峙しながら、生産販売をしております。これは、茶農家だけでなくあらゆる業種が経済環境をはじめとする社会環境に対峙して業務を行っているわけであります。

しかし、議員がおっしゃるように茶農家の高齢化や後継者不足に対して、我々行政もそして茶業関係者自らも地域課題としてしっかりと取り組まなければなりません。茶農家の経営内容が様々ですので、押しなべて申し上げるということは難しい面もございますけれども、今後限られた扱い手で川根茶をさらに盛り上げていくとするならば、生産性と生産コストに徹底的に対応する経営体による生産方式と、他の産地にはまねのできない茶の生産をする生産方式の両方を、茶産地として実現する方向になるのではないかというふうに考えております。そのためには、必要な機械化への支援や必要な茶の苗木の供給など、川根茶産地が日本を代表する銘茶産地であり続ける策を講じていきたいというふうに考えているところであります。

国内の茶需要におきましては、原料抹茶の需要が急速に拡大している状況でございまして、抹茶の生産への期待感が高まってきているふうに感じております。抹茶用生葉の栽培に興味を示している生産農家もおりますので、需給状況、製造と販売のサプライチェーンなどを含めて、収益性のある事業展開を期待しているところでありますが、川根茶の真髄は、香気と

滋味に満ちた煎茶であることも考えております。

次に、大型共同工場への支援・再編についてでございますけれども、27年産一番茶で町内の一つの共同製茶工場が荒茶製造を停止するという話をいただいております。組合員において、今後の茶園管理と荒茶製造をどうしていけばいいかを思案した上での御判断だと伺っております。このような共同製茶工場が出てくることは想定されることでありまして、これまで個人工場の製造の受け皿になっている側面もありましたので、地域の荒茶製造セクターとして機能し続けていただきたいというふうにも思っております。共同製茶工場にはそれぞれの歴史や事情があり、重ねて組合員個々の状況も関連してくることがございますので、町としては農協や農林事務所とも相談に乗っていただきたいというふうに考えておりますし、このような会議を持っているところあります。

このような状況の中にあっても、自らが川根茶の中心的な製茶工場であるという認識をしそういう意識で茶の生産に取り組んでいる、あるいは人材育成に積極的に取り組まれている工場もあるわけでございまして、こちらももっときめ細かな意見交換、情報共有を進めて、サポートをしていきたいというふうに思っております。

それから、農用地見直しの取り組みの状況でございますけれども、農用地区域やいわゆる青地農地の用途区分を示す内容を含む、川根本町農業振興地域整備計画の更新作業に平成26年度から取り組んでいることは、議員も御承知のこととございます。平成26年度に基礎調査を行い、今年度計画の更新を行いますので、事務を進めております。

次に、ユネスコエコパークに関する質問の答弁の前に、去る6月6日に静岡市内におきまして今年度の南アルプス世界自然遺産登録推進協議会総会が開催されました。

御承知のとおり、当協議会は構成3県10市町が連携して当地域の世界遺産登録に向けて要望活動やPR活動などを行って現在に至っております。

一方、環境省では次期世界遺産候補地の選定を検討するため、平成25年度から2カ年にわたり、他の候補地を含め16地域のその可能性を探る詳細調査を実施し、27年2月に調査結果が公表されております。

その調査結果は「南アルプスは世界遺産候補地としての可能性は認められなかった」結論づけをされております。協議会においては、今までの議論・研究で培われたノウハウを駆使し、南アルプス地域のあり方に即した継続ある議論・検討を行い、平成25年8月に締結した南アルプスエコパーク基本合意書に基づく取り組みを一層推進するとともに、今後の活動のあり方を議論・検討をしていきたいということでございます。今後は、世界自然遺産の登録活動を前面に出す活動ではなく、エコパーク推進と地域活性化につなげる方策の検討などに対応していくという議論が大方の市町村の考え方となっております。

以上が、現在の協議会の方向性であります。

議員からの質問1点目、認定を地域振興にどのように生かすかということでございますけれども、認定の意義は「自然と人間の共生」という大きなテーマを持ち、これまで私たちが

行ってきた地域の自然環境保全と営みが、持続的に共存しているという評価をいただいたものであり、本町は大いに自信と誇りを持っていいということでございます。

この認定をいかに地域振興に結びつけるかということは、すなわちいかに定住人口、交流人口の増加、地域経済の活性化に結びつけるかということになりますが、世界遺産に認定されると次の日から、マスコミに取り上げられ、国内はじめ、国外から多数の方々が訪れるというのは、国内の最近の認定地域を見てもおわかりだと思います。

本町の場合は、既に何回も述べておりますが、指定区域の核心地域は光岳周辺と限定的であり、その周辺が緩衝地域、全町が移行地域で指定であります。しかも核心地域へのアクセスは昨年12月議会でも写真を提示いたしましたとおり、道路自体が崩落しており通行は不能であります。静岡森林管理所でもこの工事の復旧に、大変莫大な費用と時間がかかり、光岳のアクセスは林道上に登山道を新たに整備するしかないなどの意見を交換したところであります。

したがいまして、本町は南アルプスの南麓でこの自然を生かした、交流人口を増やすということ以外は考えられない状況にあるというのが現況でございます。

例えば、核心地域までは行かないまでも、奥寸又の散策ルートを調査して、登山客に限定しない気軽に行けるルートの開発の可能性がないか、千頭ダム周辺までの旧軌道敷が生かせないかなど、豊富な自然を活用できないかを検討していきたいというふうに考えております。

その中でも議員も中心になって活動しておりますエコツーリズムのフィールドになり、気軽なトレッキングができないか。誘客の目玉にならないかを検討していきたいというふうに考えております。昔は温泉と紅葉があればお客様は来てくれたという時代が確かにありました。今は、観光地の差別化といいますか、珍しい・初めて見る・味わう・体験するというように、わざわざこの遠方に来ていただく付加価値を持った地域にしていかなければいけないというふうに考えております。

また、開かれたダムの認定も受けている長島ダムの湖面を利用した先ほども答弁申し上げましたけれども、カヌーツーリングも含めて体験型の観光を模索していくことや拠点施設での環境学習・研修の場に、地域に現在ある施設に付加価値をつけていきたいというふうに考えております。

ユネスコエコパークの拠点整備や、人材育成はという御質問もございました。12月議会でも答弁いたしておりますが、当面は寸又峡にある南アルプス山岳図書館、接岨区にある資料館やまびこ、そして茶茗館を情報発信拠点施設として考えております。南アルプス山岳図書館は、寸又峡の事業協同組合で管理運営されており、現在も南アルプスファンクラブが支援し、サポーターとして当地域周辺の山々の案内や、登山道の整備、自然観察会などを何回か実施しているようあります。もちろん、ここには南アルプスの情報が図書や写真でも得られるところであります。

資料館やまびこにつきましては、展示してあるものが地域の歴史・文化のほか、環境学習

や南アルプスに関する学術的展示物もございますので、充分に情報発信拠点施設の位置づけになると考えております。エコパークの登録を受けたから何か施設改修を加えたり、管理運営方法を変更したということはございません。

茶茗館につきましては、文字どおりお茶の情報発信拠点施設の一つでございます。この地域が主要産業の伝統と文化を守ってきたことがエコパーク登録の評価そのものでありますので、エコパークに認証されたからといって、リニューアルあるいはコンセプトを変更する必要は決してないというふうに考えております。

次に、人材育成に関してでございますけれども、冒頭で申し上げましたけれども、本町の自然を活用して地域振興に貢献されておられる本町エコツーリズムネットワークの会員の皆様は、エコパークの理念である「自然との共生」を実践しております。環境教育の充実や地域を再認識するための取り組みをより充実させていくために、町といたしましても昨年度にツアーガイド育成事業を実施し、伝える技術、リスクマネジメントの野外救急法、売れる満足するプログラムデザインについてスキルを学び、今後必要な研修カリキュラム案などの報告書をまとめました。

なお、南アルプスエコパーク静岡地域連携協議会、これは以前、南アルプス・奥大井自然公園運営協議会という組織がございましたけれども、本年度からは井川地域と川根本町の自然や環境情報を多くの町民に知っていただくための情報誌「いかわね新聞」を年3回発行予定し、全戸配布及び公共施設への配架を予定しております。まもなく第1号がお届けされる予定であります。これらを通じまして新たな人材育成と町民へ両地域の資源の周知を図っていきたいというふうに考えております。

エコツーリズムネットワークにおかれましても、今後事業の中でツアーガイド、インタークリターの育成を実施していただければと考えております。

ユネスコエコパーク管理計画の作成はという御質問でございますが、御承知のとおり静岡市は協議会構成市町3県10市町村の登録地域で初となる管理運用計画を策定いたしました。静岡市はリニア中央新幹線の建設工事を見据えた、環境保全環境の監視など新たな開発への対応方針を急ぐ必要があったためであります。協議会としては本年度の事業として、ユネスコエコパークによるすぐれた自然環境の持続的かつ永続的な保全管理と利活用に共同で取り組むために、計画作成と新たな組織体制の設置に向け検討を進めることとしております。今後は、静岡市域版をもとに全体の管理運営計画をまとめていくことになりますが、細部は地域の諸事情を反映したものになると考えております。

リニア中央新幹線工事の監視の目をという御質問もございました。御存じのとおりJR東海のリニア中央新幹線工事予定地は、静岡市葵区の大井川源流部でございます。静岡市は独自に工事予定地などの自然環境調査を実施しております。本町を含め大井川流域圏の関係自治体、利水者も流量、水質に関しましては大変関心があるところでございますので、今後、注視をしていかなければいけないというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、まず川根茶の関係のことから再質問させていただきます。

今、町長の答弁の中で、これから川根茶の将来性というんですか、生産性とかコスト、そういうものを重視していくということあります。

そうしますと、茶園は当然機械化されていく、機械化できない部分については荒廃農地として残ってしまう。そのようなことが考えられますし、昨年の調査でも50haに及ぶ耕作放棄地が町内にあるという報告がございました。今まで一生懸命守ってきた少しばかりの茶園を、頑張って耕作したいんだけども、高齢でできなくなる。病気でできなくなるという現状があります。そのような人たちをどのように考えるのか。ただ農地を集積したら川根茶が再生するとは私は思いません。それが生産基盤を守るということにつながるというふうに考えますが、町当局のお考えを伺います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 方策の一つとしては共同化、機械化とともに、もう一つはきめ細やかな管理をし、高級茶をつくっていくという二つになると思います。

また、どうしてもできない人、体力的にもできない人も出ておりますので、昨年から申しておりますやはり転作、あるいはやっぱり一番は人にやってもらうということで継続していただきたいんですが、どうしてもできない人には管理の楽な作物に転作をするということで補助制度も完備しておりますので、そちらで対応したいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 担当課長からも説明をさせていただきましたけれども、私も一つ大事なことは、人材育成だというふうに思っています。その中で、せっかく農林業センターが県下で唯一町内に存在するものですから、そのセンターを中心とした活動をもう少し具体的に広めていく必要があるというふうに思っております。これは農業のお茶だけでなく、林業も絡めた農林業センターですので、その連携も含めた中で人材を育成していきたいというふうに具体的に思っておりますので、また皆さんと相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、先ほど後藤課長の答弁の中に、簡単な作物に転作していって、耕作放棄地の解消に努めるということなんですが、それができなくなっているんです、実際。高齢でできなくなっているし、連れ添いの一人がいなくなればそういうことまでもできなくなっている状況にある。貸したいけれども、借りてくれる人がいない。そういうような仲立ちをするというのがやっぱり行政の仕事になってくるというふうに考えますが、その辺について再度伺います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） それぞれの農家の方、将来のことを見据えてやっていると思いま

す。体力的にあと5年は頑張れるというならば、貸せるような対策の作業道を入れて準備をしておく、乗用が入れるような畠にしておくということで、借り手がつくような対策を前もってしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 再度聞きます。そういうことができなくなっている。力がなくなっている。富める者はますます豊かに、貧しき者はますます貧しく、そういうような状況なんですね。だからそれは何とかして考え方をしていく必要があると思うんです。農道をつけて作業ができなくなる。それは当然考え方としては間違っていないと思うんですよ。5年間維持していくというのはね。それができなくなっているという状況をどのように考えているのか伺います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 現状は議員おっしゃるとおりであると思いますが、やはり自分の茶園に責任を持って、管理していくということが大事だと思います。できないから困ったではなくて、責任を持って管理していく、それが重要ではないかと思います。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 議論が平行になりますので、次の質問に移ります。

大型工場への支援ということで、私がここで質問したいことについては、今言われたように、耕作放棄地っていうんですか、農業が自分ではできなくなっている、そういう人たちがたくさん地域には出てきております。それを大型共同工場が共同茶園という形で管理している工場があるわけですが、そういうものに対する支援、町では人的面も含めてありますが、支援ということを考えているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 議員おっしゃるように、共同体でやっている工場もあると思います。それに対する補助、農園としましては、やはりそういう機械の補助、共同体による補助制度を利用していただいて、共同作業に取り組んでいくということで、応援をしていきたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 制度の中では確かに機械化ということで、厚い補助があるわけですが、私が申し上げたいのは固定資産税ぐらい、例えば地代を本来ならやってほしいという方が逆に地代を払っても共同工場にやってもらうというのが筋だと思うんですが、やはり地域の実情を鑑みればそのようなわけにはいきませんので、大型工場で幾らかの地代を払って、共同茶園を管理しているという状況にあります。

組合員は自分たちの農業をしながら共同茶園を管理しているわけですね。その中で、まさに安い賃金でそういう工場を地域の産業を守ろうとして頑張っているわけです。そういう

人たちに対する支援も私はあってもいいのではないかというふうに考えますが、町の考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） やはり地域の中での管理ということで、その地代まで、それは茶工場により、地域により取り決めて進めていっていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 地域の事情はあるかと思いますが、やはり町のほうでの施策として取り組んでおられる耕作放棄地の解消、地場産業を守るという観点から再度検討していただきたいと思います。これは検討していただければということで、回答は結構でございます。

3番目の農用地域の見直しの取り組み状況ということで、今年度取り組まれているということで地域の実情を勘案しながら、地域の人たちの意見を聞きながら農用地の見直しを図ることをたびたび課長、町長のほうから答弁をいただいておりますが、現在の状況はどうのようになっているのか、地域の人たちの意見をどのような場で集約していくのか、そのことについて伺います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 今年度におきまして、町の農業振興地域整備計画を策定するということで進めております。これはあくまでも町の農用地を守る計画ですので、地域の実情というのは農用地から農用地でなくする要件があれば、それは検討します。法の中で決められておりままでの、農用地でなければできない理由があれば、変更の対象になりますが、あくまでも農用地を守るという観点の計画ですので、そちらで進めております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 確かに農用地の青地の指定というのは農業を集団で管理していく、守っていくということであると思いますが、地域の実情、まだ私たちの地区を見ても後継者がいなくて、そのまま荒れている、横のところでは農作業を一生懸命している。農業環境においても非常に悪いような状況であります。農地を守るということもありますが、やはり地区的実情をまず考えていただいて、維持していく農地というのはたくさんあると思うんですよ。だからそういう場を地域においてしっかりと設けていただきたいということですが、再度そこの辺を確認します。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 今進めている計画ですが、昨年度基礎調査というものを行いまして、地域の実情をつかんでいるところであります。過去の補助事業の導入状況とかの整備をして、一度農地を外してしまいますと、農業施策ももらえなくなると、仮に外部から農業をやりたいという人が来ても、農業に取り組めなくなってしまう、補助金をもらえなくなってしまうというようなことになりますので、慎重にそこら辺は進めさせていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） この質問については最後になりますが、今一度農用地から外してしまうと補助金がもらえなくなつて、外部から入ってきた方で農業を続けたくてもできなくなる。それができないような状況というのは、現在あるわけですよ。補助金がもらえる、もらえない云々ではなくて、土地の生活環境、地域の生活環境を守っていくという面から、見直しを、そういう面からも見直しを図っていただきたいということです。

やはり、後継者はない、後継ぎはない、自分で終わってしまう、その農地、相続するにも相続なかなかできない。そういう状況が地域の中にいろいろたくさんあるというふうに思うんですよ。だからそういう面についてやはり配慮をしていただければということあります。

次に、エコパークのことについて質問をさせていただきます。

地域の活性化ということについてまずお伺いします。やはり、先ほど町長が言われたように光岳のアングンヌイはアクセス道路が整備されていない、なかなか厳しい状況で行けない。川根本町全域については移行地域であるというお話もございまして、拠点も山岳図書館、やまびこ、茶茗館を情報発信の基地として考えていらっしゃるということであります。これは一つ例として伺いたいと思いますが、大札山には奥大井県立自然公園があるわけです。登山道の整備、倒木の除去、そういうものについてはどのような形で現在取り組まれているのか、森林管理署との関係についても伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ただいまの質問にお答えいたします。

毎年、川根本町森林レクリエーション推進協議会というのがございまして、メンバーは川根本町、静岡森林管理署、千頭山の会、観光協会、中部電力、井川線アートセンター、寸又峡の旅館協同組合、これらのメンバーで協議会を組織しております。

ただいま議員の質問でございます登山道等の整備については、総会におきまして、静岡森林管理署、あるいは千頭山の会のほうから情報をいただきまして、協議会の事業の中で対応できるものは対応する。あるいは山の会のほうで自主的にやっていただくものはやっていただくということで、今年度もしそういうところがございましたら、逐次やっていくということで皆さんと合意をしておりますので、そのような事業の中で対応していきたいと思っております。また、大きな登山道の整備等が必要な場合は、町のほうで事業で採択できるものについてはやっていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、私が登山道の整備ということと、倒木があったような場合は、エコツーの事業なんかがやって、何年かそのまま放置されていたということで、ガイドをやつた方から聞いております。それをどこに言って、森林管理署、国有林でもあるし、民有林で

もありますので、その管理の責任者というんですか、私たちがエコツーのガイドをやるときに、邪魔になった倒木をお客さんが通れる範囲で除去していいものかどうかということ、その辺について再度伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） もしそのような状況がございましたら、エコツーのほうで切っていただくような状況がありましたら、切っていただきたい、お願ひをしたいと思っておりますが、静岡管理署さんがもし行って大きな木を切るようでしたら、ひとつ情報を前もって欲しいというふうに言わわれていますので、すみませんが程度によりますけれども、大きな木を切る場合は一報をいただいて後ほど役場のほうに連絡をいただきまして、森林管理署と協議しながらやっていきたいというふうに思っています。軽微なものについては、うちのほうへ報告いただければこのことで活動を行ったということを報告いたしますので、御対応をいただければと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） その関連です。

やはり地域の振興というのは、訪れる方が川根本町に来てよかったという基盤の整備、環境の整備というのがあると思います。今言う、私が設問をさせていただきました登山道の整備、標識の設置、そういうものも含めて入ってくるというふうに考えます。これは具体的になりますが、大札山の山頂にあるベンチが非常に朽ち果てた状況に現在あります。26年にエコツーのほうの名前で要望書を出させていただいたという経緯がありますが、その後動きがないということで、ガイドをやっている会員の方から私のほうに話が入ってきておりますが、どのような形で今後大札山の整備、標識も含めてありますが、やろうとしているのか伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 大札山の山頂につきましては、ちょっと今現状どのようになっているかというのを、大変不勉強で申し訳ございません。戻りましたら、現状、その要望書をちょっと見させていただきまして、町で対応できるところについては早急に対応したいと思いますが、静岡森林管理署との関係もございますので、すみませんけれども、今一度調査をさせていただきたいと思っていますので、この場でやりますとか、やりませんとかという答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） やはり、今課長が代わられたばかりで無理もないかと思いますが、やはりエコツーで地域の振興を図るといったときは、という考え方でありますので、現場に行って実情を見て、どのようにになっているか自分の目で見て確かめていただきたいというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。これは以前も大札山の整備については、予算の中でやることを何回かここで答弁していただいてありますので、早急に実施を

お願いしたいと考えます。

次に、エコパークの拠点整備ということで、3カ所挙がりました。今年度、井川地区においてはえほんの郷を情報発信基地として整備する、リニューアルするということで、人的な面も含めて整備をされているということですが、今後の拠点整備の計画、考え方について伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 冒頭、町長のほうから答弁がございましたとおり、寸又峡の南アルプス山岳図書館、そして資料館やまびこ、また茶茗舎、この三つの施設を情報発信拠点施設と考えておりますが、今議員がおっしゃいました井川えほんの郷は、井川のそれぞれの地域の拠点ということで、えほんの郷をリニューアルしたということだと思います。町においては、ただいま言った三つの施設を当面情報発信拠点として今までの評価をもとに、新たにリニューアルをしていくとか、管理運営を変えるという方法ではなくて、現状の中でPR活動の拠点にしていきたいというふうに思っています。コアとなる施設については、いろんな考え方方がございますが、それについては今のところこの施設というふうな考え方はちょっと私のほうでは申し上げられませんので、その辺で答弁とさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、連携をしながら3施設を情報発信基地としてそれぞれの機能を担っていくという答弁でございますが、今年度整備されています光ファイバーの関係で、情報網というのはその3施設でしっかりと連携が取れて、情報を共有できるのか、その辺について伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 今から、どのような連携をするかということは今年度の検討課題にさせていただきまして、当面はそこに山岳図書館のパンフレット等、あるいは「いかわね新聞」そういうしたもので対応していきたいというように思っています。

また、もちろんその管理運営をする職員の方にも南アルプスエコパークの意義とか見どころ、そのようなものをPRしていくということで、光ファイバー網を使って、こうするという考えは今のところ持っておりません。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今の点でありますが、利用検討委員会というのでこれから利活用ということで検討されていますので、その中でこういうことも協議していただければ非常にありがたいのかなというふうに思います。

次に、人材育成という面で昨年3月、3回にわたってスキルアップとか、ガイドのスキルアップ等についての研修がございました。町内で7割の方が参加して町外から3割、おおむね15人ぐらいの方が3日間参加をされたわけですが、その中でやはり今でもガイドをやっている方の参加がほとんどなんですね。新しい人たちではなくて、町外から来た人たちも、

町外の人たちのほうが川根本町のよさ、すばらしさ、自然の豊かさというのを自分たちが発信したいよということで参加されているんですよ。町外の人で若い人というのはほとんど皆無に近いわけです。だから人材育成というのは、今、今年は諸事情で中断というんですか、今年1年見合わせるということになっております縁のふるさと協力隊とか地域の支援隊、そういうものが国の制度であるわけですが、そういう人たちを入れて、地域の活性化を図っていく、地域振興につなげる、まさに必要なことだと思いますが、その辺の人材育成という面について町当局のお考えを伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 一生懸命人材育成をやっていただいているということは承知しておりますけれども、やはり地元の人が純粋に、地元のよさがわからないという認識の人が多いというふうに感じております。その中で、いろいろ国や起案等からも派遣等の手当もしてございますので、何とかよそから来た人が全国に発信していただくということも必要ではないか、それが引いては地元の皆さんのが地元を再認識して、いただけるという方向性になるというふうに考えておりますので、積極的に人材育成には取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 外部からのそういう人材の導入というんですか、そういう人たちに来ていただいて、例えば林業なら林業に特化した支援をしていただく、農業なら農業に特化した支援をしていただく、福祉なら福祉に特化した支援をしていただく、そういう考えはないか伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど農林業センターの話をしましたけれども、私はお茶を生産する方、その方の年間の稼働日数等々を考えますと、やはりお茶だけで対応できる方は非常に少數の皆さんだろうというふうに感じております。その中で、林業も木の駅事業等々も今検討している段階ですので、やはり複合的な生活ができるような形にしない限りは所得の確保というのは非常に難しいのではないかということで、トーマスの効果もありますけれども、トーマスの効果等については、やはりすき間の産業的なものを開発できるのではないかというようなことも考えておりますので、特産品効果等々にもっと活発に頑張っていただければ、発展できるような要素もあるというふうに考えておりますので、やはり複合的な形で所得を得るということも当然ながら考えていく必要がある。

それには、持続的に単独でお茶のみで対応できるという方ももちろんいるわけですが、やはりそれ以外の方、先ほど放棄茶園の話が出ましたけれども、そのさんはやはり所得に絡んでいるというように感じておりますので、複合的な生活をする。そのような指導も当然ながら私どももしていきたい。

それから、外部の皆さんが高いんか行事のところへ手伝いながら住んでみたいという方が

結構個人的にも聞いております。そのような窓口を当然ながら町が対応する必要があるということを常々申し上げておりますので、これから具体的にハローワーク等の絡みもありますけれども、対応していくことが必要ではないかというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、外部からの人材の導入、人を招くということで窓口で対応していきたい、ハローワークとの連携も図っていきたいというお話がありました。やはり地域をつくるのはよそ者であり、ばか者であり、若者であるということがよく言われます。その人たちの感性というのは、非常に大切なものであるし、今まで8年間続けてきてくださっています。緑のふるさと協力隊の人たちの町に与えたインパクト、彼らの残した実績というのは大きなものがあるかと思います。この辺についても来年度以降、前向きな検討をぜひお願いしたいと考えます。

それで、3番目のユネスコエコパークの管理計画、これについてはやはり静岡市ではつくれてありますので、私たちのところでもやはりその理念に沿った川根本町独自の管理計画というものが必要になってくるというふうに考えますが、その辺について行政の考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど議員からも話がありましたけれども、コアの地域が大変入山が厳しいというような状況がございます。ですので、緩衝地域、移行地域等々で対応する必要があるというふうに考えております。いずれにしましても、コアの地域、いわゆる光岳周辺が行けないということになりますと、なかなか管理計画も難しいというようなこともございます。ですので、国有林を除いたところの計画は当然ながら町が対応していくことになりますけれども、今後はやはり林野庁と協調し、または環境省と協調して、対応していく以外はないのではないかというふうに考えております。今現在、残念ながら林野庁の関係では、林道を改修するというような計画は持っていないというようなことを聞いておるものですから、やはりその辺もいろんな角度からお願いして、やはりまずはお立ち台まで、それから千頭えん堤を周遊できる、そのようなことを具体的に計画していきたいというように思っておりますけれども、それから先の40kmというのはなかなか難しいのではないかという感じがいたしております。

それからもう一つ申し上げますと、やはり大井川が長野県、山梨県へ抜けていないというようなこともあります。そのような中で、いかに山梨県と絡んで対応するかということ、これは登山道になりますか、一般道になりますか、まだわかりませんけれども、そのような連携も当然ながら対応しながら、やはり山梨、長野に抜ける道路等の検討も当然ながらユネスコエコパークの中で対応していく必要があるというふうに考えておりましそれは具体的に進めようというように思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 私が今質問させていただいた管理計画というのは、ここに静岡市のものがあるわけですが、例えば施策体験、自然環境の保全とか、調査と教育、地域の持続的な発展、そういうものをやはり具体的な計画、総合計画なんかに含めて、つくっていく必要があるのではないかというふうに感じておりますが、その辺について今ふるさと創生の関係で総合会議を実施されておりますので、そのような中でも議論していく必要があるのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 静岡市が先行して管理計画を策定したというのは、先ほど冒頭町長が静岡市はリニアの関係で先行してやらざるを得なかったということで作成されていたわけですが、それ以外の3県10市町の考え方は、南アルプスを全体的な共通した認識の中で考えましょうということでございますので、各市町単独でばらばらにつくるという考え方ではなくて、一つの何というんですかね、静岡市版をたたき台にして、全体的な共通事項をつくった中で、それぞれ最後に各市町の考え方を入れていきましょうという考え方でございます。

具体的には、今年度その管理計画の策定や新たな組織について検討を始めるという段階でございますので、じゃ、来年できるのかという話ではなくて、そのようなプロセスを経て、設計から策定するという段階でございますので、本町は遅いとか早いとかというところではなく、そのような歩調を合わせているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） わかりました。ぜひ早急な整備、管理計画の作成をお願いしたいと思います。

リニア中央新幹線の工事についてということで、静岡市はやはりかなり危機感を持たれていて、独自に環境調査をやられていて、JRがいないと言ったヤマトイワナとか、希少種の植物、動植物が発見されているという記事が静岡新聞に出たのは御存じのことと思います。

やはり、昨年現場を視察させていただいて、やはり実際の目で見て危険性を感じたというのは事実でありますし、東海フォレストの方でしたか、説明をされましたか、この1%ぐらいが土砂として畠薙第一、第二へ流れるだけだよというようなことを言われていましたが、あの渓流に巨大な壁が立ち、景観が南アルプスエコパークの理念にもかなわないようなものが立つという状況、それと1.5tの湧水が生じ、それを水路管で12km先の樋島まで持っていく、そしてそれを持っていくことによって直轄の沢が水枯れをする。そういう危険性も指摘されています。

私たちも対岸の火事ということではなくて、やはり何らかのアンテナを高くして、このリニアの工事については意見を言っていく、そういうことを聞く場を持つ必要があるのでないかというふうに考えますが、町の考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　水の関係の減水の関係、それと私どもは落水の関係、これは非常に重要な位置づけになるというように思っております。その中で、長島閑連の利水者の皆さん、これは下流の皆さんが非常に多いわけですが、その皆さんも大変危機感を持っているということを承知しております。そのような中で、やはり長島ダムを中心とした流域の皆さんと一緒にとなって対応していくということで、会議も余り回数は多くありませんけれども、そのような協議をしているというのが現況でございます。

いずれにしましても、大井川の水を一体となって使っている皆さんと共同歩調で対応していくことになろうかというように思っております。

○議長（中田隆幸君）　5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君）　水のことについては、下流の方は非常に関心があるということですが、私たちは土石流の問題とか、さらに直接的な被害を受ける可能性があります。私たちは遠くで工事を、多分知らないうちに始まって、知らないうちに終わる、そんな感じで工事が進められると思いますが、やはりＪＲ、工事主体の方にここに来ていただいて、やはり今後工事によって生ずる問題についてどのように対処するのか、やはり私は説明責任というのがあるのではないかというふうに考えますが、そのような形でＪＲの方、関係の会社の方たちに来ていただいて住民の方に説明をしていただく機会を設ける、考え方があるのか伺います。

○議長（中田隆幸君）　町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それは当たり前のことでの説明をしていただく機会を持たなきやいけないというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君）　5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君）　ぜひそうしていただきたいと思います。

最後に、少し聞き忘れた点がございますので、これは二度の議会でも答弁されておりますが、多分同じ答えが返ってくるかと思いますが、非常に私はこれが地域の農業の活性化につながるのではないかというふうに考えていますので、再度、最後にこの質問をさせていただきます。

権限移譲という問題です。農地法は農業を守るという目的で設置されておりますが、農地法が足かせになってなかなか土地が動かない、土地を買いたくても2反歩以上ないと農地を買えないという事情があります。

町長の答弁の中でもやはり非常に専門性が必要であるという観点から、小規模な自治体においては県の指導を仰ぎながら適正に法令の運用を行う事務を実施することが町民全体の利益につながると考えるということで、何度か答弁をされています。多分同じことが返ってくるのではないかというふうに思いますが、この中で専門的知識を持った人を育てる、外部からそういう人たちを要請する、県に来ていただいて指導をしていただく、そういう考えはいかがまず伺います。

○議長（中田隆幸君）　産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 農地法の許可に関する権限が移譲されたとしても、判断の内容は変わりませんので、町に許可の移譲をされても内容に変わりはないものですから、今のままと変わりはないと思います。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 私が言っているのは手続で、県へ行くのが町の農業委員会でやれば、それが1カ月で済みます。それが、県に出せば半年かかったりするわけですよね。だからそれを言っているわけです。だから、地方創生の流れの中で、政令市なんかが手を挙げているのは、そういう権限移譲、特に農地の問題、そういうものの権限を自分たちで国から独立してやりたいという考え方なわけです。だからふるさと創生の中では、そういう問題が入ってくるのではないかというふうに思いますけれども、全く変わらないというのは違う認識だというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 農地法の事務手續は約1カ月で許可はおりてきます。変わらないというのは、許可の基準はどこがやっても変わらないという意味で申しました。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 組織の見直しを図ったり、県へ職員を派遣したりして農業委員会という組織を独立したようなものにするという、そのような考え方をお持ちになっているのか伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の御質問ですが、今現在は考えておりません。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 農業委員会の独立は考えていらっしゃらないということですが、職員を派遣して、職員の資質の向上を図る、県と連携しながらそういうことをやっていくという考えはないか伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 大変多くの問題点があるものですから、やっぱり専門的な知識を得ることは必要ですが、今、具体的にそのようにやるという計画は持っていない。やはり勉強することは必要だというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） やはり土地の流動化というのが地域活性化の鍵を握っているというふうに私は考えますので、今後組織の改革、人材の育成という面も含め、前向きな検討をしていただきたいというお願いをもって私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここで、11時まで休憩をしたいと思います。再開は11時からです。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

1番、菌田靖邦君発言を許します。1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 1番、菌田です。

今回は主要産業茶の将来構想について、私なりの考え、提案型、質問と提案型がどこの境目かちょっと僕わからないんですが、私としては提案型ということで、質問をさせていただきます。

まずは、現在の状況から考えられる農業施策。二つ目が品評会の今後の展開です。

もう二つ目の質問は、きのうも皆さん井林代議士を囲む会に御出席された方はおられると思いますが、石破大臣の地方創生について熱く語っていただきました。そこで、大鐵のこととか、川根本町が今に消滅してしまう、そんな話もきのうしていただいて、なかなか勉強になる有意義な井林代議士を囲む会でした。

それでは、質問をさせていただきます。

主要産業茶の将来構想について。

昨年3月の定例会で基準がどこまでか定まってはいないんですが、特農家の皆さんへの対応の質問を私はしました。今回の質問は、川根茶存続のための、先ほど申しましたが、質問・提案がその境目がわからないんですが、私としては提案型質問にしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

労働力が高齢化し、産業の将来が、川根茶の姿が見えてきていることは誰もが認めてきているところだと思います。今年のお茶の状況は気象障害、遅霜、ひょう被害もなく、量・質とも私自身はよかったですですが、先月5月の全員協議会での資料、JA川根営業の累計、数量124.7%、単価83.6%、量ある、質はよいがお金は出せない相場です。

また、今年度のJA経済連の情勢報告にもありました、私自身も今回感じたことなんですが、茶場さんの仕入れが昨年以上に選択買いが強まった感がしました。全国、県下と比べても茶園面積は数%の当地域が消えてたまるかという思いですが、私も町に戻されてというか、何とかいうわけですが、30年余り家業と会社、2本立てで勤めてきましたが、個人工場の限界、大型工場の再編等、問題は幾つもあるんですが、生涯現役の力のある方には体力、知力、続く限り茶業を突き詰めていただきたいと思います。

ただ、今なら間に合う将来構想、生産家の皆さん全体を考えるのではなく、川根本町ブランドの基準を設け生産していく方法を考えて、川根茶の維持、存続にかけてみる手立てが必要だと思っております。先人が培ってきた、残していくかなくてはならないもの、ここが大事なんですが、奨励ではなく、基準値でつなげていく方策を考えてみたいと思います。

情報受け入れ、発信はＩＣＴでさらに進化させていき、町も少し落ちつきを取り戻しましたので、総合計画を作成していく中で、町長も時々話されるストーリー性を持った展開、産業栽培改革を実行に移すべく、取り組んでいただければと思います。

また、全国茶品評会への出品、挑戦し続けることは当町の宿命、続けてつなげてきてくれています。川根時間、茶園喫茶など、イベント情報の充実、また出品者、受賞者の皆さんにも協力をお願い、また支援するマーケティング戦略も次の質問の地方創生総合戦略の一つになるのではないかと思うのですが。

二つ目の質問はその地方創生です。

日本の未来像にかかわる制度、システムの改革、3月定例会で私も人口減少の質問の関連で答えていただきましたが、国からの指針があつたばかりということでそのときは1,000万ほどの補正予算がありましたが、準備を進めているという回答でした。地方総合戦略、予算計上ができる戦略のための手立てについて、今後の各課への指示、対応について伺います。

演壇からは以上です。

○議長（中田隆幸君）　ただいまの菌田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは菌田議員の質問にお答えをさせていただきます。

最初のお茶の将来構想についてお答えさせていただきます。

川根茶は、これまで品質や知名度で消費地茶商や消費者から大きな期待と評価を受けて生産販売をしてまいりました。菌田議員が御心配されているように、ここ数年の気象の影響、そして今年度の荒茶価格と買い手気配の弱さにさらされ、先行きの不透明感が最高潮になってしまったという実感があります。

このような状況のもとで、一昨年度あたりから国や県においては、輸出による茶の販路拡大や需要開拓を目指す方向性が提示され、国内の茶業関係者が取り組みを強化していると聞いております。川根茶産地としては、産地としての生産量が少ないと、日本人の繊細な嗜好に合った浅蒸し煎茶の産地であること、産地茶商の経営規模が小さいこと、海外においてはこれまで築き上げてきた伝統や知名度が効く購入動機が少ないとなどから、輸出を目指す国内生産茶の流通が海外に向いている今だからこそ、国内での再浸透を目指した展開を図ることがいいのではないかというふうに考えております。

現在においては、お茶単体での販売促進は難しいのではないかというふうに感じております。当町には、清流大井川、美しい茶園風景、温泉、SLに代表される大井川鐵道、そして井川線、新緑、紅葉、河岸段丘や山間に点在する集落の景観など豊富な地域資源がございます。川根全体の地域イメージを徹底的に売り込み、川根地域のファンを創造しながら、川根茶の販売拡大を図っていきたいというふうに考えております。あるいは、昨年度まで行ってきた茶の機能性実証研究成果についても、いよいよ成果が発表される段階に来ているというふうに伺っております。これも、販売のいいチャンスだというふうに考えております。

そして、情報基盤が整備され、情報送受信を双方向で高度に展開できるようになります。茶生産者やお茶屋さん、全ての茶業関係者がＩＣＴ技術を使える基盤が整ったわけあります。つまり、都市部からの物理的距離を埋めるためのソリューションが実現できるようになったわけであります。町内の住民生活に密着した利活用のみならず、産業分野での活用は住民の所得向上に貢献できるインフラとなりますので、町や観光協会や商工会においてもこのＩＣＴ環境を活用して様々な情報のやりとりをしていきますが、町民一人一人が、それぞれの思いや期待を込めた川根茶に関する情報のやりとりをしていってほしいと思う次第であります。

そういう現状を認識しながら、今年度から新しい総合計画の策定作業に入りますので、改めて町の方向性を模索し、茶業関係者が共通の認識を有して茶の生産流通販売に取り組むことを目指していきたいと思っております。

茶の生産におきましては、当町は鹿児島県や県内南部の地域に比べて、遅場所であり、単位面積当たりの収穫量や収穫時期において不利な状況が露見してきております。生産効率や生産コスト削減を目指していくことは農業経営においては、規模の大小にかかわらず取り組まなければならない必須課題でありますが、これだけを目指す方向性ではなく、川根本町でしかできない「銘茶」の生産を維持または再生する方向性を加えていく考えを持っております。イメージとしては、生産においては、「きめ細かな管理と生産」と「茶園共同管理」の両方を産地の中で両立させる、製造荒茶に多様性のある茶産地を目指したいと考えているところであります。

また、販売においては、さすがは「川根茶」と言われるような荒茶、仕上げ茶の商品を再構築し、消費地茶商及び最終消費者が期待感を持って購入していただけるような川根茶産地を目指していきたいと思っているわけであります。つまり、これまでの取引先との連携をさらに強化していくつとも、新しい取引先の開拓を第一目標として取り組み、需要先が欲しがる販売を目指すようなイメージであります。

その中で、旨味は施肥技術によりましてどの産地でもつくり上げていくことができる部分であります。香気についてはやはりこの川根茶産地の地理条件により、どこの産地もまねができる部分ではないかと思っております。これを端的にあらわしているのが、全国茶品評会での継続的な上位入賞ということでございまして、川根茶の形状、旨味、そして香りといったものが評価をされているわけであります。その基本的な技術とその伝承を、やはり全国茶品評会でも継続をし、流通茶においても主張していく産地を目指したい。つまり、全国茶品評会の栽培、製造技術を基軸に「川根茶のありよう」を考えていきたいというふうに思っているところであります。

このようなことを、平成29年度にスタートさせる、川根本町総合計画の策定作業において十分に議論を重ね、方向性を示していきたいというふうに考えております。

そうは言いましても、昨今の状況から将来に不安を抱いている茶農家の皆さんにおられる

と思ひますから、過日 J A 大井川に対して當農部門の強化の申し入れをしてまいりました。現場のきめ細かな対応ができるスタッフ数の増強を求めたものであります。

いずれにしましても、農業者が、川根茶の生産を続けていくことが生計の最善の手段とするならば、また町内の茶商が川根茶を取り扱っていきたいとするならば、まず農業者あるいは茶商ご自身が、自らの状況を自ら分析し、どうしていくかを考えいただきたい、まさにそのような時期に来ているというふうに痛感をしているところであります。

次に二つ目の地方創生に対する各課の対応についてでございます。

今年度の状況と次年度に向けた計画についてお答えさせていただきます。

昨年度、総合戦略に盛り込むための施策を掘り起こすために、職員への制度説明と施策提案の募集を行ったところ、22の施策が提出されました。

現在では、課長級で組織するまち・ひと・しごと創生本部会議を開催し、今後の総合戦略策定に係る検討を実施しており、さらに職員によるプロジェクトチームを設置し、提案内容が具体的に実現可能かどうか、検討しているところであります。

安定した雇用を創出するほか、新しい人の流れをつくるために、様々な人々が交流することができる若者交流センター等の拠点施設を整備する提案や、Uターンを条件とした特別推薦枠による提携大学への奨学生入学制度創設、耕作放棄地の管理を有償で請け負い、新規雇用者を募って管理する母体を創出する等、様々な提案が提出されておりますが、施策として具体化するためには引き続きプロジェクトチーム等で充分に議論と検討が必要な状況となっております。

また、町内の住民代表等に加え産・学・官・金・労等で組織する総合計画策定委員会からも意見等を伺いながら総合戦略を策定していきたいというふうに考えております。

町の総合計画との関連、連携について説明させていただきますけれども、地方創生総合戦略は、町の人口減少に歯どめをかけるために、地方の特色を生かした戦略的な施策を講じるためのものであります、まちづくりの総合的かつ基本的な施策の方向性を定める総合計画の柱となるものであることを考えております。

また、人口推計や人口減少に関する施策の方向性等は関連したものでなくてはならないため、総合計画策定委員会という同じ組織において総合戦略及び総合計画をあわせて検討していくことをしております。

今後のスケジュールですが、国からは平成27年度中に総合戦略を策定することとされておりますが、平成27年10月末日までに策定する市町には、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付が申請できる等の措置がありますので、極力早期に策定したいというふうに考えております。

また、次年度以降におきましても、総合戦略に盛り込まれた施策を実施しながら設定した重要業績評価指標の検証を行っていくことになります。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 今回、お茶の質問は4人ほど私と野口さん、坂本さん、実際お茶を経営しているんですが、しているがためになかなか難しい考え方というか、再質問も私も悩んだんですけども、まず一つ目の再質問をさせていただきます。

茶農家の皆さん全体の収入の底上げ、入り口と出口のことは私自身もわかっているんですが、生産家、JA、茶業者それぞれの努力の話になってきます。先人の方々が培ってきた産業をどう残す、そのための提案です。極論、私が言うことは格差がつく、そんな話になってくるんですが、川根本町基準をクリアした茶の販売、そうしたものの挑戦も必要になってくるのではないかと思っています。その格差と基準で付加価値がさらについてくると私自身は思っているのですが、町の考える付加価値について伺います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 現在の町内の茶農家は農業経営として川根茶を守っている農家と、茶園を引き継いで勤めながら維持程度の兼業農家と分かれるかと思います。つまりは、品評会クラスの農家から、時間に制約されて思うようにできない兼業農家まで混在している状況だと思います。ピラミッド形式で言いますと、トップが少なくて底辺の兼業農家が多いような状況ではないかと思います。川根茶の中でも様々な品質のお茶が生産されておると思います。この川根茶の品質を守るには、ある程度の区分というんですか、区分けをして製造する必要があるのではないかと思います。高級茶、または健康茶等の付加価値をつけた商品によりまして、消費者、または茶商さんが求めるようなお茶をつくりしていくのが重要かと思います。

○議長（中田隆幸君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 今、産業課長のお答えあったんですが、確かに私もちょうど厳しい言い方、行政、農政というのは全体を見渡さなきやいけない、それはわかっているんですが、今の状況からはやはり残すことには基準、格差がないとやっていけない、高級茶志向という考えは正しいことではないかと私も思っております。

二つの質問に行きます。

昨年、議員研修で宮崎県の綾町にお邪魔しました。環境も当町と似ていて、平成24年にユネスコエコパークにも登録された町で、自然生態系農業、徹底した有機質栽培で条例も定めていました。私が考える続けられる生産性の三つの原則、収益・持続可能・技術開発を考えるときに、本当は農薬まで私は引っ張りたいんですが、化学合成物質を排除した茶の生産の取り組みが川根茶プラスアルファに結びついていくのではないか。ここが私の提案型、理想なんですが、綾町の場合は危機管理体制が重なって、産業の取り組みができた町なんだと思いますが、当町は危機的状況からではなく、間に合う状況の中で栽培計画を模索してみたらと思いますが、どうでしょう。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 川根茶の生産につきまして、やはりいろいろな地区によっての考え方もあるかと思います。また、有機栽培、また無農薬のお茶の生産については、地域によってやはり町内には長野地区とか、松尾地区、尾呂久保地区、坂京接岨地区など、無農薬に対応できるような地形の集落もあります。それには、地域全体の合意を得て、茶工場の合意を得て取り組めば、その地区の特色のあるお茶をつくることができるかと思います。そうすれば、飲むお茶ばかりではなく、食べるお茶とかというような生産にもつながっていけるかと思います。

いずれにしましても、販売を見据えた上での地域全体での議論が必要であるかと思います。

○議長（中田隆幸君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） これから先考えることは、やはり川根茶は有名ですので、そのプラスアルファの方策と、あとは行政からはPRプラスアルファの方針、こんなこともまたJA、各種団体に働きかけてお願いをしていっていただきたい、要望いたします。

次に、少し「おくひかり」のことですが、またあと質問される方もおられると思うんですが、先にちょっとと言わせてもらいます。すみません。

演壇で奨励から基準値の質問を私したんですが、奨励品種のおくひかりのことです。私もJAの役員をやっているころ、黒ラベル、赤ラベルという商品で売り出したんですが、主流がどっちにしてもやぶきたが中心なもんですから、それを売れる力が整わないということは事実なこともあります、だからどうするかということは、町のやり方も変えていただきたいことがあるんですが、栽培方法の改善で町のストーリー展開、PR、物語が出てくると思いますので、生産家の皆さん、JA、営農、農政、連携の中で、先ほど町長も言っていましたが、浅蒸しという言葉、ここは形状・もみ、主流産地は当町だけの強みになってきましたので、その辺も使って強い売りに出るという、そういった方策も必要、また先ほど町長申してくれましたが、29年度からの10ヵ年総合計画にのせていただけるということで、そういうこともまた頭に入れて進めていっていただきたいなど、そんなことを思います。

また、この地域の考え、形成要因は複数ありますが、川根茶はその最大要素だと私自身考えます。将来も変わらない、変わってほしくない、それが町民の皆さんのが考える思いではないでしょうか、と思います。

町の総合計画、実行計画に位置づけて町民の皆さんのが想いに応えていただきたいと思いますがお願いいいたします。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） おくひかりにつきましては、適採期の分散や工場の操業期間の延長の期待ということで、過去、町、JAで戦略品種として奨励をしてきました。現状では、茶商の引き合いが弱い状態であると伺っております。また、ヒロオの生産者の皆さんでは、一番茶終了後販売方法等自分たちで行動を開始していると聞いております。行政の役割としてはやはりPRをしていくということで、ただ1,000パックを配るのではなく、飲んでいた

だいて、おくひかりのよさをわかっていただきて、販売につなげていくというような方針で進めていきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） いずれにしろ私もJA役員当時は買い取りからあっせんということで、なかなかつらい時期をずっと過ごしてきたんですが、町の奨励品種おくひかり、大事なことなんですが、どこが主流かというのは、やはりやぶきたが中心で、分散型でおくひかりを植えたわけですけれども、せっかく奨励しているものですから、きょうは基準ということで奨励から基準、基準値を変えるとはどういうことか。

おくひかりというのはやはり栽培を変えて、この栽培でやっているからこういうことだよ、川根本町のおくひかりは、そういったPR、またヒロオ農園さん、いろんなおくひかり植栽されている方はおるんですけども、またその辺の共同体の皆さんとも話し合いをしながら、いろんな形であそこに植えてあるおくひかり、これから先の展開を私も期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

四つ目の最後の質問としますが、先ほどの理想の提案の中で、生産性の三つの原則、私言いました。収益・持続可能・技術開発を上げさせてもらいましたが、やはりそこには人材、当然必要なことです。そこでどこまでが若手というか、私もわからないんですが、40代以下の限られた人数の担い手、川根茶の今現在の担い手、そこにもかけてみたいという思いがあります。今なら、今のことを持ち上げていけば、先人が築いてきた川根茶を継承でき、さらに発展できると信じたいと願っています。現在の町の継承者に対しての考え方を示していただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 人材育成につきましては、後継者の育成ということで、川根本町には農林業センターがあります。ここを舞台として技術伝承の場をつくっていきたいと考えております。農林業センターに農業者が集っていただきまして、農業を学び、相談相手がいて、研究ができるという施設となれば技術の伝承や、また新しい取り組みができると思います。3反歩以上の後継者は、産業課の調べですと、約500戸の農家のうち、2割程度が後継者がいるという推計しております。新規就農者も4名ほどおります。その方たちと先輩たちと出会いの場をつくって、技術の継承をしていただきたいと思っております。

また、かわねフォンが整備されますので、そのような技術講座の開催や各種実験の実施のお知らせなど、今後は発信をできると思いますので、有効に使っていきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 農林業センター、せっかくありますので、苗場だけではないです。品評会のものむところだけではないので、今の課長のお答え、研究開発、技術開発、これら2割程度おられる若い方がいるということですので、やはり自分自身も50を過ぎて、60ぐらいになるんですが、これから先その世代にかけていかないと石破大臣の話ではないで

すが、消滅、そういうことにならないように、まずその人たちをどう鍛えてというか、つなげていってもらうか、そのことに皆さんは考えていただかないと川根本町が残らない。先ほど言ったここの主要産業はお茶ということですので、これをつなげて未来永劫までいかないやいけない。そんなことを私強く思っていますので、また皆さんの御努力もかりながら、私自身も茶業経営者として努めてまいりたいと思います。

一つ目の質問はこれで終わらせていただきますが、二つ目の質問、地方創生に入ってよろしいですか、議長。

○議長（中田隆幸君）　　はい。

○1番（菌田靖邦君）　　まず、地方創生、一つ目の質問ですが、時期尚早のところもある、10月末までに上乗せがあると町長が言ったものですから、急いでやっていただいたほうが補助金も多く出るということですので、いずれにしろこれから作業予定、日程の中でも課のほうから全協等で説明があると思いますが、3点ほど伺います。

最初の町長の答弁で、たしか施策提案を募集し、22の施策が提出されたという説明がありました。人口減少対策としてどのような施策に重点を置いて進めていきたいとお考えですか。

○議長（中田隆幸君）　　町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　　人口減少につきましては、特効薬がないことであらゆる手段を対応しなければいけないなというふうに考えております。先ほども質問にお答えしましたけれども、やはり幼児からお年寄りまで、それぞれ全体を大切にしない限りは人口の増はないだろうというふうな思いがあります。

特に、今現在、先ほどはホタルの話で大変お年を召した方が先頭になって全国大会を開催していただいたことがあるものですから、お年寄りの経験、知恵等も含め、また若者の皆さんには子育ての世代の皆さんには、それに対応できるような対応をしていくことが必要だというふうに考えておりまして、いろいろ皆さんから提案のあったことを一つ一つ組み入れながら、全体的な形をつくっているというのが現在ではないかというように思っております。これからもまだまだいろんな施策を打たないと、なかなか人口減少の歯どめはかかるないだろうという思いがございますけれども、先ほども申し上げたとおり、ここに住んでいる皆さんがまずは自分自身の住んでいるところを誇りに思って生活できる、そのような環境づくりは行政として一番大事なことではないかというふうに思っておりますので、今まで以上に積極的に具体的な対応をすることが必要になってきたというように思っておりますので、それぞれ皆さんから提案をいただいたことを具体的に進めていく、早急にやることが大切だというふうに感じております。

○議長（中田隆幸君）　　1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君）　　人口減少、なかなか年間150人も、私も3月定例会で少しその話をしましたんですけども、150人程度毎年毎年減少していくということですので、この地方創生を使っていろんな考えをまた努めてやっていただきたいなと思っております。

二つ目の質問です。

今、私ICT利活用委員会の委員でもあるんですが、次の委員会から各課への対応として、各課意見を聞いていきます。地方総合戦略の策定に当たっては、様々な分野における施策を検討していかなければならないと思いますので、各課横断的に協議しながら進めていかなければなければならないと思います。幅広い視野で提案を考え、実行に移していくってもらいたいですが、その辺の各課へのもう一度対応といったところをお話ししていただければなと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今出てきた提案が22という説明をしましたけれども、これに付随する形のものはもっとたくさん出ております。ある程度方向性を集約したのがそのぐらいということでございます。これも今の段階ではもっともいろいろな制度を絡めながら対応していくべき、もっと効率的なものができるのではないかというふうに考えております。一つの事業で解決するという話ではなくて、網の目のように絡めてやる施策も出てくるということだものですから、当然ながら課長レベルではなくて、全職員、町民の皆さんにもそれぞれの立場から意見を発表してもらう、そのような対応をしない限りはなかなか前へ進んでいかないのではないかというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 1番、薗田靖邦君。

○1番（薗田靖邦君） 今、町長、各課職員、それ以上のメンバーということを言われました。私は以前、子供会議の話をしたんですけども、当然日本の未来像にかかわる制度、システムの改革ですので、これから日本、地方の方向性、子供たちにとって大事な課題だと思います。教育の中で話をする事はあると思いますが、改めてお願いしたいんですが、児童生徒さんの軟らかい思考、将来展望を考える時間を持つてもらいたい。子供さんの意見を聞いて、それも集約して、いろんな意見があると思うんですけども、その中には我々にはない頭の考え方があるものですから、それも地方創生の中からどこかに入るんじゃないかな。そんな会議をぜひやってもらえたたらと思っているんですが。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の質問と言いましょうか、提案は非常に大事なことだと思っております。やはり先ほどのお茶の販売の関係も具体的に申し上げませんでしたけれども、農家の皆さん方が何人かそろって販売を考えようというときには、なかなか対応が考えられないという経緯もこれまでございました。その中に、異業種の方が何人か入ると展開が変わるということもあるものですから、今言われたように、子供から大人、お年寄りまで、一体となった対応をしていくことが本来の町の構想ではないかというふうに思っております。やはり全て専門家という方はおらなくて、自分の得意な分野も聞き入れができる、そのような組織にしない限りは前へ進まないだろう、やはりどこかへ行って、当然ながら壁にぶち当たってしまうというようなことがあると思いますので、やはり発想が柔軟ないろんな方の意見を聞きながら進めていくということは非常に重要な要素だというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 少しこれは私の守備範囲を超えますので、総合計画とそれから地方創生を超えるので、これはあくまでも私の考え方ということでお聞き願いたいと思います。

実は総合計画というのは、これは10年後とか5年後の町の未来を考えた上でつくる政策ですね。ですから、当然のことながら各課がそれぞれの施策というのを展開していくかと思います。それに対して、地方創生戦略とうたっているんですね。戦略とうたうからには、ある突破口というのをつくらなくてはいけないということですね。ですから、ある基軸を持って、それでいわゆる人口減少という歯どめをかけるという、その突破口をどこにするかということになるかと思います。

ですから、議員の方々、最初恐らく研修なさったと思いますけれども、国が示したものというのは、各省庁が考える突破口は何かということで示されたと思います。それもいわゆる日本全国での先進事例をもとにしての突破口なんですね。だから、どれをとるかということになろうかと思います。そのどれをとるかということで、例えばこの町の強み、弱みというのをきっちり捉えた上で、その突破口をいかに基軸を設けてやるかということになろうかと思います。

ですから、子供創成会議、子供のいわゆる議会ですね、これは総合戦略に盛り込むことは私はいいと思いますけれども、地方創生については、これは突破口というのははある程度トップダウンで決めなきゃいけないことではないかと私は思っております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 子供議会というものを8月10日に実施するということで、企画課のほうで学校関係者、教育委員会等と調整をして進めております。これは小学校高学年、各小学校2名、中学生各2名ということで、合計12名の者を学校のほうを通して、質問等につきましても、各学校の先生と打ち合わせをした中でやっていきたいと思っています。

ただいま教育長のほうからありましたように、これは総合計画策定のための子供議会という形で実施をしたいと考えております。その中で若い世代の意見が出ることを町当局として答弁をして、そこで企画として計画の中に盛り込んでいける形を実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、薗田靖邦君。

○1番（薗田靖邦君） 実に、教育長の厳しい戦略の話を聞きましたので、私も肝に銘じてまたやっていきたいと思っております。

今回二つの質問は、将来・未来につなげていく町の姿の質問でした。現状分析と、将来予想を踏まえた中長期を含めた数値目標の設定の上、従来の取り組みの沿線上にあるもの、またないものに次元の異なる大胆な施策をお願いして質問を終わります。

○議長（中田隆幸君） これで、1番、菌田靖邦君の一般質問を終わります。

坂本政司君、発言を許します。2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） 2番、坂本でございます。

私も通告に従いまして、2点の質問事項について伺います。

まず、1番目の質問でありますけれども、豊かな自然環境を生かした地域振興についてと
いうことでございます。

我が町には南アルプスに連なる緑豊かな山々、間ノ岳を源とする大井川、そしてきれいな
空気、それらを総合したすばらしい景観など、自慢できる自然がたくさんあります。

しかし、現在のところこれらを活用した取り組みはまだ不足していると感じております。
いわば宝の持ち腐れと言ってもよいのではないかと思う。大変もったいないことであ
り、これから活用が期待をされるところだと思います。身近にあるこれらの山や川、自然景
観をもっと活用するために、3点ほど質問及び提案をしたいと思います。

まず、1点目でございますが、豊かな流れの大井川を活用しアユで地域振興、まちおこし
をされる考えはあるか伺います。

豊かに流れる大井川は、使用料はいりません。光熱費もかかりません。ほんの少しの投資
をすることでこの地域に多くの経済効果が期待できるのではないかと思う。きれいなアユ、
大きなアユが釣れるという評判が立つと、遠くからでも釣り人は訪れます。訪れた釣り人は
この地域へ車で来た人はガソリンも入れるでしょう。また食料品等購入も期待できます。そ
して、旅館、あるいは民宿などにも宿泊をされる方もいると思います。皆さんアユ釣りをさ
れない方がアユと聞きますと、趣味、あるいは道楽の類いぐらいにしか思われないと思いま
すけれども、この鮎釣りにも必ず経済活動というものが付随しております。多くの釣り人が
訪れてくれば、少なからず地域経済に影響を及ぼすことも事実であると考えます。

以上のような理由によりまして、アユで地域振興をされる考えはあるか伺います。

それから、2点目でございますが、県道、国道沿いの絶景ポイントに駐車場つきミニ公園
の設置をという提案でございます。

大井川の流れ、南アルプス前影の山々、大井川鐵道のSLなど、四季折々に見せる絶景が
この地域にはたくさんあります。公園を整備することにより、観光客に絶景を存分に堪能し
てもらえる。また、休憩場所にも利用できるのではないかと思う。そういうおもてなしの意味も込めて、ぜひ設置をしていただきたいという提案でございます。

3点目ですが、大井川沿いの山を利用し、パラグライダーの離陸場所設置をという提案で
ございます。

昨今はレジャーの多様化によりまして、パラグライダーの愛好家も増加傾向にあると聞い
ております。既に御存じの方もおられると思いますけれども、久野脇、そして葛籠の間の木
を切った伐採跡ですけれども、その山からこのごろ愛好家の方が試験フライトを行ってい
るということです。ここは鶴山の七曲りが一望できる大変すばらしい場所であります。高低

差があります。そして気流も安定しているということでございまして、離陸場所としてうつてつけの場所であるということでございます。ほんの少し整備をするだけで、利用でき、町内外から多くの人が訪れ、交流人口の増加にもつながり、将来的には地域活性化にも貢献できるのではないかでしょうか。ほかにも町内のそういう場所をぜひ調査をしていただき、可能であれば離陸場所の整備をし、町の活性化につなげるような方策をとっていただければありがたいと思います。

それから、2番目の質問事項ですが、今年度の先ほどから中澤議員、そして菌田議員の質問にもありましたが、お茶の関係でございますけれども、今年度の情勢を踏まえ、主要生産物である川根茶のこれからの方針についてということで質問をさせていただきます。

今年の一番茶は気象にも恵まれ、昨年のような遅霜、ひょうの被害もなく、順調に生育しました。生産者は皆さん今年こそと思っておられたと思います。

しかし、実際にお茶が始まっていますと、最初こそそこそこの滑り出しだったような気がしますが、中盤以降大変厳しい茶価となり、販売に苦しむ茶工場等も出てきたようでございます。終盤になりますと、本当に近年にないような価格となり、対策に苦労された工場が多数あったように伺います。特に、遅場所と言われる地域では大変厳しい一番茶となったようございます。このような状況を踏まえ、町として将来に向けた対策、取り組み方を伺います。

以上の質問について答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君）　ただいまの坂本政司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは、坂本議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず初めに、豊かな自然環境を生かした地域振興から、大井川を活用し、鮎で地域振興をする考えはないかというような質問でございました。

坂本議員におかれましては、我が町の豊かな自然環境、つまり南アルプスユネスコエコパークのあり方として、これまで余り話題となっていたなかった資源に着目をされたこと、また地域振興を図っていこうという御提案をいただきまして誠にありがとうございます。

我が町を流れる大井川は、渓谷があり、嵌入蛇行、河岸段丘など特徴的な地形を形成し、「水の郷百選」、「静岡県のみずべ100選」にも選定される河川環境、河川景観を有しております。企画課において、平成23年度まで環境モニタリングを調査し、建設課においては河川及び周辺整備を関係機関と調整しながら進めております。

また、産業課において、森林整備計画に基づき適正な森林管理を実施し、大井川に注ぐ渓流の環境を維持する森林管理に努めています。これは、町の総合計画における「水と森の番人が創る癒しの郷 川根本町」という町の取り組みに象徴されているように、大井川という町民の心のよりどころを守り、育んできております。

さて、この大井川には天然アユが生息し、漁協による稚アユの放流等が従前から行われ、

島田から友釣り用の友アユ販売店が点在し、年によってばらつきがありますけれども、釣りの愛好者が訪れる内水面の漁場であります。以前にはアユの梁漁等々も行われたという経緯がございます。

内水面釣り客は、日帰り客もたくさんおりますが、その漁場景観や地域の特徴、そして地域の食材を楽しむ傾向があるというふうに考えております。私も実はアユ釣りをやりますけれども、その中で我が町の自然を楽しむ、エコパークそのものを幼いころから実感しているなということを改めて感じております。

我が町が南アルプスユネスコエコパークの中において、非常に魅力のある資源だというふうに考えております。トランジッションゾーンの楽しみの一つとして大きな位置を占めるのではないかというふうに思っております。エコツーリズムネットワーク協議会事業として、友アユの販売にとどまらず、釣り客への多彩なサービス、友釣り教室なども企画できるであろうというふうに考えております。

さらに、大井川の活用としましては、平成15年度のNEW!!わかふじ国体、その後の大会の誘致、川根高校カヌー部の創設と、皆様御存じの活躍、そして現在のエコツーリズムネットワーク事業と、カヌーがもう一つの資源として大きな可能性を秘めております。

我々、水と森の番人としては、この豊かな大井川の恵みをここに居住する我々が楽しみ、多くのお客様に御提供できるような体制をつくっていくことが、これまでとは異なる視点で体験型観光客誘致となり、多くの方に自然の恵みを実感していただける地域をつくっていけるのだというように考えております。

次に県道、国道沿いの絶景ポイントに駐車場つきのミニ公園整備をしたらどうかという提案でございます。

本町へのアクセス道路に沿って大井川の景観、茶園景観、全国的にも珍しいSLの走る風景が続きます。また、大井川支流に入りますと新緑・紅葉、直下に見えるダム風景・ダム湖面の風景があり、訪れた方々に感動を与えるものであり、自慢できる資源と確信を持っているところであります。

現在、大井川を上流に上ってきますと、公の駐車場あるいはミニ公園があるのは、塩郷駅下流の清流公園、塩郷駅前とダム上流の元松島キャンプ場販売店駐車場でございます。公の施設では茶茗館・長島ダム周辺に駐車場がございます。それ以外にも個人の所有する駐車場などもあり、様々な場所で風景を楽しんでいただいております。

国道・県道沿いに遊休公有地が存在する場合は、景観整備の必要性や地域活性化が図られるという判断ができれば、将来の管理方法も含め、検討する必要性はあるものと考えております。

なお、この地域には個人の所有地でもすばらしい景観が望める場所が、かなりあるのではないかと思っております。所有者が場所を有効利用してお茶を飲ませて販売につなげ、お茶に限らず他の商品、野菜等も、御商売につながっていくのではないかというふうに考えてお

ります。訪れた方々へのおもてなしとして、このような独自の取り組みを行う中で、町はある支援も含めて、どういう支援ができるかという検討をしていく必要があるというふうに考えております。

当面、現状、あるいは駐車場や公園から見える景観を保持するための景観整備に力を入れてまいりたいと考えております。

議員におかれましても、具体的にこの場所は絶景ポイントになり得るというところがございましたら、御提案をいただければありがたいというふうに考えております。

次に、大井川沿いの山を利用して、パラグライダーの離陸場所を設置という御質問がございました。

今年度に入りましたでもパラグライダーが地名地区、久野脇地区の上空を飛行しているのを何回か見かけたことがございます。

私のように、パラグライダーというスカイスポーツ自体に知識が乏しい者は、このスポーツは富士山周辺の広大な草原で行うものであり、山間地域ではリスクが多く、場所としては適さないという認識でございましたけれども、愛好家にはこの大井川、特に鶴山の七曲がりが空から見る景色はすばらしいと感激をしているようなこともお聞きしております。

今までにない御提案でございますので、このスポーツ自体をもう少し勉強していかなければ町で整備するとか、地域活性化になるとかの判断が今現在できないということで、大変申し訳ありませんけれども、これから愛好家の皆さんとともに、研究を重ねていきたいというふうに考えております。

続きまして、川根茶のこれから茶業というお話でございましたけれども、先ほど来、お二人の議員の皆さんにも御質問にお答えをさせていただきました。

今年の春を思い返せば、ここ数年心配していた凍霜害や低温の影響がほとんどなく、多少の降雨や日照の不順があったけれども、一番茶が順調に生育をし、生産農家、そして町民誰しもが久々の茶の好況に大いに期待を寄せていたところであったと改めて思い返しております。

ところが、一番茶の中盤から今言わされたとおり、収穫は昨年比で増収となる予測が立てられる状況になってきて、一方で荒茶価格が極端に低調な結果となりました。終盤には、早場所での買いつけにより仕入れ手当が完了してきているという消費地茶商の動向を受けて、産地問屋からの荷動きが一層鈍くなつたという話を伺っております。遅場所が、茶の取引において不利になる様相が高まってきているということになっております。

この傾向は、今年のお茶の販売量がかなりの量をこなせて、今年の年末ぐらいの在庫数量がなかなか低い状況にならない限り、来年も引き続き、そして同様の傾向が当面の間続くというふうに予想しております。

このような中でも、比較的安定した農業経営をされている農家もおられることも事実でございます。それは、自販に取り組まれている農家、あるいはかなりよい品質の生葉収穫と出

荷を実現した農家であります。

そうは言いましても、全体として見れば、茶生産者のやる気をそぐような荒茶であることは申すまでもなく、生産者の努力だけではどうにもならない、期待感が持てない状況が続いているという認識をしたというのが今年の状況でありました。

川根茶の流通の拠点は大井川農協営農経済センター及び産地の茶商であります。その流通業者も消費地の荷動きに苦慮している状況にあるわけでございまして、生産、製造、流通、販売の各部門で苦労されている様相でございます。

この状況を、茶を取り巻く社会経済の前提条件と考えるとすると、ここは我々産地自らが状況を開き、切り開くしか道はないものと考えております。

川根茶の荒茶流通が産地問屋機能を持つ産地の茶業関係者をスタートとしているわけでございますので、茶消費地茶商との情報共有や連携提携体制を強化していただいて、生産者はJAを介しながらも産地問屋と極めて密接な情報共有と連携提携体制を構築し、選択買いに対応できるよう良質で、消費地茶商から指名で求められる茶の生産を行っていくことが重要だというふうに思っております。

同時に、我が町には全国茶品評会で常に上位をうかがう出品者、消費者から直接御指名をいただいている茶農家や茶商がおられます。そして自ら都市部に販売に出向いて自分のお茶と川根茶を広報宣伝しながら茶の販売を行っている茶農家や茶商の活動もございます。さらに、最近では川根茶をお茶の講座などで活用の問い合わせや報告が多くなっておりま

す。

このような、内部、外部での消費地と非常に密接なかかわりを持つ活動を拡大して、川根茶に対する市場や消費地茶商、最終消費茶の期待感を高める策を講じてまいり所存であります。

今年度、日本で最も美しい村連合への加入を目指すなど、南アルプスエコパーク認定の当町の資源と温かな町民気質をしつかり訴求して体制を整え、川根茶の販売につなげていこうというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） これで暫時休憩をしたいと思います。

再開は午後1時より再開いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時59分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問を許します。2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） 先ほどの質問に対しまして、御答弁、前向きな答弁、また後向きな答弁もありましたが、ありがとうございました。

まず、第1ですけれども、アユでまちおこしをということから、お願ひしたいと思います。私も含めてそうなんですけれども、少しでもアユが釣れるよということになると、本当に幾ら遠くても出かけていきたくなってしまうというのがアユ釣り師の心情だと思っております。この中にも私が存じ上げるだけで、私を含めて幾人かやられる方があるので、わかると思いますけれども、もし、アユでまちおこしをするということであれば、多分放流をすることになると思いますけれども、その時期ですとか場所、あとはどのぐらい放されるのかということを1点お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど冒頭でも答弁の中でも申し上げましたけれども、実は私もアユ釣り大好きです。そのような中で、少しいろいろ考えてみなければいけないなというふうに思っているのが一つあります。と申しますのは、坂本議員も御存じのとおり、特に岐阜県が有名ですが、馬瀬、益田川、もちろん長良川も入りますけれども、その皆さんのところへ民宿が多いんですが、行ってびっくりするのは宿泊と次の日の弁当代、またおとり代と入漁料、それらを含めますと、半年というよりは四月ぐらいだと思いますけれども、そのぐらいで年間の食べていけるぐらい収入があるという話をどちらへ行ってもお聞きをしております。特に近年で言いますと、一昨年、この大井川は私の知るところでは、大きな魚がたくさん釣れたというのがこれが全国一番でした。おととしですね。それで大変多くの皆さんが川へ入って釣られたという中で、この大井川はそのような対応が非常にできていないということで、おとり屋の数も少ないということがございまして、集中したということもありましたけれども、大変多くの今のトーマスぐらいの車が来るぐらいの状況があったということも事実でございます。そのぐらい経済的な効果があるということも十分認識をしております。

その中で、今から25年ぐらい前になりますか、長島ダムが建設中のころ、旧の本川根町で試験的に当時はそんな量的に多くなくて100kgかそのぐらいだったと思いますけれども、その魚を放流したということをしましたら、大変渓谷のところで深いところがあるというようなこと、それから石が大きいということ等々、条件が整っていました、これまた大変大きな魚がたくさん釣れたということで、全域に広がるぐらい釣れたというのを経験しております。当時、長島の周辺の人、長島、梅地の人がアユという魚を知らなかつたんです。と申しますのは、ヤマメとかイワナは知っているけれども、アユはダムの関係で上らないということを知らなかつた。しかし、おとり屋と民宿は大変な盛況であったということも当時のことを見ると十分私自身は知っています。

そのような中で、今後この大井川、これは、川へ行って子供さんが魚を釣るということは環境教育にもなるという前提からいきますと、大きな資源であるというふうに思っております。

そのような中で、これは漁協が大井川には上流が管理が新大井川漁協、それから下流が大井川漁協と別れておりますけれども、川根本町は新の大井川の漁協の区域に入っているということがございます。これは町でやるにしましても、当然ながら漁協の皆さんにお世話になって放流をするというようなことが基本的に決められておりますので、その辺も話し合いをしながら、今後どうしたらいいだろうということを具体的に進めていきたいと思っております。100%観光の資源になるということは、私自身も確信を持って言えるというふうに思っております。

その中でもう一つ、今長島ダムの湖面利用はやっておりますけれども、あそこへも新と旧の大井川の漁協がマスを放流しております。そのマスが今70cmぐらいになったということで、時々ルアー等で釣れるということで、大変大きな話題になっているということも承知しております。これも当然ながら漁協の皆さんにお世話になって対応するということになりますけれども、やはり町でもそのような観光資源に対しましては、投資をすることも必要であろうというふうに思っておりますし、今それぞれの漁協が義務放流的にやっておりますけれども、義務放流以上の放流をすれば、確実に魚は釣れるということは十分わかっておるもんですから。その辺の兼ね合いも含めながら当然ながら対応していく必要があるだろうと。ちなみに新の大井川漁協は2,500kgぐらい、それから旧の大井川漁協は2,000kgぐらいを毎年放流しておるということで、大変大きなお金をかけておりますけれども、今現在は漁業者の数が減ってしまったということもあるもんですから、地元だけの組合員での対応は漁協の運営も非常に大変だということもあるもんですから、そういう兼ね合いも含めますと、やはり川の環境を守るためにには、多くの人に川へ入っていただくということも必要ではないかというふうに思っております。当時カヌーがまだ地元で根づいたばかりのころ、やはり大井川から川のマナーを発信しようということも取り入れたことがあります。といいますのは、魚を釣つておりますと、カヌーが非常に邪魔なんですよね。それで、カヌーをやる人は釣りをやっている人が非常に邪魔なんです。そういうこともあるもんですから、お互いに手を挙げて挨拶するというようなことで、それぞれが理解し合おう。それが大井川からの環境のマナーであるということも提案していけば、今ユネスコエコパークに登録された中では、それぞれの環境を守りながら対応しているということでPRにもなるのではないかということで、今具体的に先ほど数字を言えという質問ありましたけれども、そのことにつきましては、やはり漁協との協議の中で対応することが必要というふうに思っております。大変ありがとうございます。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） 大変ありがたいお言葉が町長の口から出ましたけれども、絶対にやることで理解をしてよろしいということでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 個人的な判断からすると、やりたいなと思います。しかしながら、先ほどから申し上げているとおり、漁協というのがございまして、やはりその皆さんにも当然

ながら放流のとき等にもお世話になるし、またどういう魚を放流したらいいか。アユは一番だと思いますけれども、そのほか、ヤマメを入れるか、ウナギを入れるか、普通のこの辺で言う雑魚というウグイを入れるか。その辺については調整しなければならないということもありますし、最初から友釣りを皆さんやってくださいと言っても、なかなか大変なもんですから。まず最初には、初心者向けには普通の毛針でやったり餌をつけてやったりという魚を魚種にするのか。その辺はやっぱり漁協と慎重に協議しないとちょっと町だけの判断ではできないというふうに思っております。

つけ加えて申し上げますと、あさって県のアユ友釣り大会の県会の大会が河津川でございます。この河津川でやるわけですが、そこの河津川でも漁協に対しまして、大会をやるために運営費、経費を町として観光振興のためだということで補助をしているということも承知しておりますので、やはりそういう形で漁協と一緒にになって観光振興を実施するという町村もあるもんですから、その辺のことも含めながら検討する課題であるというふうに思っていますし、前向きに考えていきたいというふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございました。本当にこれはアユ釣り師だけの問題ではございませんで、先ほども出ましたけれども、川を守るという観点、そしてエコツーあるいはカヌーとの兼ね合いということもあって、調整が必要かと思いますので、ぜひよりよい方向でもっていけるように漁協の皆さんとも協議をしながら進めていっていただければありがたいなと思っております。

それで、私があえてアユでということで質問をしたわけですけれども、アユ釣りとしなかった理由について、もう一つ質問という形でさせていただきたいと思いますけれども、このアユというのは大変価値のある魚であると思っております。釣り人が釣って、はいそれで終わりですよという魚ではない。料理屋に持つていけばかなりの金額で買い取っていただけるというような価値のある魚です。実際に長良川ですと、そういう流通の制度というんですか、それが構築されておりまして、一般の釣り人が釣った魚をたくさん釣れたからどうしよう。うちへ持つて帰ってもこれは食べ切れないなというような魚を買い取りしていると。これは漁協なんすけれども、町でやっているわけではないわけすけれども、そういう入り口だけではなくて、お茶ではないですが、出口のほうも、もしちゃんとしたルートというんですかね、それこそ町でやるのは難しいことだと思いますので、種まきというんですか、きっかけづくりをできれば町のほうで発起人になって立ち上げていただいて、地元の旅館でありますとか、民宿そして飲食店を経営されている方に情報を発信していただいて、地産地消ではないんですけども、地元でとれた天然アユですよということで、ぜひ売り込んでいくような方策も考えていただきたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 釣りの人口が多いというところは、一応産業という形で捉えている市

町が多くあるのも承知しております。特に九州の球磨川等においては、大変有名でございますし、あそこの場合はダムが今度は撤去されるというようなことで、今工事をやっておりますけれども、そういう地域もあるということ、承知しております。それから今の話の中で料理屋等に卸したらどうだと。これは歴史のある長良川ではもう大分前からそのような形ができ上がっておりまして、例えば宿泊料はその釣った魚でお金にかえていただけるということも承知しておりますし、また、おとり鮎の売り値も当然ながら養殖の500円と天然の1,000円という形で具体的に出ているところもありますけれども、そのぐらいの価値が違うということを承知しております。ですので、今現在は商売になるほどのことになるかどうか。おとり屋さん、鑑札売る方は多分なると思いますけれども、そのほかではなかなか構築するには難しいのかなというふうに考えておりますけれども、まずは釣った魚をおとりとして卸すことは多分100%できるというふうに感じておりますので、その辺のできることから対応すれば、展開が開けていくではないかというように思っております。いろいろアユ釣りやられる皆さんからも、全国の情報等も聞きながら対応することが将来的には必要になるなというふうに思っておりますので、また具体的に教えていただければ、対応を早くしていかなければいいなというふうに私個人的にはそう思っております。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） よろしくお願ひしたいと思います。

それで、今も町長、ちよこっとと言われたと思うんですけれども、アユ釣り、特に大井川は天候に左右されまして、1発大きい台風が来ますと一月ぐらいアユ釣りどころではないというような状況になってしまうわけですけれども、幸いにして我が町には長島ダム、洪水調整機能つきのダムがありますので、そちらのほうとも連携をして大雨の影響が最小限でおさめられるようなそんなような対策もぜひ国交省のほうへ申し入れをしていただきたいと思いますけれども、そういうことというのは可能なのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 国体のときのカヌーのときも水量の調整はしていただいて、これ中部電力と長島両方だったんですが、調整して協力してもらって大会をやったという経緯があります。それからこのダムがある川は、大きな雨があるときには濁りが引かないことがあるもんですから。長期に濁り水が出てなかなか釣りにならないということがあります。ですので、ダムがある川は渇水のときのほうが状況がいいということで、普通の川と逆なんですね。そういうこともあるもんですから、やはりこれは当然ながら長島ダム、それから中部電力等とも相談しながら河川の管理はしていく必要があるというふうに思っておりますし、そこの中には当然ながら漁業組合も入っておるもんですから、協議をしているということは現状やっているということで、これからお願ひに行かなければ何もやってもらえないじやなくて、今現在も国交省並びに中部電力とは漁協としては対応をしているという現実があります。ですので、協力体制は今現在でも整っていると。よっぽどのことがない限り、対応して

いただけるということも承知しておりますので、やはり地域とともに歩む皆さんで一緒になって河川の環境をよくしていくということは、共通の目的だというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございました。ぜひ今までやつておられるということですので、今後も継続して連携、協力をお願いしたいと思います。

それともう一つ、今中部電力の件が出ましたけれども、塩郷堰堤の魚道の遡上の状況なんですけれども、私、うちが近くなもんですから、たまに行って見てるんですけども、稚アユは一生懸命上ろうとして魚道の口へはねるわけですが、どうも魚道の構造がうまくないのかどうかすると入る魚もあるんですけども、ほとんどの魚が上れなくていつまでもぴょんぴょんはねて、それを繰り返しているというような状況が見受けられるものですから。この中部電力さんにもぜひお願いをして、この魚道の改修、魚が上れる魚道にぜひしていただきたいと思いますけれども、そういう対応というのは、これも漁協との絡みもあると思いますけれども、漁協と協力しながら進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 実はその件につきましては、新の大井川漁協が対応しているということをお聞きしております。これは今現在、魚道を1分間に何匹の魚が上るかというような調査もしております。これ改修については、新の大井川漁協が今現在対応しているということを聞いております。当然ながら、新の漁協の管理区域ですので、その皆さん方が英知を絞って魚が上がる方向の魚道の対策をするということまでは聞いておりますけれども、それ以上のことは私のほうからはできる立場ではないということだけはご理解いただきたい。しかしながら、そのようなことで皆さんの大井川であるもんですから、やはり上流にも下流へ天然遡上の魚が自然に上れるような魚道をつくってもらう要望は当然しなければいけないというふうに思っております。これが将来に必ずつながるというような感じもいたしますので、やはり今大事な時期だなというふうに思っております。今具体的に調整で言えば、話し合いをしているのは、新の大井川の漁協でございます。1番議員の答弁でございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございました。とにかくアユでこの町が幾らかでも経済的に豊かになり、活気が戻ることを切に願いまして、このアユでまちおこしをという質問は終わらせていただきます。

次に移らせていただきますが、絶景ポイントに公園設置をという質問でございますけれども、前向きな答弁がいただけたのかなと先ほどの答弁を伺っていたわけですけれども、ある方からお聞きしたんですが、以前、絶景ポイントの調査を役場のほうでされたことがあるというようなことでございますけれども、そういったデータというのは、今どこで保管されているのかいないのか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ただいまのご質問にお答えします。

以前に川根本町景観現況調査というのをやっておりますが、これは絶景ポイントを調査したのではなくて、平成21年度現在において、例えば景観の悪い場所とか、ごみが散乱しているとか、建物として老朽化している、公共施設も含めてそういうものを調査したものでありまして、絶景ポイントをというものではございません。調査の結果は、企画課の環境室のほうで写真としてスクラップしてあって、関係課のほうに合い議をしていて承知をされてい

ると思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） はい、わかりました。私ちょっと勘違いをしておりました。てっきり絶景ポイントを調べたのかなという思いでおきましたけれども、そうではなかったようござりますので、失礼いたしました。

とにかく、先ほども町長の答弁の中でお茶のサービス等もできたらいいなというような駐車場が整備されればというようなお話もありましたけれども、ぜひ今産業課の関係で茶縁喫茶というようなことをやっておられる方もいらっしゃいますので、こういう場所が1カ所でも増えれば、あちらこちらでそれこそうちの角まで来ていただかなくとも、観光客の方に呈茶のサービスができる。そんなことができるのではないかと今感じている次第です。ですので、ぜひ無理なものは無理かと思いますけれども、整備をしていただきたいということです。

それで、先ほどから公共の場所ならというようなお言葉がありましたけれども、もし民有地で場所を提供してもいいよ。格安で賃貸するよというような場所があれば、対応は可能なのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 具体的にどういう場所かというものをいただいて、当然議員さんがおっしゃいましたとおり、提供の方法とか、あるいは間伐できるとか、そういう周囲の森林の状況も踏まえまして、状況に応じてということでしか今申し上げられませんが、その状態によっては、また協議をさせていただきたいというふうにお答えさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございます。前向きな答弁ということで私は理解をいたしましたけれども、実はここに写真があるんですが、これ笹間渡のほうから走ってきまして、地名の峠を越えると、それこそ塩郷ダム下流になるんですけども、こんなすばらしい景色が見えるポイントがあるんです。笹間渡の温泉までは川沿いに来て開けた場所を走ってくるわけですけれども、笹間渡の峠を越えて地名の集落に入りますと、お墓等がありまして、若

干ちょっと落ち込むような気分になるかと思うんですけれども、そうした景観が終わって、こんなすばらしい景観があるんだよということを、それこそ観光客の皆さんに知りたい。もったいないではないんですが、ちょっと手を加えるだけで、こんな絶景が望める場所があるということをお知らせしたいと思います。また情報等も入ったら、逐次お知らせしますので、ぜひ検討をいただきますようお願いをいたしまして、この問題は質問を終了させていただきます。

3番目ですが、パラグライダーの離陸場所の問題に移らせていただきます。

それこそ先ほどから離陸場所整備ということで申し上げておりますけれども、ちょっと残念ながらこの場所が川根本町地内ではないということで、現在あるところは島田市に所在しております。ですので、行政区を越えて勝手にやるというわけにはいかないと思いますけれども、島田市と何とか協議を立ち上げていただきたいなと思います。聞いたところによりますと、島田市長がパラグライダーに私も乗ってみたいと言ったということで伺っておりますので、可能性は全然ゼロではないと思います。ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、そういうことは可能なのかどうか。ちょっとお伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 実は私も乗ってみたいなという気持ちは当然ながらあります。やはりどういうものかというのを実際今現在知らないということがあって、遠くから見ていると気持ちよさそうだなという感じしか持っておりません。そのような中で、島田市がどのような判断をしているか承知しておりませんけれども、少し内容についても協議しながら対応ができるものは当然していく。不具合のことがあれば、それらも少し調べてみないとわからないもんですから、今ここで即答できること申しわけないんですが、協議をしてどこかで許可を出すのか出さないのかとも、ちょっとわからないものですから、その辺も含めて少し調べさせてください。それから対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございます。この私の質問、離陸場所を設置をということで申し上げたんですけども、一遍飛び立ちますと最後はどこかへ降りなければならぬということで、着陸地点も必要になってくるわけですけれども、これも現在は葛籠のグラウンドに降りているということで、島田で始まり島田で終着ということになっているわけですけれども、これぜひ大井川をまたいでいただいて、西地名の田んぼがあるほう、あそこもすばらしくいいところだよというお話をございますので、もし島田市さんとうまい話ができたら、西地名の河川敷の辺の整備も木を切って芝生を植えるぐらいでいいと思いますので、それも含めて検討をいただきたいと思っております。

それで、先ほど町長、自分も乗ってみたいということだったんですが、こここの場所がどれだけすばらしいかということを今からちょっとの間、述べさせていただきたいと思いますけれども、フランスのシャモニーとかアヌシーという場所があるんだそうですが、イン

インターネットでちょっと見たんですけども、アヌシーというところは、それこそ山に囲まれていて、下が湖になっています。本当に写真でしか見ないんですけども、雰囲気は鶴山の七曲にそっくりだというような印象を私も持ちました。それで、何人かパラグライダーの愛好家の方が見えて、来人全員がそう言うっていうわけですよね。こんなすばらしい場所が国内にあるのは知らなかったといったような話をしているということでございます。

それとここがすばらしいというのは、高低差が700mくらいあるそうなんですね。飛び立つところから着陸地点まで、その高低差700mを車で20分、たったの20分で上がるそうなんです。実際に私も走ってみたんですが、抜里から20分でした。それでこんなところはほかにはないよということで、400m程度の高低差なら朝霧に行けばあるんですけども、時間とこの高低差のことを考えると、ここは本当にすばらしいところだと言っておられました。本当にここが整備されれば、日本有数のフライト地点になる可能性はあります。そうしますと、こういう趣味の世界ですので、日本全国あるいは外国から飛びに来る方もいるのかもしれません。そうなってきますと、地域の経済にも何らかの影響があるのではないか。また交流人口が増えれば、外からお金が町内に落ちる可能性もございますので、ぜひすぐではなくいいですけれども、長い目で見れば大変すばらしい環境がもう整っているわけですね。ただで手に入るわけでございますので、ぜひ検討をしていただきたい。ちょっと無理だよという話ではなくて、やってみるかというような感じで進めていただければありがたいと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほどから申し上げているとおり、自分自身がよくわかっていない。また職員も正直まだ具体的に詳しいことがわかっていない状況での判断は難しいと思います。また、ちょっとわからないのは、許可制なのか、もう少し言いますと、送電線の関係、それから大井川の増水したときにどういう形ができるのか。その辺の危険性もはらんでいるなという感じが実は私個人的には素人から見てそういう感じがするもんですから。その辺のことをクリアできれば当然ながら対応するといいましょうか、研究して前へ進めるということが必要だと思いますけれども、今素人ではその辺のことちょっと不安材料があるような感じ若干しているもんですから。明確な答弁できませんけれども、少し勉強させていただいて、また教えていただきながら、対応することが必要ではないかというふうに思っております。

先ほど来、おっしゃっております、いわゆる鶴山の七曲、大変すばらしいということは私自身も承知しておりますし、また右岸側へ行きますと、当然ながら何カ所かに公園、また環境整備してあるところもあるということも承知しておりますので、やはりそういうのも使いながら対応していくことが大井川の両岸ともによくなるのではないかという感じがいたしております。そのようにちょっと素人でわからない点がたくさんあるもんですから、もう少し検討させていただいてから、判断をしていきたいというふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） とにかくよろしくお願ひをしたいと思います。

ただいまの町長のお話の中で、どのような許可制なのかどうかというような話があつたわけですけれども、これ飛ぶためには当然免許が必要だということです。何回か講習を受けて試験もあると思うんですけれども、それに合格しないと飛んではいけないということであると思います。それと、飛ぶのは自由なんだそうです。自己責任で飛べる場所があればどこから飛んでもいいよというそういう規制はないそうなんですね。それで、送電線の関係なんかもそうなんですけれども、飛ぶ人が一番わきまえているし、自分の命も大事なもんですから、送電線があれば当然そういうところは避けて飛行するということになると思います。

とにかく新しいスポーツなもんですから、皆さん、なじみがないのは当然で、これから検討課題ということとしていただければありがたいなと思います。

パラグライダーの質問に関しましては、以上で終了させていただき、次の第2番目の質問事項ですけれども、川根茶のあり方についての再質問をさせていただきます。

それこそ5月の全協のときに生産量とか、あと売上金額、菌田議員のときの発言にもありましたけれども、量的には増産だったけれども、金額はちょっとそれに付随していないよといったようなことだったと思います。これは生産量から見ますと、前年対比で言えば非常に伸びているような感じはするわけですが、平年と比べてみれば平年並みかなと感じております。また金額に対しましては、平年並みまで行っていないところが多いのではないかというような気がしておりますけれども、どうしてこうなったとかというような低迷の要因というのは何だったのか。もしよければ産業課長、教えていただいて、ちょっと聞かせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） やはり国内の消費者の生活の様式の変化ということで、お茶を飲まなくなった方が増えているということで、消費量の減少が一つの要因かなと思われます。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） そうですね。私もそのような感じを持っておりますけれども、本当の理由はわからないというところが事実じゃないかなと思います。

それで、これから川根茶を少しでも売っていくためには、どうすればいいかというPR活動の点で質問をいたしますけれども、昨年の一般質問のときに私が一煎茶パックを名刺がわりにつくって配ったらどうですかというようなことを申し上げたと思いますけれども、早速今年度実施していただきましてありがとうございます。

それともう一つ、品評会というのもこのPR活動の一環であるというように感じておりますけれども、今まで手摘みのお茶が主で機械摘みの部には出品したことは一度ぐらいあつたんでしょうか。それをお伺いしたいですけれども。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 申しわけありませんが、昔のことを私は存じませんので。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） また調べて教えていただきたいと思いますが、私が言いたいのは、手摘みばかりではなくて機械摘みで挑戦したいという人ができたら手を挙げてくれる人がいたら、全力でまた産業課のほうもバックアップしていただけるかどうか。それを1点お聞きしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 全国の品評会の出品につきましては、ことし4kgの部で7品、来年もこの人たちは多分出していただけると。そして本格的な意向調査は9月に行うんですが、内々ですが、出してみたいなというような声を今年プラス二、三件聞いております。まだ確認をしたわけではないんですが、その中でも機械を出したいなというようなことを聞いております。

応援については、もちろん農協と茶振協を中心にサポートということで、今年同様にやつていきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございます。時間がないもんですから、これで終わらせていただきますけれども、とにかく川根茶が少しでも上向くような方策をできる限り、限られた予算の中だと思いますが、お願いをするということを申し上げまして、私の質問を終了いたします。

○議長（中田隆幸君） これで坂本政司君の一般質問を終わります。

次に、3番、野口直次君、発言を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 3番、野口直次です。それこそ4番札になっちゃったもんでなかなか通告したネタと内容がちょっと変わってきまして、答弁していただくほうも、また野口流でご迷惑かけますが、よろしくお願いいたします。

今回ここに立たせていただくのは、皆様のおかげで感謝しております。

川根路にトーマスが帰ってきました。前回の全協で商工観光課の今年にかけるトーマスの計画説明には安心し、成功を確信いたしました。去る日曜日に徳山駅の国道でトラックからトーマスに手を振りました。お客様はどのように映ったのかなと女房と2人でトラックの中から大笑いをいたしました。パラグライダーみたいな話ならみんなも興味を持つんですが、ちょっとくどくなりますが、またいつものように暗いお茶の話をいたしますので、よろしくお願いいたします。

ことしの一茶は、県下初め、当町でも天候に恵まれ何年ぶりにゴールデンウイークにおかげで二人用の摘採、または乗用ができましたが、何分に漏れず、ミル芽摘みの割に暴落し、近年では最悪の単価でございました。私ごとですが、林道土砂災害により32aほどの面積に一茶、二茶とも収穫ができませんでした。現在伸ばしっぱなしの茶葉を整枝をどこに挟めばいいかということをJA指導員に相談中、今年度を象徴するようなお話を聞き、二茶が一茶

の暴落を受けて一茶で二茶の価格帯ができてしまい、共同工場はJAより一茶の割り当てということを初めて設定され、前年の出荷量の多いところ、約50%の調整をされました。ミル芽摘みが徹底していたのか設定価格よりも割り当て数量が集まらなく、なおかつ荒茶の単価がキロ当たり700円から1,000円、二、三日前からは平均600円台と聞かされました。

町内のある工場はまだ借金が終わらない。700円台では組合員と相談したが、検討の結果、採算割れで断念した辛さ、その工場のお茶を待っていてくれた茶商がいるのに、JAの職員はこの相場の動向を非常に残念がっていました。このごろ農家の挨拶では毎年のはやきは同じですが、さらに厳しく来年はお茶をやれる、売れるかなという本当に深刻な話が日常茶飯事でございます。また、お父さん、肥料、農薬、車検に重油代、税金など立て続けに支払うことを叫ぶ、吠えるお母さん、女房ですね。こんなに一生懸命お茶をやっているのに、やれないならやめたほうがよいじゃないか。じゃ、あしたはどうして食べるんだと朝の話を、そういう言いながら2人とも茶畠に茶ならしに行く。2時間後には休憩のときには世間話し、涼しくなるころには腰が痛いというのでやめたと言って途中下車、女房は家に帰る。さらに付録がついております。私には今からやることがいっぱいある、10年来の殺し文句で何を隠そうこの会話は私たちきのうの夫婦の会話です。

前座が長くなりましたが、本題に入らせていただきます。

通告のとおりです。三つをやらせていただきます。

1としましては、茶業の低迷における今後の対策と町の経済に与える影響、皆さんそこに4つ書いてあると思いますので、またその辺をお答えを願いたいと思います。

続きまして、若者が山村に移住・定住するために必要な取り組みについて。

3番目に、働き盛りの大黒柱が突然倒れた場合のサポートについて。

以上、大きく3点の質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君）　ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

お茶に関係することは、これまで3人の皆さんに答弁を申し上げました。ほとんどがダブルだと思いますけれども、いつものことございますけれども、ダブルっても申しあわせないんですが、答弁としてお答えをさせていただきます。

行政から見たJA、茶商、農家を含め長短期的な新たな販売戦略はあるのかというご質問がございました。

坂本議員にも答弁で申し上げましたけれども、一つには、自販への取り組み、もう一つには生産農家とJA、そして産地茶商との密接な情報交換、情報共有により消費地から求められる茶の生産をしていくこと、この両面が販売の戦略ということになるかと思っております。求められるお茶というのは、他の茶の産地では決してまねのできないお茶、そういうレベルのお茶を生産して流通させていく取り組みも必要になってきております。言葉で申し上げ

るのは簡単なことですが、実際に携わっておられる皆さんには、これまでの手法を変えていくということになるわけでございますので、御苦労もあろうかと思っております。

行政といたしましては、茶振協などの事業において、実際に携わる皆さんが行動していくやすいように情報収集や情報共有を進め、川根茶の広報宣伝に努めてまいりますので、これまで以上に日本茶における川根茶の居どころが上がる取り組みを茶業関係者各自においても実行していただくことを期待しているところであります。

次に、生葉販売農家の収益に関するご質問がございました。

何軒かの生葉販売農家に現況確認をしておりますが、収量及び収入が昨年度比で増加したという話を伺うことができております。これらの農家の状況は、やはり剪枝や整枝及び適期防除管理を小まめに行い、摘採においても状況を判断しながら収穫作業をしたということであります。大枠で考えれば、荒茶の平均価格が下がっておりますので、その分を収穫量で補うことができるかといえば、そうはならないわけですが、一方で生葉価格を維持できた農家も実在するわけでございます。

そうはいっても、遅場所ほど、消費地茶商の仕入れ気配が弱くなり、それに伴い産地茶商の仕入れ気配が左右されることから、荒茶販売が厳しくなっているというのが今年度の特徴として、町全体として見た終盤の荒茶価格はこれまでにない価格となってしまいました。ですので、遅場所ほど影響を受けたと分析をしております。単位当たりの収入につきましては、細かな数字がまだ分析をされていないというような状況でございます。

農家を継続させる施策への転換ということでございますけれども、川根本町においては、昭和60年代から複合作物の導入に取り組んでまいりました。特に、柚子につきましては、野口議員を初め、県内一の栽培面積を誇り、昨年度は「しづおか食セレクション」に認定されるなど、それぞれの生産農家の御努力が実を結んできているという例でございます。

これまでの経過を振り返りますと、農家はお茶のうち生葉販売だけで生計を立てているわけではないわけでして、荒茶製造においては賃もみによる収入、共同製茶工場の労務、農家によっては量の多少はありますが、自販で収入を得ている農家もあるわけでございます。そして、かつては川根茶を収入の基軸としながらも、ワサビやしいたけ、タケノコ、アマゴ、山菜類などを販売したり、林業労務や木材販売も行ってまいりました。そして、より安定的な兼業農家へシフトし、第2種兼業農家が増加していった経緯がございます。

近年、兼業という形態で取り組みやすい業種が限られてきており、兼業での高収入を確保することが難しくなってきております。ここにおいて、農業を基軸として生計を維持していくのには、やはり複合経営または林業との兼業経営、あるいは法人農業経営での雇用型農業がその道ではないかというふうに考えているところであります。それに向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

町の戦略品種「おくひかり」は、昭和62年に品種登録され、川根本町における栽培面積は約19ha、島田市、川根まで含めれば20ha余りで栽培されている晩成品種であります。昭和62

年の品種登録から定植が進み、平成6年には大井川農協の再製工場の一元集荷を、そして平成9年には製茶後に貯蔵をしてから出荷する「後熟おくひかり」、平成19年から標高が高い生産場所の生産者、県、経済連、JA、町が連携して取り組む「天空の茶産地川根奥光」の展開を行ってきております。

県内でおくひかりを戦略品種としている市町は、当町を初め、静岡市、島田市、森町、浜松市の3市2町でございます。この中で、当町の天空の茶産地を代表する戦略的取り組みは注目をされており、様々な場所で「品種茶川根おくひかり」、「天空の茶産地川根奥光」が前面に出る機会でございます。これは昭和62年の品種登録以来、町内の生産者を初め、主たる取り扱い業者でありますJA、そして県などが30年近く努力を継続しているからでございます。

そうは言いましても、20haの茶園で生産される荒茶数量は、その年の生育状況にもよりますが、1番茶で9,000kgから12,000kgではないかと推計をしております。この需給バランスが問題であるわけで、現在のところ、需要不足が課題でございます。当品種を大きな面積で栽培している農業者組織では、引き合いの弱さに対応するための行動を開始しておりますし、被覆栽培や碾茶用生葉栽培、荒茶販売先との綿密な収穫打ち合わせなどの具体的な取り組みが始まっております。

おくひかりについては、長い間県及び町で奨励、戦略品種として扱ってきていること、永年性作物という茶の特性から、これからも町行政と農協が連携して推進していくことに変わりはございません。産地茶商に対しましても、重ねておくひかりの取り扱いを進めてまいります。取り組みを始めてからの30年の月日とその成否を求められると、もう手を挙げて喜べる状況には到底ありませんが、近年のお茶の多様性が求められている傾向を踏まえ、加えてお茶講座などでの静岡茶の中での特異性が取り上げられているわけでございます。

お茶は根がつけば、刈り取られても、霜に当たっても必ず芽を出します。苦境を乗り越えられる作物であります。そして、おくひかりがおくての品種であるように、時間はかかるのですが、成果を出していけるのではないかと信じております。

ここで改めて申し上げたいのは、この状況はおくひかりだけの問題ではないということです。今年度の茶況を見れば、お茶全体の課題であるということでございます。町は生産者や販売者が行動しやすいような普及啓発を頑張っていく、担当にもそのように申しつけております。茶生産農家の皆さん、共同製茶工場、茶商の皆さん、そして農協、全ての茶業関係者それぞれが自分ができることを自らやっていただく。とにかく考えて、考えて行動していただくことをお願いして、答弁にかえさせていただきます。

次に、空き家対策を含め、若者の移住・定住に対する受け入れの現状は十分できているのかという質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

町では、平成17年度から平成20年度にかけて地名地区に若者定住促進住宅を整備し、若者の定住を推進するとともに、徳山地区及び地名地区の町営住宅を更新し、住環境の整備を促

進してまいりました。

移住相談に対しましては、企画課を窓口として空き家バンクに登録された物件の紹介や地域情報の提供等の対応を行っております。相談者につきましては、対象を若者に限定したものではなく、年齢を問わず空き家バンクに登録された物件に対する問い合わせに対応するほか、首都圏で行われております移住相談会等においても移住に関する相談に対応をしております。これまで受けた移住に関する相談における若者層の内訳は、平成25年度の問い合わせ件数24件のうち、30代が6件、40代が1件、平成26年度問い合わせ件数8件のうち、20代が1件、30代が2件、40代が1件となっております。

その他、田舎暮らしを体験していただく事業を実施し、当町を知っていただく機会の提供等も計画をしております。

昨年、町内にある空き家の実態調査を実施しており、調査の対象となった340件のうち、空き家の可能性が顕著であるものが240件、空き家の特定ができないものが9件、空き家ではないものが91件という結果を得ております。今後、その調査結果をもとにデータベース化を行うとともに、建物所有者に対して物件の詳細状況や今後の利用状況等に関する調査を進めいくことによって、利活用可能な空き家物件の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。空き家バンク登録物件は、売買物件が多数を占めていることもあり、物件所有者に対して賃貸借契約の可能性も検討していただくよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

当町の知名度は静岡県の中でも高いとは言えず、首都圏で行われる移住相談会では、当町を移住の候補地として来場する方は、大変少ない状況になっております。そのようなことから、今後も静岡県等が主催する移住相談会への参加や東京交通会館内に設置をされております静岡県移住相談センターを活用した取り組みを継続して進めていきたいというふうに考えております。

緑のふるさと協力隊の今後について、お答えをさせていただきますけれども、地域の活力となることを期待して、平成18年度から緑のふるさと協力隊受入事業を実施してまいりました。受け入れから10年という節目を迎えるに当たり、事業の目的や財源などを見直し、さらなる効果を生み出せるよう事業を発展させる時期とも判断しております。

今後は、総務省が所管する「地域おこし協力隊制度」も含めて、移住・定住施策の企画実施や農林業の活性化事業など、より具体的な施策の担い手として活躍してもらう事業となるよう検討を進めながら、継続して町外から新しいアイデアや考え方を持つ若者たちの受け入れを実施していきたいというふうに考えております。これまで同様、地域に密着した活動を進めることができるように、変わらぬ御支援・御協力をお願いしたいというふうに思います。

それから、働き盛りの大黒柱が倒れた場合のサポートについてお答えをさせていただきます。

児童・生徒が保護者等の経済的な理由により、就学困難と認められる場合には、学校教育

法第19条の規定に基づき、必要な援助を実施する制度がございます。この制度は「川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱」に基づいた基準により認定された児童・生徒に対し、必要となる学用品費、通学費、学校給食費、医療費などが支給をされます。

議員が心配されておられるケースのように、一時的に経済的に困難になった場合においては、基準を満たせば認定をされますが、この基準につきましては様々なものがあり、税法上の減免のある世帯であることのほか、特別の事情により著しく生活が困窮していると認められる世帯の方などが対象となります。

この制度につきましては、学校や民生委員、児童委員の方々など、周囲の方々の見守りなども必要となります。

また、町では、常勤ではありませんが、元教員であります教育相談員を1名配置しており、町内の小・中学校を訪問しながら子供たちの健全育成に関する相談業務を行っております。

このほか、静岡県からの派遣により、同じく元教員のスクールカウンセラーが原則として月1回程度、町内の小・中学校6校を訪問しており、子供たちの心の問題等についても、専門的な知識を持って、様々な相談に応じていただいているところであります。

ケアを含めた援助または助成があるのか。サポートできる方向を検討してはという質問がありました。

まず、できるだけ病に倒れないよう元気でいただくための町の施策として、疾病の早期発見等のための特定健康診査や後期高齢者健康診査、各種がん検診、健康相談事業をはじめ、疾病予防のためのインフルエンザや高齢者肺炎球菌ワクチンなどの予防接種費用助成を実施しております。はからずも病に倒れてしまった場合には、医療機関での支払い額が一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する高額療養費制度、また療養中の生活支援として、本年4月に施行されました生活困窮者自立支援法により社会福祉協議会に設置された生活支援相談センターによる相談や各種貸付制度などの支援、資産や能力など全てを活用しても、なお生活に困窮する方に対し必要な保護を行い、自立を助長する生活保護制度などの支援制度があります。生活困窮に陥る方、また、そのおそれのある方は、複合的な課題を抱える方も多く、まずは相談機関である社会福祉協議会や、地域の民生、児童委員に相談をしていただくことがサポートへの第一歩であると考えております。

しかし、自分の健康、また家族の生活を考えるのは、一家の長である大黒柱が一番に考えるべきことであり、積極的な健康診断等の受診により体調管理に気を配ることはもちろん、民間には多くの融資制度や貸付制度、各種保険制度などが用意をされております。万が一に備えて各種制度の利用を検討していただくことも大切なことであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） すみません、先ほど質問の内容を明記せずに今町長にやっていただき

まして、ありがとうございました。それこそ質問事項の順番から質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

1の茶業の低迷における今後の中の（1）です。この行政から見たJA、茶商、農家を含め長短期的な新たな販売戦略はあるかという、それで非常にこの販売というのは当然生産、流通、小売、消費者までというお茶の場合は、同じ作物の中でも大変複雑なルートがあるわけです。それでその私が一番心配したのは、先ほどの坂本議員のときにも答弁があつたんですが、ただお茶の消費がなかつた。ペットボトルが増えたもんでと言うんですけれども、私は一番この危機を感じているのは、非常にその、東電が原発の補償で在庫を一掃したというのはつい2年ぐらい前だと思うんですが、ここ2年ばかりでこんなに在庫が増えたというと、あのときの補償で売ったものはお茶には色がついていませんので、どこかへ隠したっけかなと思うぐらい疑いたく、大手では補償が約60億という話も聞いております。その中で、じゃ、来年ですね、今この売れ行きからいくと、さらに皆さんも心配していただいているんですが、在庫がさらに過多になるというとどこに一番しわ寄せが来るかというのは、当然生産者に来るわけです。じゃ、これが毎年毎年続くとか、そういうことは別にして、じゃあ今度は私たちが、自分たちで何を考えるかということから、やはり皆さんの答弁もそうでしたし、質問も昨年とは随分皆さんの考え方も変わってきておりますので、私も毎回一般質問していただく中で、最初のころは町長の大井川、川根を含めた中のお茶の消費を考えるべきだということを言われまして、そのときは非常にわからんかったですが、今回になりまして本当にその川根というか、この大井川の自然の中からお茶を売るということが一つの長いトンネルの中のヒントになるではないかということを改めて思いました。

それで、私たちがマーケティングなどという高尚なことは非常にあれなんですが、一番私たちは消費者が何を求めているかということは当然必要ですけれども、このロットの少ない流通を含む川根茶をどういうふうに売っていったらいいかということを考えたときに、行政はどういうことができるかということから、皆さんもそうですが、茶商さんもそうですが、みんなお互いにそれぞればらばらだけれども、行政は今大変な時期ですけれども、これから5年、6年どういうような展望を持っていて、それが言葉は大変私勉強足りんですが、当たるか当たらんかわかりませんが、ある程度行政がこういうような川根のお茶は持っていくだとしても、さらに深く考えていただくということをお願いしたいということは長いお話を町長、どのように考えるか。ちょっとお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われた質問というのは、非常に難しい課題だと思っております。

先ほど来、申し上げているように、これをやれば全てが解決するということがございません。行政ができるることは何かということを考えなければいけないわけですが、やはりそれよりまず専門的な知識を持った皆さんの考え方が必要なんですが、先ほど野口議員がおっしゃったとおり、川根町特有の特徴のあるお茶をつくらない限りだめだらうというふうに考えている

のは、きょうの質問をされた皆さんもそう思っているという感じがいたしております。

それからもう一つ大事だなと思っておりますのは、もしペットボトルのお茶が発売されなかつたらどうなっていたらどうということを私は考えてみたことがあります。そうしましたら、多分お茶という存在はなくなっていたんじゃないかというぐらいのことがあつただらうというふうに考えております。当時はお茶のペットボトルは敵みたいな形で利用者から見ればそういう感じでおつたわけですが、あれがなかつたら、ほとんどが紅茶かウーロン茶になつてしまつて、緑茶というのが一般的に若い人には特に忘れられるというような状況になつたのではないかというぐらいの感じで見ております。

そのような中で、やはりこの川根茶というのは大変長い歴史も伝統もございます。大変ブランド的にも高い位置にあるもんですから、やはりこのブランドを守る面も一つは必要であると。しかしながら、小規模の生産者が多い中では、当然ながら販売網も確立していくことも必要であるというふうに思っております。ですので、やはり皆さんに好んで飲んでいただける。これが本当のお茶だという形で推進していく以外ないではないかというふうに思っております。これだけの小さな面積の産地では、当然一生懸命頑張れば可能になるだらうという思いも持っております。これは行政だけでなくて、やはりそれぞれ関係する皆さんと一体となっての取り組みが必要ということで、そのような方向性を見出す機関を対応していきたいというふうに思っております。

先ほど、ペットボトルの話しましたけれども、これにつきましても、当然ながらお茶というのは、こういうものだという宣伝、PRもしていく必要があるというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今町長がおっしゃったように、本当に見方によってそういう私は全く気がつかないけれども、逆にペットボトルがあったからお茶があって、緑茶というそういう本当に前ばかり見ているとよくわからなくなるわけです。それで、この時期というのは本当に皆さん、いろいろなさつきも町長にほかの議員の方に答弁していただいたんですが、やはり冷静になって今みんなでいろいろな意見を出し合いながら、焦らずにこれから目標を持っていけというように私はとりましたが、実は私もそのようなことを感じておりますし、本当にこういう苦い経験がこれがスタートかあればわかりませんが、今後これをたてにやっぱりステップアップしていかないといけないと思います。

その中で、今の続きですが、行政にお願いの中に例えばパンフレット一つつくっていただいても、お茶屋さんがあそこにあるよ、ここにあるよと地図に明記するだけではなくて、これは茶商さんも含めて、その1商店がこんな特徴があるよというようなところまで踏み込んだパンフレットの作成、あるいは問い合わせに対して内外から来た場合ですね、そこまでのやはり進んだ作成あるいは茶農家がこれだけあるよ。先ほど言ったように、この地区にはこんな若いリーダーがいるよ、それでその若い人たちにはこうすることもやっていますと。もし

役場とか茶商組合に問い合わせがあつたら、そういう資料を今まで以上に基本的な資料ばかりじゃなくて、ちょっと工夫したお茶の消費者がもうちょっと川根地域にのめり込んでいただくような、その中には先ほど言ったように、自然を売りつつやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） お茶屋のパンフレットの提案をいただきました。茶振協事業の中のPR事業の中で組み入れていけるかどうか、今後担当と詰めていきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど一般質問でお答えしましたけれども、その中でシャッターポイント等の整備をしろというような質問がありました。私、今のお茶の関係で言いますと、今大変沿道に荒廃茶園が増えてきたという中で、今転換をしようという方がおります。私はそういう方の土地を使って、駐車場並びに茶縁喫茶的なものも今現在トーマスが運行している中で、やはりモデルとしてやることも必要ではないかなというふうに考えておりますし、そこでいろんな触れ合いの場をつくっていただいて、お茶の歴史、伝統みたいなものをそこでPRしてもらうというようなこともできることであるのではないかというふうに考えております。やはり地元に住んでいる皆さんがお茶というのはこういう飲み方をします。そうするとおいしいお茶が飲めますということも、今言われたパンフレットだけでなく、やはりそこに住んでいる町民が自ら宣伝をしていただくというようなことも必要になってくるなというふうに思っております。

ですので、あれもこれもいろんなことをやって、お茶の消費拡大につなげていくということが必要ではないかというふうに思っていますし、先ほどのシャッターポイント等につきましても、当然ながらその場所にはテーブルがあればそこにお茶を出すと。そこでお金はどういう形で取るかは別として、トイレの関係等もございますけれども、やはりそういう整備もしていく必要があるのかなというふうに、お茶に特化した話じゃなくて全体的な底上げには、そういうPRの必要があるというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今トーマス絡みのお話をさせていただきましたけれども、今そういうトーマスがあれば、例えば東京からやはり来ていただくチャンスは相当多いと思いますので、先ほど言ったように、川根全体の中から東京に川根を売りながらお茶を売るという中で、私たちが東京に行ってPRすれば大変なお金がかかりますが、ついでに来ていただければお金もかかりませんので、来てもらって、この地域を見てさわって食べてもらって、とにかくこの地域をお茶の前に売るということをやっていただければ大変いいと思います。

それと、先ほどもちょっと言って、また町長にもほかの議員さんの答弁にもありましたが、やっぱり第三者とか異業者というのをいつも心配していただいているが、本当にその人たちの声、この間、私はおじさんですが、30代の若い女の人たちの、ちょっとたまたまグルー

の話を聞いていたら、非常にぼんぼん頭の回転というか、思いつきのアイデアの速さに大変驚きましたので、また今も町長も張り切っておりますが、これからも本当に総合的な中のお茶だというぐらいからお願ひできればと思います。

それで、私が提案というのは大変できるんですが、ちょっと考えてきたのを文章では短かったです、ちょっとまたくどくなりますが、川根本町のツアーやお茶会ツアーやお茶摘み、そば、ブルーベリー、こういうまた旅行社に提案をして実行していただく。それには観光協会とかいろいろな商工観光とかあるんですが、そのときに、必ず来ていただいた方には川根本町の特製のスプーンを、今までより一回り大きい、小さじよりやや大きいのを地元の材料を使ってスプーンをお土産にあげていただき、また、川根本町より全国の茶産地自治体に特大の、やっぱりプラスチックというわけにはいかない、木のスプーンを差し上げて、どの産地でも全国鹿児島から埼玉狭山までオリジナルなスプーンをつくってもらって、そのお金は農家、茶商、JA、また町民とかのポケットマネーでいいと思いますので、もしそのスプーンが今まで5gだったら、6gになって、単純に5から6になりますと、全国でリーフ茶が20%消費が増加するというロマンを持って。これは私ではなくて、元藤川の品評会出品者のアイデアをパクリました。

実はこの中にせっかく寄附していただいたもんで、スプーンの中に川根本町の町民の名前を入れたりして、とにかくみんなのほかの茶産地よりも私たちのこの川根本町はこういう苦しいときに非常に格闘しながらアイデアを出しているよという、これはほんの一例でパクリと言いましたが、パクリの中にも大変よかったですから、今の一般質問の中に入れさせていただきました。こういうような予想外のアイデアを持っている人、そんなもの1g増えてなんて思っても、先ほどのペットボトルのお茶がなければ水に変わった、あるいはコーヒーに変わったと同じように、ありますので、もう福岡とかどこにも川根はこうやっているというようなことをまた発信をしていただくということも必要だと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 要望ですか。質問事項は。

○3番（野口直次君） そのスプーンをつくってください。お願ひいたします。それにかわるものでも結構です。すみません、議長。茶さじです。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 参考意見として対応する、いわゆるスプーンが一番いいかは別として、何かやはりそういう対応をする必要があるのかなという感じはしております。提案ということで、お聞きをしたいと思いますけれども、そのほかにもやり方とすればいろいろあると思います。やはり何かやらなければ、事を動かさなければ絶対に前に進まないというような状況に来ておるもんですから。皆さんのとんでもない発想であるというようなことも、やっぱりあってもそれをやっていくということが必要かなというような時代に来たもんですから、参考にさせていただいて検討させていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 続きまして、2番のことしの生葉売りの農家の手取りはって、これを書いたのは、私は実は説明不足もあったかもしれないですが、数字が欲しかったんです。じゃ、実際10a当たり正直生葉売りという言葉ですが、これは共同とか、とにかく手取りの話で手取りというと本当の所得になりますが、ことしの場合、数字からいければほとんど残らない遅所の地域、よく取っても30万あったかないか。平均では10万か15万というので、その数字を出していただくことによって、本当に農家は厳しいんだ。また農家自身も自分たちで考えない、あるいは商工関係なんかの人たちも、ああ、こんなに厳しいならほかの作物とか、あるいはもうちょっとうちでもお茶を飲んでいただくかなと、そういうようなことのヒントの意味で出したんですが、ちょっと説明不足ですが、もしここで大体のそういう手取りというのがわかれれば教えてください。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） それこそ茶農家それぞれ一概に言えない数字だと思います。言つてみれば、ことしのJAの平均単価が中川根支店、本川根支店で2,738円でしたということで、それで仮定します。2,700円で売れたとし、もみ賃が1,200円ですと。そして歩どまりが4.3でした。ということで生葉が約350円ぐらいになるんじゃないかなと。単純な計算です。これは余り数字的に、それこそそれで反歩当たり400kgとれれば350円に400を掛けば14万ぐらいかなと。350kgなら12万ちょっとかなということで、すごく荒っぽいんですが、本当にこれは個々に違うと思いますので、そういう数字でございますということで御了解ください。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 課長に無理を言って数字を出させて申しわけございません。これが実際、これは経費はこの中に含まれていませんので、課長が当然わかっておりますが、それが実態に近いということをやはり皆さんも私も含めて再度自覚をして、これから茶業の施策というか自分自身の経営にやっていきたいと思います。

続きまして、3番のこの新規事業ということでお話ししたのは、やはり二極化して本当に兼業農家あるいは専業、ところが行政としてもそうですが、やはり皆さん支え合って、ある程度いろいろな事業をアドバイス的にこういう事業もあると、本当にたくさんのメニューがあって、逆に産業課とかほかの人たちから言えば、こんなに条件のよい、いい話があって、例えばほかの業種に比べて本当に恵まれているということで、極端に言いますと、育成期間中でも今では国・県がお茶なんかの場合は育成費用の補填もしていただいています。ところが、私が言いたいのは体力が大変なくなってきて、先ほどの2番のときに言った税金も払えるよというような人たちが、本当に冒頭でも言ったんですが、先のことが考えられなくて、あしたを、きょうを食べてていくということで、本当にそういう人たちもいます。ですけれども、将来専業で食べていく人たちがいろいろな補助は先ほど言ったようにあるんですが、こ

これから生活に対して何かこれを町長とか皆さんにすぐやれということではないんですが、もしこういうことが続ければ、将来的に水田のような何かしら補墳ということも考えていただきたいと思いますが、これは検討というか、あれで。ただいつも言っていただくように、そこまでやってそこの農林業をやるべきかということもやはり問われると思いますが、本当に專業の定義さえこのごろわからなくなつたのが茶農家としては思っております。ですので、これはいいです。検討ということでお願いしたいと思います。やはり結論は私とそんなに町長変わらんと思いますので。じゃ、これは飛ばします。

次に、2番目の、議長すみません、2番目に行きますので、いつもすみませんです。

○議長（中田隆幸君） 質問内容を精査してお願いします。

○3番（野口直次君） すみません、今後気をつけます。

現在、空き家バンクの問い合わせがあれば、職員が物件を案内する程度、その後は所有者と移住者が双方で話し合いをしているというのが現実で、また、今回はたくさんの具体的な数字をいただいて本当に26年度の調査からさらに27年度に引き続きいろいろなことをやられるということを聞きまして、大変うれしく思っております。ただ、若者移住者が田舎暮らしをしたくても、また本町に定住したいけれども、知人、紹介者もいない。何もわからず物件を不動産屋さんから購入するということはちゅうちょすると思いますので、ずっと定住する不安、また、なれない田舎生活を試してみたい、様子を見たい、短期的に滞在したいという場合は当町には現在受け入れのこれからは考えていただけるかもしれない、現在ないと思われますので、提案でございます。町から何軒かの空き家を所有者から買い上げ、希望者に短期的に使用してもらったり、借家にしていただき、この町で住めそうなら住んでいただく方向にアドバイスをしながら、また落ちついたら物件紹介、あっせんする。6月の補正で若者交流センターも話題になっておりますが、一時利用可能かどうか、とりあえず滞在から定住という空き家対策を含め、私は考えておりますが、町長どうお考えでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 御提案ありがとうございます。ただ、町のほうで今つかんでいる空き家等につきましては、すぐに貸すような状態のものがあるとは思っておりません。家財道具、家具等が中に入っています。そのような状態がありますので、現在空き家バンクに登録されているものでも、ちょっとそこは所有者との話し合いも必要になるかと思います。

また、最初の町長からの説明の中にもありましたように、直接空き家バンクに登録されているお宅ではなくて、農家民宿等でまず町に来ていただくということで、町の川根本町を知っていただいて、その中の空き家バンクを案内していきたいという取り組みを今年する予定でございます。

将来的には、データベースをつくった後で、役場内でも検討を重ねてその中で取り組めれば考えていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 次に移ります。

（2）の緑のふるさと協力隊のことです。

過去8名の協力隊員が残した功績は言葉では言いあらわせない、地域に若者とかよそ者が入ることで地域に新しい風を吹き込み、住民に刺激を与えてくれたのは間違いないと思います。ここで生まれ育った住民にはわかりにくく地域の魅力を発掘・発信してくれるのが協力隊でありました。しがらみもなく町内のあっちこっちに動き回っていただいて、たくさんの人の出会いを本町に愛着を持って活動をしてきました。8年間通して地域住民にも協力隊を受け入れる体制が徐々に整っていました。住民たちもことしはどんな女の子が来るかな、毎年楽しみにしてくださっています。高齢化・少子化の本町において、彼女たちの存在はとても貴重でありがたかったように思われます。地域を元氣にするために必要な人です。人は宝です。毎年1名ですけれども、8人の人たちがここに来ていただきまして、そこには一人一人の人生があって、川根本町と地球センターのあっせんで入っていただきました。新しいものを受け入れられない地域には発展はありません。本当に広報を見るといつも裏側に協力隊の顔がありました。ことしはないんですが、小学校の子供たちの元気な絵はありますが、私は協力隊がこれからも必要と思っております。

そこで3点お聞きさせていただきます。

どうして今年は派遣されなかつたのか。今後、外からの人材を受け入れる計画はあるのか。人材育成について町としてどう考えていただいているか。再度お聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これまでに8人の方にこちらへ来ていただいて4人がこちらに残って対応していただいているという経緯がございます。今年も正直言いまして、来年も当然ながら毎年受け入れるというようなことは表明しております。ですので、こちらに合った方ですと来ていただけるというような環境は整っていると思います。今年の場合は少しこちらと合わなかつたということがあったんですから、このような結果になりましたけれども、今後とも今までどおりの大変な効果も出たもんですから、それについて対応していくということに今までどおり変わりはありません。

それと、地域おこし協力隊という制度もございますので、それらも含めてやはり対応していくことが必要。今野口議員が言われたように、外部の皆さんにいろんな御意見、やはりなかなか地元では気がつかない点を気がついていただけるということがあるもんですから、そのような形で対応は今までどおりやっていくということに変わりはございません。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 大変ありがたい答弁をいただきまして、簡単に言うとうれしいです。と言いますのは、この間、ホタルサミットがあつたんですが、あそこで横笛を吹いていたのは6代目の吉田さんだそうです。本当に徳山で鹿の舞の、火のあれですかね、そうやつ

て来て、また田野口では、町長も御存じのように、今結婚して子育てに奮闘している人もあります。いろんなあれはあると思いますが、そうやって前向きによそから全国にもこの地方創生と同じようにやはり人づくりということはあると思いますので、ぜひまた続けていただくという返答をいただきましてよろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） 質問事項は。

○3番（野口直次君） 続きまして、この縁のふるさと協力隊というのを、インターネットの動画で川根茶のはっぴを着た女の人がPRをしておったですが、本当にいろいろな町長が言うように田舎へ来ていただくという組織は相当あると思いますので、ただ、やはり受け入れ先の問題もあるとは思うんですが、大体来ていただく人たちはこれからも受け入れるという中で、男性の人たちの受け入れというのは考えておられるでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 男性だからだめ、女性でなければいけないという話にはならないと思います。やはりこちらで一生懸命対応していただける。また理解をしていただける方は男性でも女性でも当然お迎えするという姿勢が必要だというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 最後の質問になりますけれども、質問というかあれですけれども、3番目の働き盛りの大黒柱ということで非常に唐突な質問を出しまして、各係、あるいは町長はじめ本当に御迷惑をかけたと思います。でもこの現実に今も仕事を途中で切り上げて病院に向かってきょうはお父さんのぐあいはというように、車を走らせている方もおられます。また、日々、介護、健康福祉のために努力している職員の皆様、本当にありがたいと思いますし、いろいろなこの私の3の中でこれだけの資料を答えを出していただいたのは大変ありがとうございました。

最後に、町長に大変怒られるし、また副町長にも怒られるかもしれないですが、町長、皆さん、トップの方が町のサンタのような気持ちでまた今後とも温かく福祉、介護等をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（中田隆幸君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をしたいと思います。50分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時51分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

10番、鈴木多津枝君、発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。6番目として、ただいまより一般質問を行います。

子供も若者も町の宝です。子供や若者を守るために平和が一番大事なことは誰もが認めることだと思います。しかし、今開かれている国会で審議中の平和安全保障関連法案は、衆議院憲法審査会で参考人の憲法学者3氏全員がそろって法案を憲法違反と指摘して以来、憲法の番人と言われる元法制局長官のお二人までも違憲との判断を示すなど、今、全国に「憲法違反の戦争法案」との批判が高まり、広がっています。

20日、21日で実施された共同通信社の世論調査でも、安全保障関連法案が憲法違反していると思うが56.7%で、思わないは29.2%しかなく、同じく時事通信社の世論調査でも、安保法案の今国会での成立に反対は8割を超みました。

選挙権が18歳から広げられ、高校生にも政治判断を求めるようになった今、若者を再び戦場へ送らない政治をどう守るのかという大人の責任が大きく問われています。二度と再び政府の行為により殺し合い、殺し殺され、憎しみや恨みを拡大する戦争の道へ進むのではなく、粘り強い話し合いと助け合いで友好関係を築き、真に平和を守る政治こそ子供や若者に手渡さなければなりません。

行政や議会が果たすべき責任の重さを、まずは指摘をしまして、通告しました一般質問に入ります。

1、子育て支援の拡充・強化をして、①乳幼児を抱えるお宅へ育児支援者を派遣するシステムの構築を。30歳以下の役場職員の方や民生児童委員の方、NPO、ボランティアの方々など希望者を募って乳幼児の育児体験、講習会などを設け、お母さん方などの要望に応える体制づくりを求めます。

②保育料の第2子半額、第3子無料の対象となる子供の人数に小・中、高生も含めて軽減の拡大を図るとともに、学校給食費にも同様の軽減創設を求めます。

2点目です。障害者に生きがいのある場所づくりをして、授産所、みどりの丘、みどりの丘枝松の利用者や父母を中心に、高齢者やNPOの支援なども得て、パンや花の苗づくり・販売などの取り組みを求めます。

3点目です。大鐵運賃を町営バス料金同様とする運賃補助の創設で、町民の足として利用しやすいようにし、運行本数を増やすよう強く要請を求めることをお伺いします。

4点目です。かわねフォン利用の町民無料は永久かという、最近町民の方々の不安が広がりつつあります。これに応えていただきたいことと、IRU契約にかわねフォンの維持管理を含めることや、国へ維持管理費への補助を求めて町の財政負担の軽減を図り、町民に安心、信頼される取り組みを求めるものです。

以上4点です。前向きな御答弁を期待いたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、鈴木議員にお答えをさせていただきます。

冒頭で平和の話がございました。実は、70周年、70年を迎えるということで今いろんな形で、あちこちテレビ等の報道等でもやっていることを承知しております。私どうして今この問題にお答えしたいかと申しますと、実は、昭和20年5月20日、B29に体当たりした飛行機の事故がありました。そのときに、川根本町で1軒だけ丸焼けになりました。そのほか、機体等はばらばらになりましたけれども、焼夷弾がまともに落ちたということで、その1軒が私のうちであったということだけを申し上げますと、やはり平和というのが大切だなということを改めて感じなきやいけない、そのような年であるというふうに感じたから冒頭で申し上げさせていただきます。

まず1点目でございます。

子育て支援の拡充・強化についての中で、育児支援者を派遣するシステムの構築をという質問でございますけれども、現在、社会福祉協議会が作成した第2次川根本町地域福祉計画活動計画の中でも、地域福祉を支える担い手をつくることが目標として掲げられ、様々なボランティア育成の講座が開催をされております。

その一つに、託児ボランティア養成講座があり、平成25年度に10名の修了者、平成26年度に10名の方が修了をいたしました。今年度、川根本町社会福祉協議会と4,049万7,000円で締結した地域福祉推進業務委託でボランティア活動育成業務を委託されており、今年度も引き続き講座を開催し、託児ボランティアの確保に取り組む予定となっております。現在は講演会やイベント等の会場での託児を活動の場としておりますが、今後は、住民ニーズの調査をし、どのような活動ができるか検討をしていくというふうに伺っております。

町は、現在、子育て中の若い親世代の支援を目的に、子育て支援施設を藤川地区に開設し、子育てに係る様々な悩みなどの相談事業のほか、生活健康課との合同による遊びの教室なども開催し若い子育て世代の方々の支援を行っており、その活動の中で出された意見などをもとに、どのような子育て支援ができるかを検討してまいりたいというふうに思っております。

保育料の軽減についてでございますけれども、現在、国の制度にのっとり小学校就学前の範囲内に子供が2人以上いる場合、最年長の子供を第1子、その下の子供を第2子とカウントし、第2子を半額、第3子以降を無料としております。今年4月現在、第2子で半額の子供が30人、第3子で無料の子供が2人となっております。保育料の決定につきましては、毎年、保育所運営委員会で諮っていただき決定をしておりますが、現在の当町の保育料額は、国で定めた保育料上限額の約6割程度であり、適当なものであるというふうに考えております。

今後におきましても、国の制度の範囲内で保育所運営委員会の意見を聞いた後に保育料を決定していく所存であります。

また、2人目、3人目の学校給食費の軽減についてでありますが、学校給食費の軽減につきましては、さきの3月議会におきましても同様の御質問をいただいておりますが、今回の

お答えもほぼ同様になりますことを御了承いただきたいというふうに思います。

学校給食費に係る経費については、学校給食法第11条により負担者が定められており、施設設備費、人件費は設置者である市町村が、そのほかの経費としての食材費は保護者の負担とされております。保護者からの給食費は、栄養価や質に配慮しつつ食材費として充て、学校給食業務に努めております。平成27年度の給食費は、小学校児童が月額4,250円、中学生生徒が月額5,060円をいただいているところであります。

議員からの質問の2人目、3人目の学校給食費の軽減については、今後必要性が想定される食材価格の変動や、平成29年4月からの消費税率のアップに伴う学校給食の見直しの中で、議員が言われる子育てしやすいまちづくりという政策的な観点を含めた包括的議論につきまして、学校給食共同調理場運営委員会や教育委員会、さらに、今年から設置をされております総合教育会議の場で深めていきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の障害者に生きがいのある場所づくりについてをお答えさせていただきます。

みどりの丘、みどりの丘枝松は社会福祉法人、川根本町社会福祉協議会が運営する就労継続支援B型事業所です。現在、みどりの丘に11名、みどりの丘枝松に11名、計22名の通所者がいます。この事業所は、通常の事業所に雇用されることが困難である者に対して就労の機会の提供及び生活、生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や、その他必要な支援を行っており、障害者総合支援法に基づく訓練等給付費により運営をしております。

近隣の市町にも同様の事業所があり、パンやケーキ、クッキー、ぬいぐるみなどの自主製品の製作と販売、下請作業としての農作業や清掃作業、喫茶など飲食系を行っている事業所もあります。

障害のある方は障害の程度も様々あり、様々な就労機会や生産活動の機会を提供することにより一般就労に向けた取り組みができるものと考えます。議員ご指摘のように、パンや花の苗づくり、販売等は通所者に対する様々な機会を提供し、生きがいのあるまちづくりにつながると考えられ、事業者である社会福祉協議会とともに連携をとり合っていきたいというふうに考えております。

町としても、平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法により、障害福祉サービス事業所等から優先的に物品、サービスを購入する努力義務が課せられており、法律の趣旨にのっとり発注拡大に努めています。そのことが、ひいては障害者に生きがいのある場所づくりにつながるものと思っております。

続いて、3点目、大鐵運賃補助についての御提案についてお答えをさせていただきます。

現在の公共交通運賃助成事業実施要綱では、大井川鐵道が運行する地区の町民が負担する運賃と町営バス運賃との格差の軽減のため、大井川鐵道が運行する鐵道及び路線バスを利用した町民に対し、年齢等に応じた運賃の一部の助成を行っております。大井川鐵道運賃補助

によって鐵道利用が大きく増えるかどうかは未確定でありますけれども、現時点では町内全域を対象とする制度変更は、今のところ考えておりません。

現在、公共交通施策として町で実施をしております町営バス、デマンドタクシーの路線の大きな課題は、南北を結ぶバス路線及びデマンドでの運行となっていない点が上げられます。この課題の解消にはもう少し時間をいただき、検討をしていきたいというふうに考えております。

一方、平成26年3月からの1日14本から、現在1日8本に減少したダイヤ改正の影響は、町民の通勤、通学はもとより、昼の時間帯に上りで3時間15分、下りで4時間7分の運転間隔の時間が発生し、日中の利便性も大変低下をしております。このことに関しましては、大井川鐵道の再建計画の進展とともに、必要に応じて行政として支援できる施策を関係各位と協議をしていく中で、沿線住民の利便性の向上を大井川鐵道に求めていく必要性を強く感じているところであります。一生懸命頑張りたいと思います。

最後に、4点目の質問でございます。

I R U 契約における賃貸借料と相殺となる維持管理に要する負担として、センター設備で運用するサーバー類の管理、各世帯までの回線の状況管理、光ファイバー網や無線システムの障害時対応、センター内の通信機器保守になります。

御質問の中で、かわねフォンの維持管理費と言われている費用については、川根本町情報通信基盤施設条例第9条に規定する利用料であり、住民基本台帳に登録されている町民の方など、一定の条件に当てはまる利用者に限り町が1台分の利用料金を負担するものであります。この負担金につきましては、条例を改正しない限り継続するものであり、条例改正には議員の皆さんの承認が当然必要になります。

社会情勢の急激な変化など、今の時点では想像できない事態にならない限り、この利用料を町が負担する考えは変わらないものであり、利用される町民の皆様から利用料金はいただかない方針です。国に対する維持管理費の補助の要望については、現在のところ公設民営の事業に対しまして補助金の制度はありません。今後の運用状況を見ながら、維持管理に対する支援措置を新設する要望を、続けて働きかけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問を順次行っていきます。

まず、1点目ですけれども、育児支援者の派遣の件ですけれども、今のところ社協でやっているのは、町長も言われたように、イベントなどのときにそこで預かるということで、家庭まで派遣をするということはやっていないんですね。都市部などでは民間の事業者のベビーシッターという制度があります。そして、それに1時間1,000円とか、自治体によってはその派遣料を補助している自治体もあります、東京北区などなんですけれども。そういうことで、ニーズがあればということですけれども、私は、今回これニーズを認めたので質問を

させていただきました。

具体的に言うと、それこそ個人情報になってしまふと思いまして、ここでそういうことを言えないんですけども、本当に若いお母さんが小さい子供さんを抱えて子育てをしている。おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃっても、おじいちゃん、おばあちゃんたってぐあいが悪いときがある。そのときに2人、3人の子供を抱えて1人で本当に大変な目に遭っているというのを見て、去年の暮から言われたんですけども、「町にはそういうときにちょっとお願ひすれば来てくれるような派遣制度はありませんか」と言われて、私は託児制度を勘違いして、あるかもしれないから聞いてみてくださいと言ったんです。だから、もしかしたらその方聞かれたかもしれないんですけども、多分ないということで、がっかりされました。そして最近、そういう大変な状況にぱったり出くわしたもんですから、これは、それこそニーズは少ないかもしれません、そういう方はね。だけど、ここに書いたように、民間のそういうベビーシッター派遣の事業者があらわれるかどうかもわかりませんし、そういうニーズが1人でも2人でもあるなら、行政が対応してあげるようになりますかということを一生懸命考えました。

そういうことで、例えば若い役場の職員の皆さん、子育ての体験ができる、そういうことにもなるかもしれません。また、民生児童委員の皆さんは子育てのベテランの方々が36人ですか、38人ですかいらっしゃいます、その中の人たちにこういうことをやりたいんだよ、どうだろうという問い合わせをしていただければ、じゃあというふうなことで何か一步が、じゃあ講習会やってみようかとか、保育園に出かけていって体験やってみようとか、そういうことが起きて、その第一歩が開けるんじゃないかなと思って、ニーズがあればじゃなくて、少ないですけれどもニーズがあるということをお伝えしたくて今回質問させていただきました。

そういう少ないニーズだから応えないとと言われるのか、子供が宝だ正在りこの町で、本当にぎりぎりで頑張っている、ただ時が過ぎてくれるのを祈るように願っている、そういうお母さんたちを、ちょっとした行政の第一歩で守ってあげることができる、助けてあげることができる、そういうことを考えていただけないか、希望を持たせてもらえないか、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

鈴木議員のこの質問の要旨、ボランティア等を募って託児サービスをということでござります。

私としては、ボランティアは、町長の答弁の中でも述べさせていただきましたけれども、社会福祉協議会で行っております託児ボランティアが現在のところ講演会、イベント等の会場での託児を行っております。その中で、社協の担当職員との話の中で、これからニーズとしてあるようなら、またその活動の場として考えていくということも伺っております。

それともう一点、また別の観点からといいますか、議員も御存じのとおり、本年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されております。これについてはいろいろな小回りのきく子育て支援ができるということで御承知だと思います。そのような中で、子育て支援員という制度が設けられております。これについては、地方公共団体、県等でございますけれども、全国的に展開されることになると思いますけれども、今まで子育ての経験者であるお母様方であるとか、そういう方に講習を受けていただきて、いろいろな子育て支援の資格を取る制度が本年の4月から始まっております。

その制度はまだ始まったばかりで、講習会等の詳細な内容については、まだ県等からお知らせが来てございませんけれども、当然そういう方は子育ての経験のある方でございますので、30代以下の若い役場の職員よりも子育てについては熟知をしておられますし、講習の内容の中でも指導を受けられるということです。その支援員の制度をとると、将来的にもっと、希望があれば保育士の資格を取るときの基礎の点数になるとか、そういうような制度もありますので、そういう制度を町民の方々に広く周知をして、とにかく託児、子供を預かるというのは人材がなければ、建物をつくっても始まらないわけですので、そういうところについてこれから力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） なかなかちょっと知らなかつたことも教えていただきて、ありがとうございました。ぜひ、昨年8月に公布された、課長が言われるような子ども・子育て新制度で、うちの町は待機児童という問題はないわけすけれども、やっぱり地域の小規模な少人数の子供を預かる地域型保育事業への財政支援を行うということを示されております。そして、この地域型保育事業の中に居宅訪問型保育、いわゆるベビーシッターというふうにきちんと明記されているんですね。だから、そういう制度をつくっていただきたい。

役場の職員の方々、若い人ではというふうな課長さんの説明がありましたけれども、やっぱり私は、子育ての体験をするというのも一つの大きな、このまちづくりの中に有効なことかなと思いました提案をさせていただきましたけれども、特にそこはこだわりません。組織ができてからというんではなくて、本当に早急に、1人でも2人でも希望者を募って講習会を開いて、資格を取らなければやれないということでしたら、そういうふうなことを大急ぎでやっていただきたいなど。

現に、3歳未満児の半分ぐらいは保育園に行っていないんじゃないかと思うんですよ。そういう子供たちを家庭で育てているところにちょっとした支援があれば、昔はお隣のおばちゃんが見てくれたとか、そういう支援があったんですけども、国も厚生省も、地域の子育て支援力が落ちているということをはっきりうたっていますし、そういう中で、川根本町、子供が宝だと。その宝を育ててくれているお母さんたちが困っているときに支援できなくて、何で宝と言えるんだと、私は本当にそういう思いで質問させていただきました。ぜひ早急に

取り組んでいただきたいと思います。

2点目ですけれども、保育料のことですけれども、法律の中でというお答えで、またちょっと積極的に見えないんですね、子供が宝だと言っているのに。しかも、先ほど菌田議員の質問にも、人口減少には特効薬はないと町長は何回も何回も繰り返して言われているわけですよ。そして、あらゆる施策を展開したい、早急にやることが大切だと思っている。先ほど言われたばかりです。私はいいお答えを聞いたと思ってメモをしました。

保育料、今年決まったから、もう来年だよということかもしれませんけれども、もう多くの自治体が保育料の軽減を実施しています。だけど私は、軽減というよりも、2人目半額、3人目無料になっているのを、その人数に小学生とか中学生の子供、3人の子供のうち学校に上がるともう2人目とかいう対象にカウントされなくなってしまうんですよ。だから、それをカウントを入れている自治体もあります、もう既に。高校生まで入れて3人と数えるよとか、3人目からは無料にするよとか、そういうカウントの仕方をきちんと実態に合わせて、本当に子育て支援になるようなカウントの仕方をしていただきたいということなんですねども、町長、どうなんでしょう。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 子供を育てるについて非常に難しい判断が必要というふうに考えております。と申しますのは、本来は、果たして保育所で親子として離れて施設で教育するのが本当の子供のためになるのか、または、家庭で大変だけれども育てることがいいのかという判断は、それぞれ人によって違うと思います。それを私は、一律的に、こういう方法でこうしなければいけないという判断をするということはなかなか難しいと。それぞれ子育ての仕方はいろんな方法があるということを認識しなきやいけないというふうに思っています。それが財政的に苦しいからどうだ、豊かだからこうという話じゃなくて、やはり選択肢をもって対応する必要があるのかなという感じがいたしております。

それから、子育ての関係で、この川根本町は、私は子育てがよそより大変おくれているという状況にはないと思っています。どちらかといいますと積極的に対応しているほうだというふうに考えております。

しかしながら、全てを無料化すれば全てが対応できるという判断は、今ところしていないということだけで、方向性については何ら変わりはありません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） だんだん答弁がおかしくなってきてるんじゃないですか。

私は子育ての仕方云々を聞いてはいません。保育園に預けているお母さんたちの保育料をカウントするときに、子供さんが例えば3人いらっしゃる、その子供さんを、我が町は本当に2人目は半額、3人目は無料ですよと、とってもすばらしい制度をとっているわけですよ。だけど、それがなかなか評価されないのは、先ほども最初に答弁がありましたけれども、第2子は30人、それから第3子の無料になっている人は2人しかいない。それは、もしかした

ら3人子供さんはいるんだけれども、もう上の子が小学校に上がっているから2子とか3子とかに数えられないよと、カウントされないから半額にならない、無料にならないという状態が起きているんじゃないかと。だから、それを解消するために子供の数、第2子、第3子を上限を設けないで、子供の数で、人数で適用していただきたいということを言ったんすけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 答弁がおかしくなってるんじゃなくて、そういうふうな見方をされる場合があるということを申し上げたのであると。

それから、保育所の関係、これは明確に教育運営委員会が設置されているという中で、当然そのような方向で議論していただいて、方向性が定まれば当然、私はその方向性を大事にしながら対応するということだけは間違ひありません。私はこれまでも委員会を軽視したことはありませんし、十分大事な議論をしていただいているということで、重要な位置づけにしているということだけは、これまでと変わっておりませんので、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 議員として提案権があるということで提案をさせていただきました。運営委員会の答申といいますか、まだ諮問もされていないことすれども、ぜひ諮問していただきたいと思います。

次は給食費の件ですけれども、給食費、これまでも何回もお願いをしました。学校給食法第11条に規定されている食材費だけだと、父母に負担していただいているのは。そういうことが答えられて、今回も、それでも町長は、少し前向きに今度学校給食運営委員会ですか、そういうところで町の政策として検討していきたいというふうな感じのお答えをされたわけですけれども、やっぱり今、子供の貧困というのが本当に広がっているんですよ。つい最近の報道でも、18歳未満の子供の6人に1人が貧困状態。

貧困というのはどういうのかというと、平均的な所得の半分以下の世帯ということなんですね。そして、もしシングルマザーの御家庭では、2人に1人の子供が貧困世帯に値するというふうなことも静岡新聞だったと思うが、載っていました。

そういう状態で、昨年1月に子供の貧困対策推進法が施行されて、8月に策定された大綱でも、子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいと書かれています。そして、実態を踏まえた施策の推進を表明する中で、食については学校給食の充実や低所得世帯への給食費補助、食育推進で栄養状態の確保に努めるとしております。とっても大事なことです。

また、子供の貧困が広がる中で、子供が生まれ育った環境に左右されずに心身の健やかな成長を社会全体で協力していく必要があるとして学校給食費の無料化に踏み切り、町の少子化対策、移住・定住政策の一環として無料化補助を実施している自治体も少なくありません。この近隣市町では余り聞いていないんですけども、それだけに、若い人たちへ高校卒業ま

での医療費をゼロにした町、この町は本当にそういうすばらしいことをやっている。放課後児童クラブも6年生まで拡充しました。静岡あたりの若い娘たちもいますけれども、お母さんたちに言うとうらやましくてたまらないと言います。そういうすばらしいことを手がけながら、西米良村とか、それからつい最近も、島根県の邑南町、テレビでやっていましたね。子育て支援が手厚いから若い人たちが移住をしている、どんどん。25世帯移住した中の5世帯が子供連れだったと。この町の子育て支援がいいから、子供を育てやすいからといって移住してくれたというふうなことをテレビで言っています

だけど、うちの町はこれだけ頑張っても何かアピールが足りないんですかね、子育て日本一の町だよって胸を張って言えますか、町長。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 日本一になったとは思っておりません。だんだん日本一に近づいていくのかなというふうに感じております。

その中で、今言われた軽減の関係、これで私が具体的に知っているのは、やはり東京都の小笠原村です。あそこはとんでもないほどの母子家庭を大事にしているということの中で、やはり若い所得の少ない方でも対応できるということで、大変な大きな子供の数が増えてきたということも聞いております。

そのように、大変苦労されている方を応援するのは行政としては当たり前ですけれども、やはりどの程度を応援するかということが非常に大事で、その目配りが大変重要ではないかというふうに思っています。

私どもは、今言われたように、よそに負けないほどの子育て支援を対応していきたいという思いは変わっておりません。ですので、1番になるのはいつかわかりませんけれども、そのようなつもりで対応することは必要というふうに思っております。しかし、全てがそのような形で進んでいくということには、なかなかならないのが現況であるということだけは御理解いただきたいし、そのような中で、先ほど来お茶の関係でも出ておりますけれども、やはり全て行政が対応できるという状況ではありません。ですので、行政のできる範囲で対応するというのが一番大切ですし、当然ながら行政としては積極的にそれを進めるという姿勢も必要というふうに考えております。

今の意見につきましては、当然それぞれの委員会等でも早急に方向性を定めていただく、それに沿って私どもも進めていくということだけは間違いない方向性でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） それぞれの委員会で早急に報告をして検討されるという答弁で、少し力をいただきました。

13日に首都圏に移住者を呼び込めということで、山梨・静岡合同の移住相談会を横浜市内で開いたという記事が新聞に載りましたね。知らなかつたんですけども、当町も相談を受

けるブースをその場所に出して、田舎暮らしのよさや暮らしやすさをPRしたというふうに書かれてあったと思うんですけれども、反応はどうだったんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 7月に1人の方が空き家のほうを実際に見たいということで、そういう要望が来ております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 徳山にも昨年、6人家族の方が1世帯移住して来られました。ヤマタさんが御紹介をして連れてきてくれたんだよということで、小っちゃい子供さん2人連れています。おじいちゃん、おばちゃんもいて、若い御夫婦です。そういう方たちが、つい近所の方が、「もう本当に子供の声が聞こえるというのがこんなに元気をもらうことだとは思わなかった」と。長年おばあさん1人で暮らしていくて空き家になっていた、そこに入ってくれたんだよと。改造もそんなに大規模な改造をしなくて、今喜んで住んでいるよということで、時々、道でも出会います。2人の子供さん遊ばしている。

やはりそういうふうに、町がもっともっと、この町が子育てしやすい町、日本一という評価は誰もできないと思うんですよ、なかなか。だけど、日本一にするんだよ、うちの町は日本一だよって言える誇りを持つということが大事なんじゃないですかね。そこに向かって行つていれば、決して今日本一でないかもしれないけれども、日本一になるように頑張っているよって胸を張って言う、町長が発信してくださることが、やっぱり川根本町ってすごいんだなって皆さんに印象づけていくことになりますよ。だから、ぜひもっともっと、委員会で大急ぎでということですので、そこに一生懸命大きな期待を寄せてはいるけれども、ぜひ進めてください。待ったなしです、本当に待ったなしです。私は何回も質問しています、子育て支援を。だから、待ったなしのことをやっていただきたいということです。

次に、2点目の障害者の生きがいの場づくりについてですけれども、障害者の能力を生かした生きがいが持てる、働く場をつくれないかということは、いつも私の胸から離れません。障害と言っても一人一人できることが様々で、対応も大変でしょうが、通告した後ネットで調べているうちに、島田市、これ本当に近くにあったんですね、平成25年12月に市役所の1階に「にじいろ広場」をオープンしています。そして、毎週水曜日の午前10時から午後1時まで、各授産所から手づくり製品を持ち寄って販売しているということを知りました。御存じでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 残念ながら、その広場については存じ上げておりません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私も知らなかつたので責めることはできませんけれども、本当にすごいことがやられている。私もそういうところがあるといいなとずっと思っていました。高郷の学校給食センターを青部に統合するとき、本川根町と一緒に、そのときあそこが広場

になって、今も広場になっていて、うちが1軒だか2軒新しく奥のほうに建っているんですけども、大半は広場になったままになっています。あそこに枝松作業所をつくってほしいと何回も言ったんですけども、それはかないませんでした。それはなぜかというと、通りにそういう施設をつくって地域の人たちと交流をして、自分たちがつくったものを自分たちで売って、地域の人たちと楽しい会話ができる、お互いに励まされると思うんですね。私たちも励まされるし、障害者の人たちも誇りを持てる、自信も持てる。そういう施設をつくるべきだと思っていたんですから、非常に残念だな、やれるのに一步が出ないなとずっと思っていました。

そうしたら、島田の市役所の中でこういうことがもう平成25年12月ですから2年近くやられているということで、市役所の職員の皆さん、あるいは来られた住民の皆さんが買って、2時間、3時間ぐらいのオープンだそうですけれども、自分たちがつくった野菜とか、先ほど町長が最初に言われたように、手づくりのお菓子とかお人形とか、マスコットとかいろんなものを持ってきて、長机を2個ぐらい置いて販売をしていらっしゃるそうです。私、ぜひ、議会が終わったら、今度、来週にでも見せていただきに行きたいなと。水曜日だそうです。ぜひ皆さんも見ていただいて、こういうものを川根本町でも取り組めないかなということをぜひ研究していただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） よくイベント等で陶芸とか手づくりのものを売っていることは承知しておりますし、よく大きな声で「町長」と呼ばれては、買っていけということを言われますけれども、ああいう場所を提供しろという話ですよね。皆さんも、大変そのときにはいい顔をしています。やはり楽しく自分のつくったものを売ろうという意識があるもんですから、私も意外と義理で買うほうが好きなもんですから、義理で買いますけれども、やはりそういうような顔を見ると応援したいなと思うという中で、どちらかイベント等も含めて、そういう場所を提供するのは当然一番いい方法ではないかということは、私自身も承知しております。

しかしながら、島田市で今そのようなことをやっているということは承知しておりません。その中で、県庁の中でもやはり、あそこの2階の喫茶等は明光会の皆さんのがやっているということも承知しておるもんですから、そういう場所の提供は行政が積極的に対応する必要があるというふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） その障害者の生きがいと所得を得る方法として、もう一点提案をしたいんですけども、当町でも、地名の生しいたけの工場とか、例えば農林業センターなどで、もしかして障害者によっては雇用が可能性があるんではないか。行政でも前に、徳山でも第一小学校で、パソコンができるようになったら短い時間だけれどもお仕事が、整理などが頼めるよということで、澤村教育長さんでしたっけ、そのときはずっと1ヶ月ほど習い

に通った人もおられます。

そういうことで、つくったものを優先的に行政が買わなければいけないということもありますけれども、ぜひ、障害を持っている人たちの障害の程度に合わせて、公共事業でも、施設の中でも雇用ができるような、長い時間は無理かもしれません。その人に合った時間、やれることを見つけて、明らかに私たちから見れば、車椅子の人がいらっしゃる、よく頑張っているなど、そういう場をつくっていただければ、町民の人たちも自分も元気をもらえる、励ましになるし、障害年金だけで生活している障害者の方々にとっても少し喜び、誇りに、生きがいになるんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 私も何回か、年度始めか年度終わりに施設を回っております。その中で、一般の業者の皆さんのが包装とか袋詰めみたいのをやっていただいているということも確認してまいりました。そのように、一般の企業の皆さんも何とかあそこで仕事をしていただくと、それぞれの施設で。そういうことも具体的にやっているようでしたので、こういうのを広めたほうがいいなという話はしてきましたけれども、そのような形で、一般の皆さんにも、行政のことはもちろんですが、関連するものについては当たり前ですが、そういうことも少し広げていく必要があるのかなということを、挨拶に行ったときに感じましたので、その辺の方向性で進めていくことが必要というふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 1点、その点について補足をさせていただきます。

鈴木議員、授産所とおっしゃいましたけれども、平成25年4月1日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が施行されて、先ほど町長の答弁の中でもございましたけれども、就労継続支援B型事業所ということで社会福祉協議が運営をしてございます。

町長の答弁の中でもありましたように、一般就労等への移行に向けた支援、その能力を生かすための支援をその事業所で行ってございます。その答弁の中でもございましたけれども、国からの運営費で運営してございます。なおかつ、作業をして工賃をいただいて、それが通所者への工賃として支払われるということになっています。

当然、障害者優先調達推進法ということで、そういう障害支援サービス事業所からの物品だけでなく、いろいろな、先ほど町長の答弁にもございましたけど、いろいろな作業、清掃作業であるとか、パソコンの入力であるとか、そういうことについても、できたらそういうところから優先的に調達しなさいという法律でございますので、町長の答弁にもございましたけども、本当に障害の程度がいろいろあって、それを施設としていろいろ指導していくのは大変なことだと思いますけれども、そこで一般就労へ向けた訓練が終わったならば、そこからまた一般就労に向けて一般の企業であるとか行政のほうで雇用というのにつながっていくと思いますので、そういう点については、また社会福祉協議会と連携をとり合いながら進

めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 次に、大鐵の運賃補助についてお聞きいたします。

何か私も緊張していて、よく答弁をきちんと聞かなかつたんですけれども、余り考えていらっしゃらないみたいな答弁でしたでしょうか。

私が提案しましたのは、大鐵の経営者が今度かわるという報道があったんですけれども、その新しい経営者が、町長が言われたように、今までの経営者は減便をしたり、本数をなくしたり、駅にとまらないところをたくさんつくっちゃつたりとかいうことで、もう地域の足というふうに見ていないんじゃないかなというふうな状況が生まれてしまいました。でも、そういうじゃなくて、やっぱり地域の足なんだと、大鐵なくなったら、本当に定期的に足を確保するということがなかなか難しくなるということで、私は、住民の人たちが、高いんですよ大鐵の料金というのはね。だから不便だという点もありますけれども、高いという点もあって、なかなか乗れないんですよ。でも、以前ワンデーフリー切符というのを発行したときには、大鐵に働いている方が、すごい、いつもの何倍、その当時3倍か4倍ぐらい乗ったんだよというふうに言われましたけれども、全然町が、自治体が補助していないので、大鐵が全部それを安くした分を見なきゃいけない。もう少し自治体も力をかしてくれるといいのになというふうな話を聞いた覚えもあります。

そういう意味で、今回、大鐵の運賃補助というのは、支援というのはずっと言ってきているんですけども、住民の足として、住民になくてはならない足だよということを示すためにも、町民の人たちが乗りやすくしていく。私は、バス料金と同じぐらいにというふうに提案しました。ぜひそういう意味で、大鐵の運賃補助を行って、これは1円も無駄にならないと思うんですよ、使えば、使った方に補助をしていく、安くするための出費、町が出していくということですから、使いもしないものにお金を出すというのとは全く違うわけですよ。だから、この地域にとって大鐵は大事だという御認識があったら、ぜひ、私の提案どおりの200円というふうになれば皆さんも喜ぶでしょうけれども、地名から金谷まで片道1,050円ですね、正規に乗ると。本当に高い料金を安く、半額とかにして、そういう大鐵が本当に住民の足になるように、新しい経営者にも意識してもらうという、そういう経営の支援も行うことになるということで取り組んでいただけないかという提案なんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 実は、タベの石破大臣の話も、そのようなことを具体的に説明して一席ぶっていたというのが昨晩です。

確かに今言われたとおり、地域の住民の足であるということに変わりはないわけですが、ただ、以前より変わって、本当の住民の足かといいますと、なかなか95%が観光となるなら

ば、5%は果たして住民の足と言えるかどうか。やはり比較しますと観光鉄道であるということの収入源には変わりはないと。

しかしながら、住民が通勤、通学で通っている、皆さんも当然いらっしゃるという中では、行政は行政のできる範囲で対応することは当然必要というふうに考えておりますし、これまでも側面からいろんな形でバイパスの運行等につきましても町が相当の出費をして対応してきたという経緯もございます。

今度29日に大井川鐵道の株主総会がありますけれども、その後に、正式には9月1日から経営者がかわるであろうというふうに言われております。その中で、実はまだ正式に新しい経営者と、どういう方針で、どういう運営の仕方をするんだという具体的なことは、島田市も川根本町もまだやっておりません。これから当然ながら経営が、株主総会が終わればある程度具体的になってきた中では、当然、私どものほうからも、向こうからも言ってこられると思う。会議は持ちながら、今言ったことを対応していくことが必要であるし、今言われたとおり、やはりこれがあるのがいいのか、ないのがいいのかといえば、ほとんどの方があつたほうがいいに決まっているということになります。

私は、もう一つ大事なことは、この大井川鐵道を昭和4年だったでしょうか、そのときに開設したときの気持ちを沿線の住民がどこまで持てるかということも一つの指標になるではないかなというふうに感じております。やはりなくなったときの不便さというのはもっとひどくて、やはり今あるものをなるべくなくさないように、行政のできる範囲で対応していくことは必要ですし、当然ながら、町民の皆さんにもいろんな形で御負担をいただくかもしれませんけれども、それは存続をするためには必要だということになろうかと思います。

それで、運転はといいますと、当然あるものを使っていただく。それにはどうしたらいいだろうということで、私もワンデーフリー切符は十分承知しております。そのような仕組みもやった経験があるもんですから、どういう方法がいいかは別として、今後検討課題であるということで対応していきたいと思いますし、早急に対応しないと、来年度からまた間に合わなくなることもあるもんですから、9月の以前にそのような具体的な話はしていく必要があるというふうに考えています。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 4番目のかわねフォンの利用料金、無料だということで、条例を変えない限りは無料だよと、天変地異でも起きない限り。皆さんにお伝えしていきたいと思います。

それで、通信機器が業者とのIRU契約で、通信機器は相殺の項目に入っているんですけども、かわねフォン通信機器ではないということで、毎年3,000万円近い保守管理費を払うということになっていますけれども、余りに業者の言いなりの金額を受けているんではないかと私は思います。1台800円というのはどのように計算したのか、それを下げる交渉というのは行ったのか、お聞きします。

- 議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。
- 企画課長（山本銀男君） 下げる交渉というよりも、利用料として幾らなら適正かということとで運営事業者との話し合いは行いました。
- 議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。
- 10番（鈴木多津枝君） 適正という、その理由を教えてください。
- 議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。
- 企画課長（山本銀男君） もっと人口の多い大きな市町、そこと小さな人口を持つ町、やはりそこには運営していく上での運営費等、またサービス提供に、人口に比例はするわけではございませんけれども、最低限必要な人員の確保等についての新しい会社を町に起こす中の話し合いがあった、その中のサービス料金としての提示でございます。
- 議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。
- 10番（鈴木多津枝君） 私たち議会には、運営費がどれぐらいかかるか、何にどれくらいかかるかという概要は一切説明を受けていませんね。議会が終わったら、ぜひ出していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。
- 議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。
- 企画課長（山本銀男君） 会社の運営費ということでございます。それは、私のほうからは直接出せるとは言えません。会社のほうの経営の内容については直接答えはできません。
- 議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。
- 10番（鈴木多津枝君） じゃ、800円というそれが適正というのはどこで判断されたんですか。
- 議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。
- 企画課長（山本銀男君） 議会のほうには紙ではお分けはしてございませんけれども、今回のこの事業を始めるに当たりまして、スライド等でお示しをしたことは私の記憶にはございますので、その中でも示したことはございます。また、光ファイバー等を使ってインターネットをどのくらいの想定をしているのかといったときに、900件ですか、そのような資料を出していますし、昨年3月のときにも、議会のほうには資料としては何らかの資料は出していると記憶していますけれども。
- 議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。
- 10番（鈴木多津枝君） ぜひ見て、もし出していない資料でしたら再度出していただけたいと思いますけれども、いいですか。
- 議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。
- 企画課長（山本銀男君） 出せる資料でしたらお出しをいたします。
- 議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。
- 10番（鈴木多津枝君） 本当にそういうところが何だか雲に隠れていて中身がよく見えないということで、住民の人たちが、まだ何か隠していることがあるんじゃないかなというふう

なことも私は何回か言わわれています。そこでは、この800円の町の負担についても、私も突然だったので、本当に何が隠してあるかということでは私にはわかりませんとしか答えようがありません。あるかもしれないし、ないかもしれないしという思いが半信半疑です。

そういう中で、今、業者と話し合いをしたというんですけれども、幾らが適正化という。その協議はいつごろ、誰とどこで行ったんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それは当然、今回の事業が始まるに当たって、昨年工事が施工する前から継続して、今回契約を行う前までの間継続して行っております。何月何日と言えますと、そこまでの私の記憶は現在ございません。

（「誰と」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それは、当然予算執行を伴うものですので、執行部と話をしております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） それを入札の後の契約を済ますまで議会に報告しなかった、議会に相談もしなかったというのはなぜですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 一つ誤解のないようにお願いしたいんですけども、利用料金としてのお金は、当初の説明から、利用する方、町民の方から、かわねフォンを使えば利用料金いただきますよということをお伝えをしてございます。その料金を町が持りますよと言つたのが昨年の9月のことですございまして、料金がかかりますよということは当然発信をしておりましたので、そこは町が持つのか、住民が持つのかということで御理解をいただきたいと思います。最初から料金が何も知らないというような説明は行っておりません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど町長は、国の制度は運営費には、公設民営の場合はないというふうに答えられましたね。国に相談をしたんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 当然、制度的なものにどういうものがあるかということは相談をしております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 最近ではいつですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 運営費の相談ということでございましょうか。

（「補助」の声あり）

○企画課長（山本銀男君） 補助自体は、現時点では、運営自体の補助はございません。それ

は、相談以前に、そういう法律が既にありませんので。ただ、いろいろな過疎地域活性化協議会等の要望事項として、全国の団体とあわせて要望を上げ続けているというのが現状でございます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 総務省の総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課というところがありまして、そこに聞いてもらったんですけれども、2013年、平成25年度から民間に設備を貸し出してサービスを提供する場合は補助制度はないけれども、自治体が自らサービスを提供する場合は、赤字の2分の1を特別交付税で措置する制度が2013年度からできましたという説明がありました。御存じでしたか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 自ら運営するというところにはあるというのは承知をしておりました。

○議長（中田隆幸君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思います。

これで、10番、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

6番、芹澤廣行君、発言を許します。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 6番、芹澤廣行です。最後になりましたが、事前通告に従いまして下記の質問を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議会だより速報版68号におきましては、町民の皆様に対して一般質問の内容、私の場合は、1、川根本町の観光振興、道路の諸問題について、2、資料館やまびこの活用についてのこの2項目でありましたけれども、今回、内容的には少し踏み込んだ形で行政側に質問させていただきます。

先ほど来、同僚議員より本町の産業である茶生産業のテーマについて、どのような打開策があるか、おののの議員、様々な切り口で質問がございました。また一方では、お茶の産業と同様、川根本町のもう一方の主たる産業であります観光事業においても、長期間にわたりまして当町への宿泊観光客あるいは日帰りの入り込み客の減少は、数字が物語るとおり長い間右肩下がりの現状であります。私は、観光客の入り込み数の減少の最大の要因の一つとして、当川根本町の道路事情の悪さといいますか、劣悪というまではいきませんけれども、それが最大の要因と考えております。

以下、川根本町を中心とした道路事情の現況と今後の展望について質問を行っていきます。

まず第1に、昨秋、藤沢橋の開通式を行った会場で島田土木事務所長が明言された内容の確認になると思いますが、所長の挨拶の中で青部バイパストンネル工事の詳細設計は平成26年度に完了し、平成27年度より着工すると明言されておりました。全てのトンネル工事完了の時期について、既に町長は情報を把握されていると思います。また、けさ渡されました土木事務所の7月9日の我々に対する説明会があれば、このような質問はなかつたと思うんで

すけれども、一般質問の提出が6月12日だったものですから、この件について、その時期についていつになるか、町長に明確な日時をお答え願いたいと思います。

第2に、長島ダム建設に伴って整備された川根本町の一番奥の新設接岨大橋までは本当に立派な道路が完成し、地元住民は大いに利便性を得ることができますのが現実です。しかし、その奥の閑蔵線の整備はいかがか。毎年1億円の予算という中で、長島建設が漸次、予算の範囲の中でかなり高度な規格の道をつくっております。それは、私も6月8日に現地を視察しまして確認してきたところであります。

しかし、その以南の閑蔵から整備された道までの井川右岸の大部分は、皆さんもほとんど知つておられると思うんですけども、非常に狭隘な道であり、カーブも多く、落石も多く、本当に危険な場所であり、私は落石に当たったことはございませんが、ただ川根本町にいらしたお客様に、井川もあるよ、畠薙もあるよ、静岡までも行けるよというふうな案内は恐ろしくてとてもできるもんではありません。本当にいつ事故があつてもおかしくないような道であるということは、町長はじめ皆さん、この場にいる方はほとんどの方が認識されているということでございます。

これは、とにかく接岨の大橋を渡つた瞬間に、道路がここで終わってしまうのかというふうな感じはいつも私は持つております。それが本当に、接岨大橋を渡りまして井川の右岸をぐねぐねと井川まで向かっている間の道というものは非常に劣悪でありまして、危険であり、また拡幅というふうなことを考えても、非常に井川の上流、中流域くらいになるんですけども、狭隘な部分でありますて、山を削るのも不可能であり、張り出しを出すのも不可能なような道が約6キロと少し続いております。

しかし、その道の中で、長島建設が整備されている井川からの道が毎年、毎年出てきますので、将来的には、その危険な川沿いの道を回避して、井川閑蔵線をトンネル化するというふうな夢のような話も、これは近い将来必ずや必要になってくるという意味で続けての質問をさせていただきます。

その井川右岸の狭隘な危険な道を一部トンネル化するというふうなことは、町民の皆さんには、おのずと井川の皆さんも含めて望むところであります、町長の、現在のあの道を見て、通つた上の所感を伺いたいと思います。

また、当日、井川の住民の多くの方にお話をされる機会がありましたもんですから、どのような形での道を考えるかというふうに聞きますと、私どもの川根本町の旧本川根の役場、総合支所から井川の静岡市の支庁まで、井川閑蔵線を通つても25.9kmしかないわけです。非常に遠いような地区に映りますけれども、距離的には26km弱というふうな非常に近いところであるけれども、感覚的に道があつて遠いというふうな、そんな感じがしております。

それから、井川住民の皆さんと話す中で、昭和36年8,000人とも9,000人とも言われた人口が、きょう現在、わずかに500余名というふうな極端な減少をしている中で皆さん生活をしているわけですね。中学生が1年生から3年生までで3人、小学生が1年から6年まで10

人、これでも立派に学校を運営し、静鉄のジャストラインはもうあそこに行っていませんもんですから、市営のバスで最南東の中学校から田代のほうまで市営バスを動かしているというふうな現状であると。その中で多くの皆さんが、本当に歴史的にも川根地区の皆さんとは長いおつき合いがあるし、今後も何としてもつき合いを深めていきたいと。その一つの難点になっているのが井川閑蔵線であるもんで、これをトンネル化するということについては、川根本町の町長をリーダーとして手を挙げてくれれば全面的に協力するしという意見が自治会連合会の会長の森竹さん、それから観光協会の会長、それから森林組合の会長、皆さんと面談しても、やはりそれはもういい話だと、ぜひ早急に動いてくれというふうなことのお話を承ってまいりました。

それと、この質問をするときに、前段の事前通告では、井川閑蔵線の現状と早期の整備について川根本町としてどのように考えているかということと、井川、雨畠林道の現状と復旧開発の見込みについて、これは議会運営委員会で本当に真剣に議論させてもらいまして、地番が違うところの道路の問題については、芹澤、いかがなもんかということで、きょう配られた資料の中には雨畠線、閑蔵線という具体的な名前は載っておりません。しかし、私が、本当にこの町が衰退の一途をたどる中、きのうの井林代議士を囲む会でも、石破大臣は何遍か「消滅」というふうな恐ろしい言葉を発したわけですね。それから統計的にも、実際40年にはあの町は4,000人になるだろうというふうなことも新聞紙上で書かれております。

しかし、我々は、この町で生まれ、この町で育って、絶対にこの町を存続するんだと、滅亡させてはいけないという意味に立って、現在、観光道路としている接岨峡温泉でとまっている道路を何とかこじあけて、静岡まで、あるいは夢のような話ですけれども甲州、信州への道の周遊道路として何とかならないかという観点で、3日ほど取材に行ってまいりました。

雨畠線につきましては、山伏以降は23年の大雨で完全に崩落して通行不可能であります。あくる日、6月9日に早川町に飛び入りで入って、町長に会わせてくれと言ったら、残念ながら町長は出張中だということで、担当の方が、日軽金が自分でつくって使用している雨畠ダムの上流7kmぐらいまで案内してくれたわけですけれども、やはりそこから先もだめだということで、恐らくこれは県が主体となり、静岡も応援する事業の中で、川根本町から井川を抜けて甲州、信州への周遊街道というものは当面の間無理だろうというふうな感じは、私いたしました。

その帰りに、その前の日ですか、井川に行きました、23年に崩れたいわゆる県道南アルプス公園線を井川ダムの法面を通りながら、富士見峠を通りながら牛島におりてきました中で、もう完璧に補修されております。大きな崩れが3カ所あったわけでございますが、その間、井川の住民は口坂本経由で通っていたわけですけれども、驚くほど立派な道に改修されております。これはリニア新幹線の資材を輸送するという意味において、国交省が中心となり、あるいはJRの希望もあってつくった道だと思います。たまたまきょう発行された「いかわね新聞」にも、ここに7月18日から8月31日まで畠薙のほうまでバスが通るよというふうな

ことも、きょう見たわけですけれども、恐らくあの道はもう完璧に修復されております。ということは、我々が願わくば馬路橋がてこぼっている、あるいは海老塚から久能までをおりる落差が600mに対しての山麓路の設計書もない中で、どうして周遊道路を我々が求めるかという観点に立てば、南アルプス公園線を利用しながら、我々としては何としても行政を中心には、あるいは近隣の市町と協力しながら井川閑蔵線のトンネル化というふうなことをこれから求めていかなければならぬと思いまして、数々の困難がありますけれども、その都度、町長の御意見を承りながら質問を続行させていただきたいと思います。

これは、最後になりますけれども、我々議員が昨年6月にリニア新幹線の斜杭を前提に見に行ったわけですけれども、あの大井川の最上流域の崩れ方というものは本当にもう惨憺たるものがあります。これほど山が崩れるのかというふうなことで、これは大倉財閥が明治に購入した2万4,000町歩を無計画に切り倒してしまって、その結果、山体崩落みたいな形での土砂が大井川の上流域に流れ込んでいるわけですね。その山体の砂防の役目をしているのが畠薙第一ダムなんです。これは中電の皆さんも認識しておりますし、我々も、あの畠薙第一ダムがなければ、あの膨大な土砂が下流域を襲ってくるということは目に見えております。畠薙第一がだめになれば畠薙第二がつぶれる。第二がつぶれれば井川がつぶれる。井川がつぶれれば奥大井がつぶれ、最終的には長島ダム、この堆砂までも将来予測されます。こうなりますと、一自治体あるいは一電力事業者、中部電力だけの仕事ではないと。これは国策的に大井川を守っていくというふうな意味において、恐らく国交省の中でも、この畠薙第一ダム、第二ダムのしゅんせつというものは、試しにも平成10年には畠薙第一ダムのしゅんせつを始めております。

こういう意味においても、その上流域で堆砂した堆砂物を下流に運ぶと、これは静岡もいいし、早川という意見もあったんですけども、雨畑林道がだめであり、我々はこの井川閑蔵線を整備して、そのしゅんせつ物を搬入してこの大井川流域を守るということも、我々の町長を中心とした我々の町民あるいは議員の責任だと考えております。

それから、最後になりますけれども、2番目の資料館やまびこの活用について。

これは、昨年の12月の議会で一般質問でさせていただきまして、町長も教育長も前向きに無料化という方向で考えておりますということをおっしゃっていただいたわけですけれども、きょう現在、料金の改定はなされていないと。これをぜひ無料化、あるいはもっと安くするとか、いろんな方法はあると思うんですけども、とにかく町の宝あります資料館やまびこに多くの観光客を呼び込んで、この川根本町の宣伝をする。

先ほどいろいろな議員から南アルプスエコパークの事業の進展についての拠点づくりとかというふうな議論の中で、やはり資料館やまびこに多くの観光客の皆さんを誘致しながら、そこでこの町とエコパークの宣伝をしていくという意味で、ぜひとも入館料の改定ということをお願いしたいという意味で質問をさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの芹澤廣行君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、芹澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず初めに、国道362号青部バイパストンネル工事の完成の明確な期日についてという質問でございます。

この工事は総延長1,194km、青部バイパス2工区は、昨年度、藤沢橋が供用開始をされ、多くの方に利用をいただいております。そしていよいよ本年度から延長324mのトンネル本体工事に着手をいたします。現在の計画では、平成29年度までの3年債務による工事発注となり、12月県議会で工事請負契約の締結についての議案が上程をされるということになっております。

現在のところ、トンネル本体工事の完成期日は平成29年5月ごろと予定をされております。

今申し上げました工事は、トンネル本体の掘削及び軸体の工事であり、トンネル本体工事完成後、トンネル内の照明、防災設備や前後の取り合い道路の工事が必要となります。島田土木事務所川根支所では、平成25年度末の青部バイパス全線供用開始を目指し、トンネル本体以外の工事も順次発注する予定であると聞いております。工期につきましては、トンネル掘削中の地質の変化、湧水などにより工法等が変更になる可能性があり、これに伴い工期の延伸が必要になる場合がございます。そのため、現時点で明確な完成期日をお示しすることはできませんが、平成29年5月はあくまでトンネル本体工事の現在の完成予定期日であります。このバイパスの全線供用開始により、大型車両同士のすれ違い困難による渋滞の解消や、現道における雨量交通規制に影響されない通行が確保されることで、安心・安全な道路利用が可能となり、本町にとって様々な分野で大きな影響を与えてくれると思います。

そのため、一日も早い全線供用開始のため、県・国への要望活動を今まで以上に行ってまいりたいというふうに思っております。ぜひ町議会からも後押しをお願いしたいというふうに思っております。

なお、既に通知を差し上げておりますが、7月9日に島田土木事務所職員により静岡県の道づくりや町内で予定されております土木事業の説明会をしていただくことになっております。説明会には議員の皆様をはじめ、区長の皆様、観光産業の各団体の皆様、教育関係の皆様に御参加をお願いしております。ぜひ御参加いただき、静岡県の道づくりについての説明を聞いていただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、南アルプス公園線と連携した奥大井の観光事業振興についてという質問でござります。

議員が言われる静岡県県道60号南アルプス公園線は、御承知のとおり静岡市内の国道362号の清沢地区に近い八幡から大川地区、諸小沢、大間を抜け、静岡市街地からの県道189号との合流地点を通過し、井川ダム井川本村、畑薙第一ダムの先静岡市東俣林道に接続するための間約74.3kmの主要地方道でございます。

議員が御提案の南アルプス公園線と連携した奥大井の観光振興には、川根本町と静岡市井川を完全2車線で結び、県道189号を経由し、川根本町、井川、静岡市街地の周遊路線を確立することが必要であるとの提案だと思っております。

本町は、旧本川根町のときに奥大井地域振興協議会を立ち上げ静岡市井川地区との連携を持ち、両地域の観光振興を図ってきた経緯もあり、両地区の観光業界、大井川鐵道、中部電力、当時の県行政センターなどで組織をしておりました。今なお井川の方々と親交を温める町民も多くございます。

そのような中、地方道閑蔵線の接岨地区から閑蔵地区までを交流ふれあいトンネル橋梁事業が平成11年に完成し、2車線道路、トンネル、橋梁が開通し、より井川地区が身近になりました。しかしながら、井川への道路はまだまだ狭隘部分が残り、交流のネックとなっていることは間違ひございません。

また、昨年9月に発生をいたしました井川線の尾盛駅と閑蔵駅間の崩土により、現在、南アルプスあぷとラインも千頭と接岨峡温泉駅の運行であります。やっと治山工事に手が入り、線路のつけかえ工事を経て開通は来年の春先ごろでないかということです。このことも含め、本町から井川方面への観光客の流れはほとんどないというのが現状であります。

静岡市閑蔵から静岡市井川までの市道閑蔵線の今後につきましては、静岡市において平成22年度ころから整備を実施しております。しかし、地形が急峻であることから全面的な拡幅改良が困難であり、局部的な整備となっております。静岡市からは、当道路について引き続き整備を実施していくと伺っておりますが、静岡市との交流は本町と静岡市を結ぶ国道362号バイパスをまず優先して、本町への交流者を島田市側からと静岡市側からの2本を確固たるものにすることが必要かつ現実的ではないかというふうに考えております。

将来的には、時間も費用もかかると思いますが、閑蔵線の拡幅、もっと先には井川、雨畠林道、早川から山梨県へというルートも構想としてはあるわけですが、当面、川根本町までのルートと町内の国道、県道の整備に全力を挙げて国・県に要望していきたいというふうに考えております。

次に、南アルプスエコパーク登録後の地域振興策でございますが、先ほど中澤議員の質問でもお答えをしておりますけれども、3県10市町で構成をされております協議会では、南アルプス世界遺産登録活動を前面に活動からエコパーク推進と地域活性化につなげる方策の検討をするという方向性が構成市町村の大の方の考え方と述べました。

自然に恵まれたこの地域の資源を磨き上げるという意味では、奥寸又の観光資源に磨きをかけるためのコース開発を含め、資源調査・周遊コース調査が必要ではないかと考えております。芹澤議員12月の一般質問でお答えしたように、光岳や本州唯一の原生自然環境保全地域へは、現在アクセスが途絶えていることは誠に残念でありますが、エコパーク理念「自然と人間の共生」をテーマに、今ある町内の資源と静岡市井川地域との連携により振興を図つてまいりたいと思います。そのためには、議員が言われます国道、県道の整備や新たなア

セス道路構想も必要なことも十分承知しておりますので、地元選出の先生方にも現況をお話しさせていただき、少しでも実現できるよう要望をしていきたいというふうに思っております。

資料館やまびこ活用等についての質問でございます。

さきの26年4月議会定例会におきまして議員から一般質問いただきました。資料館やまびこにつきましては、議員御承知のとおり、平成元年の長島ダム水源地域振興整備計画により建設が計画、議論され、平成4年に教育・学術・文化及び地域の振興に寄与することを目的に建設をされ、現在に至っております。

平成26年6月には川根本町全域が南アルプスユネスコエコパークの登録を受け、関係者の努力により拠点施設の一つとして展示物等の整備がされており、地域の歴史や文化のほか、環境学習及び南アルプスの自然環境の学術的拠点施設となりつつあります。平成26年度の入館者は2,187人、前年対比106%、入館料は37万1,040円、前年対比113.2%となっており、平成4年度から平成26年度までの累計入館者数は14万3,619人、平成20年度以降は年平均ほぼ2,000人で推移をしております。

現在の入館料につきましては、川根本町資料館条例により、高校生以上が200円、小中学生は100円、20人以上の団体割引につきましては、高校生以上が160円、小中学生は80円となっており、町内の小学校児童及び中学校生徒等が教育課程に基づく教育活動として入館するとき、また町または教育委員会が主催する教育、学術または文化に係る研修として入館するときには、川根本町資料館条例施行規則第5条により入館料の減免を受けることができます。

南アルプスユネスコエコパークにおける町内の拠点施設の一つとしてだけではなく、同じく県内の南アルプスユネスコエコパークである静岡市井川地区との連携における拠点施設として、次世代を担う子供たちや多くの方々の環境学習にさらに役立っていくため、近隣施設との連携を図るとともに、情報発信を行いながら多くの皆さんに立ち寄っていただける施設にしていきたいと考えております。

また、本町社会教育ビジョンにおきましても、地域の歴史や文化のほか、環境学習及び南アルプスの自然環境の学術的拠点整備としての整備充実を図り、南アルプスの総合的学习の場を確立していくことにしております。

入館料につきましては、社会教育施設の適正かつ円滑な運営を図るため、川根本町教育委員会の諮問等に応じ審議をしていただく川根本町社会教育施設運営委員会や教育委員会の御意見、また地元の皆さんと密接に関係している施設でもございますので、接岨地区の皆さんのお意見を伺いながら、無料化に向けて検討していきたいという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 訂正をお願いします。申し訳ありません。

青部バイパス2期工区の総延長です。先ほど1,194kmと申し上げましたが、1,194mです。

訂正させてください。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 町長の答弁、誠に前向きであると思っております。とにかく今まで我々が観光に行って、その場所からまた戻って同じ道を戻ってくるというふうな観光の組み立てというのは、どこのエージェントもやらないんですね。ここを見て、次を見て、最終的には一周回るような形で起点に戻ってくるというふうなものが観光の主たる基本だと思うんです。それがある瞬間、ここからもう通れないよということで我々も苦しんでおりますが、町長の答弁のように前向きに進めていただきたいと。

それがためには、町長、やはり川根本町が中心となって静岡市井川地区、島田地区、それからほかにもあるんです。これは、今年の3月におやめになった島田の自民党の女性の県会議員が、これはすごく政治的な発言だったと私は思うんですけども、リニアが通ることは確実だと。濁水のおそれも、流入量も減るということも、つくる側は万全の体制をつくるというふうなことを言っているんだけれども、やってみてからでなければ結果はわからないと。その代償としてトンネルの1本ぐらい掘ってもどうだというふうな乱暴な政治的な発言も公式の場でされていたという記憶があります。これは、やっぱり大井川水系全体を、将来あと50年、100年にわたって守っていくというふうな意味において、しゅんせつも兼ねたいわゆる櫛島から二軒小屋、それから島田に至るまでの2車線道路というふうなことを、ぜひとも根気よく、川根本町が主体となって近隣の町を巻き込み、あるいは長島ダムの水を利用して市町にも呼びかけながら連合艦隊をつくる、その司令長官が川根本町の町長と。恐らくこの事業を完成すれば歴史に残る町長だというふうに私は考えております。ぜひとも早急にこの協議会、名前は何でも結構です、井川閑蔵をトンネル化すると、その設立のための準備会なり、意見交換会ということを早急に町長、各市町に呼びかけていただきたいと思います。どうですか、やる気があるか、もう明確にきょうは発言していただきたい。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これはおのれ別に対応しておりますけれども、長島ダムの水を利用している下流の市町に対しましては、当然ながら上流の水源地を守っている川根本町のために支援をお願いしたいということで、これはダム建設当時から対応していただいている。

しかしながら、今現在、若干金額が減っております。その関係についても、各首長には、そのようなことでは困るから、何とか以前のように、もとに戻してもらいたい、それはリニアに関係する大きな節目であるから、そういう対応をしてほしいということは申し上げております。

それからもう一つ、道路の関係、これにつきましてはユネスコエコパークの登録を受けたということもございまして、天竜川、藤川並みに、やはり両岸に本来は大井川の山梨へ抜けるまで、長野に抜けるまでは当然ながら管理を国がするようなつもりでやってほしいということも含めまして、今現在、早川と静岡市、それから川根本町がエコパークの絡みの中で協

議会をつくって道路整備をしていこうというようなことの発足をするような予定になっております。これは具体的に、間もなく第1回目の会合をやりますけれども、そういう方向性もあるということで、これは当然ながら山梨県も静岡県も、県知事も入った中の対応になるだろうというふうに思っておりますので、大井川からが行きどまりではなくなるというような構想を打っていきたいということで、今鋭意努力し、それが具体的になってくるであろうというふうな予想をしているところであります。これにつきましては、当然ながら、また決まりましたら皆さんにもお知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

ですので、主導権をどこで持つかというのは非常に大事なところがありまして、今現在、ユネスコエコパークの関係は静岡市が全体の3県10市町の会長をやっているもんですから、やはり静岡市が中心となって、リニアの関係もございますので対応していっていただくということが一番賢明ではないかというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） わかりやすい説明をありがとうございます。

話が前後して、私もちよつと恐縮しておるんですけども、各隣接市町あるいは下流域の市町を巻き込んだ協議会というふうな前に、来年の4月から静岡を核とした広域消防事業が始まるわけですよね。そうなった場合、総合支所から井川の支所まで25.9kmと非常に短い距離、我々に対して応援要請は当然来ると思うんですよ。それが大型の、現在持っている消防自動車がなかなか危険を伴うと。消防の担当に一部聞きましたら、少し幅員の狭まったものも購入する予定であるというふうなことも聞いておりますが、この井川閑蔵線のトンネル化という意味は、私が先ほど述べた以上に消防の広域化というふうな意味で、一番近い応援部隊を抱えている川根本町、それと静岡と結びつけるということで、ぜひ静岡市長を動かしていただき、川根本町の安全を守る、あるいは井川の安全をお互い守るというふうな意味でぜひ進めていただきたい。むしろこっちのほうが話は早く進むというふうな感じもいたしますので、ぜひ頑張っていただきたいと。これについても決意表明をお願いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 決意表明というよりは、やはりそのような方向でやるべき時期に来ているということは痛切に感じております。特に広域消防の件がありましたけれども、やはり今現在も井川から川根本町へ来て、それから362の静岡バイパスへ行ったほうが早いというようなこともありますし、また、千頭周辺では、井川の皆さんのが買い物、床屋等にはいらっしゃるということもお聞きしております。やはり今現在は川根本町のほうへおりて来たほうが速い、道路もいいというような状況があるもんですから、やはりその辺も含めて、今後は静岡市に頑張っていただいて閑蔵線の整備をやっていただくと。これも静岡市のほうでは総合計画の中にも入っているようでございますので、大変計画的に進んでいくのではないかということがございます。しかしながら、計画的ではいつになるかわからんということなもんですから、その辺を、防災を含めた中で、もっと早い対応をしていただくように私のほうか

らも要請をしていく必要があるというふうに思っております。これは広域の消防が来年度からになりますけれども、その中でも必要だなというふうに十分承知しております。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 町長と全く同じ思いであって、うれしく思います。ぜひとも進めていただきたい。

その道路が近いうちに開通すると思うんですね。その曉について、これは事前説明というよりも、お答えは要りません。私の意見として、本当にこの観光事業を伸ばすという意味で、今年の4月に観光業界、商工会、もちろん役場も含めて会議を起こしたわけですね。その中で何がナンバーワンかと、オンリーワンというのは川根本町のどこにあるかという議論がいろいろ出まして、7班か8班に分かれて最後の結論を出したわけです。その中の大多数、ほとんどがオンリーワンはアパートだけだと。いい温泉も、いい景色も、いい滝も、いい海も、うまいものもあると。しかし、日本で一つしかないものは、もう何が何でもアパート式電車、これはもう全面的に押し出して観光客の呼び込みを図っていこうというのが最終結論だったわけですね。

今なぜ、じゃあ井川線の宣伝がされていなかったかと、余りされていないかと。これは皆さん御存じのように、井川線の収支決算上のある電力会社の補助金絡みの話で、こういう場所でそれを軽々に話すことはできませんけれども、そういう経過があって、必死でアパート電車を宣伝した経過はありません。これは、全国1億2,700万の皆さんと、スイスと同じようなアパートが静岡県の大井川の中流域にあるんだと、一遍見に行こうということでいらっしゃる。何だ、こんなもんだったのかと思われても結構だけれども、とにかく来ることが大事ですよ。一遍来て、国民の10%、20%が一生に一度だけ来てくれれば、恐らくそういう意味での宣伝にはなると思うんですね。別にこの答えは要りません。

そういう中で、アパートの区間を新しい日高エクリプスですか、この運行がどういう形で井川線を利用するかというのはまだ未知数ですが、運輸省の許可を得れば、市代ダムから最短の長島ダムの向こう側の駅まで連続運転を繰り返しながら観光客を消化していくというふうなことも、本当に川根本町の観光入り込み数を増やす、あるいはそこの周りから地元に宿泊してくれるというような可能性もあると思うんですね。そういう、多分井川から、あるいは島田から潤沢なお客が入ってくる中で、我々の川根本町の地所は約5万ha、中には、我々も知らないようなすばらしいところもあるわけですよね、今から新しい施設をつくる、新しいものをつくるというのは財政的に無理であれば、現在あるものを探し出して磨き上げると。

井川地区も大体、大倉喜八郎さんが持っていた民有地2万4,000町歩を含めましても約5万町歩、井川と川根本町を合わせれば大体10万町歩というふうな広大な地所になるんですね。その中には、探して探せば本当に立派な観光資源となるものがたくさんあると思うんですね。そういう意味で、アパートの関連も含めて、自らの住んでいるところを愛して、隠れた宝物

を掘り出していくようなことを今後我々は、行政をはじめとして、議会も協力しながらやつていきたいというふうに思っております。

まだ時間がありますけれども、大分遅くなりましたものですから、これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） これで芹澤廣行君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。



◎日程第2 川根本町議会議員派遣の件

○議長（中田隆幸君） 日程第2、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりに決定しました。



◎閉 会

○議長（中田隆幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第2回川根本町議会定例会を閉会します。

長い間御苦労さまでした。

閉会 午後 4時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 6月26日

議長 中田 隆幸

署名議員 小籐 侃一郎

署名議員 菊田 靖邦